

午前十時 一分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしてあります議事日程第五号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。通告の順序により、発言を許可いたします。

○二十二番（河野敦則君） それでは、質問事項に沿って質問をさせていただきます。

私も議員をさせていただいて五期目ですが、一番というのは初めてでありまして、大変うれしく思っておるところであります。

それから、質問に入る前に、市長初め温泉行政にかかわる方々に一言だけお礼を申し上げておきます。

さきの浜田温泉につきまして、いろんな論議がありました。まだまだ解決するものも随分残っておりますけれども、地元の皆さん方の御意見を集約させていただきますと、今、大変すばらしい温泉が、新しい温泉が姿をあらわしてまいりました。特に喜んでいるのは、今まで使っておりました公民館が、温泉の二階にありました。非常に階段が急で、机を並べても端にボールを置けば一番端まで転がっていくというような傾いたような形の中の公民館でありました。浜田の児童公園の端に市の御配慮をいただいて立派な公民館も、もう棟上げも済みまして、あとは内装部分が少し残っているような状況で、でき上がりつつあります。この新しい公民館について、バリアフリーも導入し、トイレについては車いすに乗った方々もトイレを利用できるというようなすばらしい公民館ができつつあります。そういうことで先ほど申し上げましたように、まだ解決しなければならぬことが残っておりますけれども、温泉ができ、新しい公民館ができ、浜田の地元の住民の方々は大変喜んでおります。心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、本題に入ります。まず観光行政について、観光客誘致についてということでもありますけれども、観光客の誘致については、いろんな誘致方法があるというふうに私も認識をいたしております。今回はただ一点に絞らせていただいて、御承知のように別府には観光施設が随分あります。しかしながら、いまだに地獄めぐり、それから隣接する高崎山、マリーンパレス、このコースが、今別府観光の目玉ということで、もう過去何十年間もこういうものが続いております。そういう中で新しい観光施設といえますか、観光に貢献できる、寄与できるようなものは何かないかなというふうに今考えております。そういう中で、これは幸か不幸かアメリカのテロ事件がありまして、国内旅行が随分ふえてきた。昨年の年末の宿泊客も別府には随分、今までかつてないようなお客さんが見えられたということも伝え聞いております。ただ残念なことに、この別府市の観光客が見えたときに一番目にかかる、何でこういうふうになっているのかなという疑問点を何点か、東京、大阪、神戸、名古屋の方に知り合いがありますけれども、私に投げかけを受けました。それは、櫛港の跡地そして駅前の近鉄の跡地であります。

御承知のように櫛港につきましては、国・県・別府市で、私に言わせると、当然あれは造成をしながら、いつの時期かに売却をするという方向で埋め立てをしたのではないかなというふうに思っております。そういう位置づけではないかなと思っています。

もう一点、近鉄の跡地でありますけれども、もう近鉄も撤退をして随分になります。そしてまた、あそこを解体して更地になりました。

そこでお尋ねしたいのは、今の時代、経済が悪うございまして、いろんな方々があの近鉄の跡地を民間でという話を私も伝え聞いておりますけれども、やっぱりあの跡地、あの面積を別府の地で取得をして何か事業を興そう、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。経済界それから観光業者の方々といろいろ話を私もさせていただきましたけれども、できればあの近鉄の跡地を別府市が取得をし、官民一体となってそういう施策はとれないのかな。ですから、言いますように当然櫛港は売却そしてまた近鉄の跡地を行政の方で取得をしながら、官民一体となって何か観光、そしてまた経済に寄与できるようなものがないかなという思いが私は今いたしております。

そこで、取得するものもなかなかお金が要ることですし、財政上の面もいろいろ考慮しなければいかんと思っておりますけれども、あのまま近鉄の跡地を別府市の一番メイン通りの顔の部分に当たりますので、そのままにしておいていいのかなという思いがします。それが取得に向けて、例えば別府市が取得になれば、官民一体で検討委員会、そういうようなものもつくっていただいて、どういふものが別府市に一番ふさわしいのかなというものも、民の人も入れていただいて検討するべきではないかなというふうに思っています。

突然の行政側に近鉄の跡地を取得したらどうかという提案でありますけれども、そこら辺で行政側として何かお答えがあればお尋ねをしたいというふうに思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、近鉄の跡地の件で、市が取得したらどうかということでございます。御承知のとおり近鉄につきましては、昭和三十五年に進出いたしました、以来三十四年、平成六年八月に百貨店を開鎖したということでございます。その理由といたしましては、商圈人口の減少でありますとか、競合の激化、御承知のとおり昭和六十三年十月に大型ショッピングビルでございますコスモピアの開店というようなこともございまして、さらには景気の低迷によります業績の悪化等の理由により撤退したものでございます。以後、平成十年十月から、老朽化と再活用策がないことを理由に、近鉄側といたしましては解体工事に着手したということでございます。翌年の十三年三月には解体工事を終了いたしております。この間、平成七年五月、市長就任以来、現在まで別府市の表玄関であります、先ほど議員のお話しありましたとおり、JR別府駅の駅前の一等地が空き地になっていることでありまして、別府の経済・観光に大きなイメージダウンといえますか、そういうことがあるわけございまして、先ほど申し上げましたように、市長が二十数回にわたりまして近鉄の方にお願いをいたしております。そのお願いでございますが、駅前通りの立地条件を生かした集客力を有する施設の誘致ということをお願いをしてきたところでございます。

さらに、御承知のとおり暫定利用策といたしまして、別府市のイベント等の開催等への有効活用をお願いしたところ、近鉄様の御厚意によりまして、フェンス・駐車場等の整備を御協力いただきました。昨年は温泉まつり、別府夏まつり、BEPPUドリームバル、別府HANABIファンタジア等々開催への御協力をいただきまして、用地の有効利用・活用をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、鋭意引き続きお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございますが、ただいまは取得というようなことでございます。官民一体となった組織というようなことでございますので、この点につきましては、御提言につきましては、内部で十分協議をいたしまして、別府観光・経済の発展のため寄与できるような方策で取り組んでまいりたい、このように考えております。

○市長（井上信幸君） ただいまの御指摘の件ですが、今、部長が概略を申し上げました。多少補足させていただきますが、前段の楠港の件でございますが、もう私が就任したときはでき上がっております。以前からの引き継ぎということで一つの企業の使いということでまいりましたが、これはどうも私としては、別府にはそぐわないと思ひまして、一応そのままに、中斷をしております。その後、物販の企業も参りました。ただ、その企業が来たために、現在盛業の企業がやはり倒産に追い込まれる、または廃業に追い込まれるというようなことではまずいということで、これまたよほど内部で慎重にしなければいかんということでございました。また、そのまま全部売ってくれという企業もございましたけれども、それでは別府のためにならない。やはり現在、別府で営業している方々が喜んでいただける、また市民も喜んでいただける。そして出てきた企業も繁栄をしていただく。そういう企業をということで探してきているわけでございますけれども、なかなか今までにそういう該当がありません。その一つの中で、何かもうホテルという、五つ星ホテルという話もございましたが、これも何か立ち消えになりました。こういうことであらゆる話があつておりますけれども、これという優良企業が見当たらないというのが現状でございます。

それから近鉄問題でございますが、御案内のとおり、もう近鉄は平成六年八月に撤退いたしました。これは、先ほど部長も言いましたが、北浜の再開発ということから、また大きなトキオが出てくる、コスモピアの店舗ができた。大体十万都市では売り場面積が一万平米までというふうな一つの百貨店の中でのそういう申し合わせみたいなのがあるわけございまして、それ以上になると恐らく両方とも立ち行かなくなるというようなことをちょっと耳に挟みましたけれども、これは定かではありません。そういうことで近鉄さんが、永年三十数年ここで培っていただいたわけですが、平成六年八月に撤退をした。私が就任したのは七年の五月でございます。その後、部長も言いましたように、当時、田中社長さんにもお願いして、何とかあそこをひとつ優良企業を引っ張ってきていただきたい、また、お任せするのでそういう企業をということでありましたけれども、なかなか該当するところがございません。一つだけ該当していたのです。そしてよっぽど出てくる可能性を秘めていたのですけれども、これがアメリカの方で、アメリカは当時は日本と同じように、今のように非常に低落傾向であったということで、アメリカで失敗をしたわけですね。それで資金的に難しいということで撤退をした。その売買の話は近鉄さんでもあったようでございますが、問題がなかなか解決できなかった。

私どもがお願いしたのは、パチンコ屋さんは何とかひとつ、あの場所にそぐわないので御遠慮させていただきたいのだが、それには協力してほしいということを近鉄の社長にお願いしたところ、近鉄さんも快く受けていただきまして、パチンコ屋さんだった販売が、話が成立していたようでございますが、これもやはり別府市の市民の方々のためにということでやっていただきました。

そういうことで現在、ずっと流れてきましたが、どうもあの建物が今度は迷惑施設だということで、先般御案内のように十二月十月に解体工事に着工し、その後荒れ地になっておりましたが、観光協会やら観光業者の皆さん方、駅前通りの方々が要望をしていただきましたので、再度近鉄さんにお会いしまして、何とかあそこをひとつ整備してほしいと言ったところが、気持ちよく、千五、六百万と聞いておりますが、全部きれいに整地していただきました。そして、別府のためにということで、別府が何か行事するならばお貸ししましょうということで、現在に至っている、こういうことでございます。

御指摘の点であります。経済界あるいは観光業界、駅前通り会、商店街の方々の「何とかならんかな」という声が今出てきております。そういう声なき声をひとつ吸い上げながら、また河野議員の御指摘の点も一応しんしゃくしながら、今後前向きに努力させていただきたい。相手があることですから、成立するかどうか。相手は、もう……、難しいです、これ。相手があることだし、また値段の問題もあるし非常に難しい面もありますが、前向きに努力するというところでひとつ御理解いただきたい。お願いいたします。

○二十二番（河野数則君） 近鉄が撤退し、今いろんな流れの中で私もそのことはよく存じ上げております。といいますのも、ちょうど私が議長時代に撤退の話が決まりまして、前市長と近鉄の本社の田中社長に私も何回かお会いをした経験がありますので、今までの経過は十分わかっております。ただひとつ市長、近鉄が百貨店部門だけを別府で撤退をして、現在地を近鉄さんが跡地利用で何かやろうという計画は、全くないようにあります。いい買い手があれば売りたいというような意向にありますので、できれば先ほど私が申し上げたように、行政の中でそういうような話を詰めていただいて、官民一体となってあの空き地のいい利用方法をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次にまいります。それからもう一点、御承知のようにこういう不況の中でゴルフをする人口も随分減ってまいっております。別府市が五％出資いたしております扇山ゴルフ場もそのとおりといいますか、非常に利便性のいい地にあるのですけれども、なかなか思うように入場者がなく、売り上げも上がっておりません。

そこで市長、先般、私が老人クラブの連合会長さんそれから役員の方と会う機会がありまして、いろんな話し合いをさせていただいたのですが、以前はゲートボールが非常に盛んで、別府にも一泊、二泊型のゲートボールの大会、そしてまたゲートボールをしながら日帰りの方々がたくさん見えられておりましたけれども、今は主流はグラウンドゴルフに変わりつつあります。普通のグラウンドゴルフですと、空き地に傘のようなものを差して、そこにボールを入れるという簡単なものですが、正式なコースは、やはりゴルフのようにフェアウエーは芝を張り、グリーンもちゃんとあるわけですね。しかし、そのグリーンは、普通のゴルフのようなちゃんとしたものでなくていいのです。普通のフェアウエーにちょっと毛が生えたようなグリーン。ですから、例えばグリーンを盛り土をしてつくとか、そういうことではありませんが、フェアウエーの先にグリーンがあって、大体全長が一キロ、千メートルもあればできるというようなものなのです。大体普通のグラウンドゴルフ、パークゴルフ、いろんな名称がありますが、原点は「グラウンドゴルフ」と言うのですけれども、そのグラウンドゴルフが、今老人会そしてまた若い方々にも、ゴルフをしない方も簡単にその場でできるという利点があって非常に人口がふえている。

先般、土地開発公社で――昨年ですけれども――山口市に視察をさせていただきました。その中に、工業団地をつくる中に運動施設の一つとしてパークゴルフ、それも十八ホールあります。しかし、ここの十八ホールは全長が六百六十メートルしかないのです。それで十八ホールでパー六十六です。ですから、パーフォーのコースがあって、ほとんどがパースリーですね。それで短いパースリーは十五メートルか二十メートルぐらい。それでパーフォーで長いやつで四十メートルぐらい。ですから、この施設を私が何でこういうふうに申し上げるかということ、扇山のゴルフ場の中にもまだ残地が随分あります。御承知のように入り口の二番の南側ですね、二番の南側。それから入り口のすぐ下の、以前三番を、今の三番のショートコースをティーランドを後ろにやって、あれを三百ヤードぐらいにしてパーフォーにしたかどうかという改修案が出ていましたけれども、二番のグリーンの下側も随分空いていますし、二番の打ち下ろしの南側の山がありますけれども、その道路側も随分空いています。あれを全部取り込んでうまくつくれば、すばらしいコースができるのではないかなと。そして、今レストランの方も白菊さんが入っておられますけれども、今

のお客さんではなかなか、やっぱり経営面も難しいという話も聞いています。

そこで、これは資料を取り寄せましたけれども、大体この山口のグランドゴルフパークゴルフですけれども――利用人員が平成十二年度で……、これは地元の人だけです、山口市に余り観光客、市には余り来ませんから、周りには温泉地がありますけれども、平成十二年度で一年の利用者が五千九百人、一日に百六十名の方がそのグランドゴルフのコースでしているわけですね。それで料金が三百円なのです。そして一回上がってきて、短いコースですから、一時間もかかりません、上がるまでに。大体六人一組ぐらいで回るのですけれども、これは市長、私が申し上げるのは、一泊二日型でぜひ老人クラブの方々が別府の観光にも貢献をしたいという話がありまして、そういうものができれば、今、別府のグランドゴルフ協会というのがありまして、これはほとんど老人クラブの方々で運営をされておりますけれども、一日に百五十名、二百名の地元の人を入れて、ですから、よそから百名ぐらい来ていただいて地元と対抗戦をしたりいろんな試合をしながら、別府の旅館・ホテルに泊まっていただけるのではないかなと。そして料金をいただくわけですから、わずかロングのホールちょっと延長ぐらいでできますので、そうそう管理費も高くかからない。ゴルフ場みたいにきめ細かくグリーンを刈るとか、そういうこともありません。私の試算ですと、大体三百円で百六十人一日すると四万八千円収益があるわけですね。それが毎日ではできませんから、二十五日することによって一カ月に百五、六十万の収益がある。これは百五、六十万収益があれば、管理と人件費ぐらいは出る。

そしてまた私が言いたいのは、扇山ゴルフ場の中につくることによって、余り難しくないのではないかなと。ゴルフ場ともほとんど似通った施設ですから、環境庁の許可も余り難しいものではないと思うのです。ゴルフ場と全く違う形態のものをつくれれば、環境庁との折衝もいろいろ大変な問題が出てきますけれども、一つのゴルフ場の延長としてこういうものも今から先つくるべきではないかな。と申し上げるのは、市長、はっきり言いまして、今こういう経済不況の中で一番お金持ちはお年寄りです。いろんな企業、日本のいろんな大きな企業がたくさんありますけれども、七十歳以上の方々のお年寄りにどういうものを売ったら売れるのかなという模索を今しているのが、日本の現状なのです。ですから、できれば――提案ですけれども――扇山ゴルフ場との折衝もありましょうし環境庁との折衝もあると思います。いろんなものをクリアせないかんと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、全くゴルフ場と変わった施設ではありませんし、ほとんどゴルフ場の一部としてですね。ですから、あるクラブハウスも一緒に利用しながら、あるクラブハウスの温泉も一緒に入っていただきながらすることによって、この短いゴルフ場のコース部分ぐらいの面積で、今扇山ゴルフ場に、ゴルフにあの広大な面積を利用している方々と同数ぐらいの人があそこで楽しめるという発想です。そして一晩別府に百人の方が泊まっていただければ、それなりにやっぱり宿泊料それからお土産、いろんなものの経済効果も出るのではないかなと。ですから、これが運営できないとなれば別ですけれども、今申し上げましたように、一カ月に百五、六十万の収益が見込めるならば、私はぜひそれをつくっていただいて、観光誘致の一環にしてもらいたいなというふうに思っておりますが、課長、部長とも十分この話は詰めをしておりますので、答弁がありましたら、よろしくお願いいたします。

○観光課長（吉本博行君）お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、最近の旅行形態と申しますか、特に高齢者の方々が平日観光に訪れているのも確かでございますし、また国内じゅう動いているのも情報を得ております。そういった中で観光課といたしましては、グランドゴルフ場を造成すれば観光客誘致には十分つながるのではないかと、観光サイドでは考えております。

また、先ほど議員おっしゃいましたように施設整備等も必要になりますので、今後は検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○二十二番（河野敦則君）市長、ぜひこれは内部検討、扇山ゴルフ場とぜひ内部検討していただいて、これは間違いなく採算にも合いますし、観光誘致にもつながると私は思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして競輪事業について質問をさせていただきます。

御承知のように、今もう競輪もファンがだんだん減ってまいりまして、競輪のレース自体もこの五、六年で随分変わってきています。A級がS級になったり、それから三連単が生まれたり、ファン集めに中央そしてまた競輪場関係の皆さん方がいろんな努力をされておるということでもあります。また今回は、二階層制の新しい競輪のシステムが導入をされます。

そこでお尋ねをしたいのは、前々から何回も申し上げておりますけれども、果たしてどういう日にち、どういう曜日が一番競輪に見えていただけるのかなと。今別府がやっているのは、日・月・火ですね、日・月・火。それを例えば金・土・日、土・日・月、こういうふうな土曜・日曜日を二日間挟むことによって、競輪のファンの方もお休みの日でしたら来れるのではないかな。今、初

日が日曜で、最終が火曜ですので、休みの日が一日だけということになっています。そこら辺のですね……。周辺の競輪場、それから今別府と小倉が、日豊ラインで同じようなあれの中で開催しておりますので、小倉それから周辺の競輪場とも日程の調整は必要だと思いますけれども、できればそういう日程調整は毎年一回あるわけですから、別府の言い分も聞いていただいてそういうふうに導入したらどうか、日程についても変更はできないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えをいたします。

過去の別府競輪の開催の推移を見ますと、観光地の性格から、やはり日曜始まりという開催が多いと私どもも伺っておりました。昨年、全輪、全国競輪施行者協議会が行いました調査では、ファンが一番よく来場する曜日は「日曜日、祝日」が六二%を占め、次に多いのが、「曜日は問わない」が二八%、「土曜日」は六%、「平日」は五%でした。そうしたことから、日曜日と決勝日には入場者が多いことから、土・日・月開催か日・月開催とこれまではなっていたようです。しかし、近年の休日体系の変化等から、今後は新規ファンを獲得する上でも土・日開催を中心とした開催を検討していかなければならないと私どもも考えておりました。十四年度開催の前期日程では、九州の施行者の御理解をいただきまして、前期で四月から九月末までですけれども、十一節開催の中、金曜から日曜開催を三節、土・日・月開催を二節、およそ半数ほどを、議員が言われます、サラリーマンを中心としました土・日に開催するという事で取り組んでおります。

○二十二番（河野敦則君） 課長、それは私も聞いてわかっています。ただ、別府の温泉まつりと一緒に期日を、日にちと曜日を決めた方がいいのではないかなという案と、それから隣接といろんな整合性がありますので、交互にするとかいろいろありますけれども、やはりこういうものというのは、第何週の何曜から何曜まで決めた方が、ファン層も競輪の開催日を覚えやすいし、主催者の考えだけで、今節は何曜から何曜ですよ、今節は何曜から。変更することがどうかなという面も一面あります。ですから、そこら辺も検討材料にしてもらいたい。

それから市長、今別府競輪も選手の皆さんも一生懸命練習しながら、大分県でも大分の選手、別府競輪に所属の選手もGIに通用するような選手が生まれつつあります。ですから、記念は常時優勝候補に上がったり、さきの西日本王座決定戦で大阪から九州までが西日本になりますけれども、そこで地元の小野選手がチャンピオンになって優勝したり、それから別府商業の女性の選手ですけれども、遠藤選手、これはもう、日本で女性で超一流の選手。ワールドカップが四月十九日から二十一日にありますけれども、選手が七名日本から派遣をされますけれども、この大分県の小野選手と遠藤選手がやっぱり日本の代表として出場するわけです。ですから、選手の皆さんも一生懸命練習しながら、別府からすばらしい選手が生まれつつある。そういう中でやはり、きょうはよい日はいいと言いますが、施設の整備を当然それに伴ってやっていくべきと。ですから課長、もう何回も言いますが、先ほどの土、日、その日にちね。これもやっぱり十分検討してください。

それから、今までの競輪のあり方として、ただ経費節減、経費節減、いろんな面でやってきたのは確かにわかっておりますけれども、発想転換も必要ではないかなというふうに思います。ですから、今申し上げましたように、例えば施設改修をもし行うならば、観光客の方も来ていただけるようなナイトー競輪も夏場の時期だけは、三、四カ月するような検討をしてもいいのではないかなと。

それから、きのうも申し上げましたけれども、食堂も、現在の食堂もあっていいのですが、ファミリーレストラン風の食堂もやはり設置するべきではないかなと。

それから課長ね、ここが一番問題になると思うのですね。一応競輪というのは、本当にギャンブルのイメージがやっぱり強いよね。ですから、ギャンブルのイメージからアミューズメント施設への転換、これがやっぱり今から先の競輪の生き延びる道ではないかな。ですから、アミューズメント施設の転換といいますと、例えばゲームセンターとか遊園地とか映画館とかパチンコ屋さんとか、その多様な娯楽施設の呼び名ですけれども、そういうふうな発想転換もやっぱり必要かなと。そして若いファン層を獲得するために、市長、今別府ではありませんが、都会の映画館なんかに行くと、カップルシートというのがありますよ、カップルシート。例えば若い男女が二人で、二人がけで一席に座れるというシートがあるのですね。ですから、そういうものもやっぱり特観席を改造する、もしやれるのならそういうものも入れていただいて、そして若い人も来ていただける、今言いましたように、ギャンブルのイメージを方向転換して、そういうものもやっぱり視野に入れながら今後の競輪運営をしないといけないと、できたままの形の中でずうっとやっていくのはいいかなと思いますので、そこら辺の発想転換について何かありましたら、御答弁ください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 近年における競輪事業の急速な変化に対応するために、私たち、別府競輪における今後の売り上

げや入場者の動向を十分に調査しまして、新年度予算に要求させていただいております施設改修のための基本計画策定の中で検討していきたいと考えておりますが、議員から今御提案がありました件につきましては、新しいファンの拡大にとって大変重要な対応策と認識いたしておりますので、貴重な提言として、そのような施設も含めまして検討していきたいと考えております。

○二十二番（河野数則君） はい、では、そのことはよろしくをお願いします。

それから市長、議長も含めていろんな努力をしていたいた結果が随分出ております。それは何かといいますと、一番重要部分の競輪運営の上納金といいますか、上部団体に納付するものですが、これは資料を持っていますけれども、非常にややこしいですね。競輪場があるゆえに各種団体がいろんなものをとりつけたのですね。例えば今では経済産業省、全国競輪施行者協議会、総務省、日本競輪選手会、それから日本自転車振興会、自転車競技会、それから全国競輪選手共済会、選手会、公営企業、金融公庫、もういろんな各種団体がこの競輪……、自転車もそうでしょう、ボートもそうでしょう、オートレースもそうでしょうけれども、この競輪ができた当時からそのままの姿がずっと残ってきている。そして赤字になろうか何になろうか、売り上げの何%は持てきなさいよというシステムなのですね。幸い、今ここにいただいていますけれども、この官庁の速報の中で平成十四年一月二十九日に自治通信が出したものですけれども、赤字自治団体の交付金は猶予となりますけれども、これは赤字にならん限り、自治体が赤字にならん限りはこれは猶予できないという方法なのですね。

ですから課長にお尋ねしたいのは、私は前々から言っておりますけれども、赤字を解消するためによその場外売りを引き受けて、辛うじて赤字を免れている。本来は本場黒字、本場が黒字になってこそ初めて私は競輪事業が成り立つと思っています。ですから、毎年毎年開催日数がふえる、そうでしょう、そしてふやさなければならんという理由は、競輪を赤字に持っていけないために、よそ様が競輪するやつを別府で売らせてくださいということで辛うじて補てんをしておる。ですから、今ははっきり言ってくれませんか。本場で売り上げが幾ら、赤字が幾ら、場外売りで黒字が幾ら。ちょっと教えてください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

本場開催につきましては、十二年度決算で全体の収益が二億八千八百二十一万四千円、場外開催の収益が五億七億九十六万九千円でございます。

○二十二番（河野数則君） 本場は黒字か、本場黒字……。この年は記念があったからだろう。普通開催のとき……。違うだろう、本場は黒字ではないだろうが。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

普通開催、十一開催は赤字で運営しておりますけれども、記念競輪で黒字に持っていつておりますので、トータルで黒字ということでございます。

○二十二番（河野数則君） 記念は毎年あるわけですが、本場の十一開催は赤字なのですね。だから、そこら辺を含めてやはり赤字が出るということ自体が、競輪事業に先行きやっぱり不安を投げかけるということ。全場は皆一緒でしょう、今廃止する前の五十場を含めてもうほとんどのところが本場黒字というのは、よいけない。十場ぐらいいはあると聞いていますけれども、ですから、そこら辺のものも含めて。

それから、議長が一度話されておりました全国競輪所在地議長会の中で、上納金といいますか、これについても差し上げる利率が随分下がってきたということになっていますが、市長ね、やっぱり市長会の中で市長も努力をしていると私も聞いています。こういう中でやっぱり市長、議長が先頭になってこのシステムをやりかえないと、これはだめだと思いますね。もう各種団体の頭でっかちのところはわあっと、これははっきり言うと、こんなこと言ってどうかわかりませんが、ほとんど官僚の天下り団体です、この組織は。そこに今の五十場の競輪が一生懸命努力しながら、赤字でも一生懸命努力しながら、そのものをやっぱりお金をかついで持っていくというシステムになっていますので、この整理もやっぱり今の時期に市長会、議長会の中でもっと声を出していただいてすべきではないかなというふうに私は、考えます。

それから課長、これは一点、やっぱりファンの方々、それからいろんな方々から御意見が寄せられていますけれども、以前別府競輪は、特観席を含めて入場は十時だったのですね、十時。十時ね。それが今、何時に行われていますか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 現在の入場時間は、八時四十五分でございます。そして現在、「入り口」と全部書いて、来年度四月からは九時半の入場時間に改正するというので、今告知いたしております。

○二十二番（河野数則君） 課長、前検を含めて朝、競輪の選手の方の自主練習がありますね。これ、何時に上がりますか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

競輪選手の練習終了が、およそ九時四十分から四十五分というふうに報告で受けております。

○二十二番（河野数則君） そこが課長、問題なのです。実を言いますと、以前は——今は別府競輪も選手宿舍が建って随分なりますけれども——亀川の旅館に選手の方が分散して泊まられている。それは、なぜ選手宿舍を建てて管理せないかんとなったのは、これははっきり申し上げて八百長防止なのです、八百長防止なのです。ですから、競輪の開催日以外は一般の方々と接触してはいけませんよということで、あの選手宿舍を各競輪場が建てたという経過があるのです。ですから、今あなたが言ったように、今は八時四十五分、そして四月から九時半。ということは、まだ十分間ね。それで、選手の方が練習上がるのは何時ですかと私がお尋ねしたら九時四十分ですね。そうすると、顔を合わせなくても、人間ですから、あえていろいろ……、こんなこと、極端なことですが、合図したり、何かできる。そうでしょう。ですから私が言うのに、その原点が間違っ、以前は十時しか入れなかったのを何で八時四十五分に入れるようになったのかなと。市長ね、この一時間半しか変わらない時間の中に、人件費がどれだけかかると思いますか。一時間半に二十五人、四十人の人が先に出なければいけません。今出てきている。八時ごろから出てきている。これを十時にすれば九時半でいいわけですよ。臨時の掃除をするいろんな方々が出てくるのが、一時間おくらせられる。それだけ経費が節減になると私は思う。何でそれでは以前十時だったのが八時四十五分に変ったのですか。別府競輪だけです。五十場調べて、八時四十五分なんかに入れるのは別府競輪だけです。その八時四十五分に来るのも、私はわかっています。本当にファンが十人か二十人。何百人も入ってない。ほとんどの人が十時過ぎに入ってくる。では、何で八時四十五分になったのかな、それを聞きたいのです。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 手元にちょっと資料がないのですが、いつごろから八時四十五分になったかというのは定かではないのですが、それは以前そういうふうになったのは、施設の老朽化とかで、早くから入場するお客は、大体特別観覧席へ入場します。それから寒さ・暑さを防ぐためにもその分で早くしたのではないかと思います。

○二十二番（河野数則君） それは課長、違うのだ。あなたが言った早朝売りも一つの原因。それから昔は、今は余りよくないけれども、前は近所のおばちゃん連中にお願ひするのですよ、みんなが。並んでおいてくれ。それで、特観席がたしか四百円か、四百五十円。四百五十円で買ったのを千円で買ってくれる。わかりますか。自分が買いに行くのがよだきいものだから、暇なおばちゃん連中に頼んで、あそこに並んでもらって、四百五十円で特観席の券を買ってそれを千円で売るので、そのために並んで買っておる。それでそういうことが悪いとかいろんな話になって、本人が並ばなければいけません。では、それなら八時半から売るのだから、八時半から来ておるのだから一回帰るわけにいかんからそのまま入ってきただけで、それは私が事情を一番よくわかっておる。

そこで、昭和四十六年、これが課長、競輪公正安全中央委員会というのがある。知ってますか、それ。それはもう知っておるでしょう。この「競技に関する外部との不正連絡の防止」というのがある。そのためにこの委員会がある。参加選手の指定練習時における入場者を、報道関係等必要な者にその練習観戦は、正面客席の一部に限定し、練習について十分あなたの方が管理しなければならぬということになっておるのです。ということは、選手とは接触してはいかんということなのです。これを全部読むと小さい字でずうっと書いておるから。これはできないのですよ。さっきから言うように、選手の方が練習しておるときはファンを入れたらはいけませんよ。そのくらいは、課長あなたは競輪運営方法のイロハからわかっていましたか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 私、その文につきましては、昨年の六月ぐらいにあらゆる法律・条例等を一読する中で気がつき、そこで入場時間の改正をするように指示いたしました。そして、ファン等の話もありますので、今度四月からすると。そして九時半で十分早いのですが、そこにつきましては、自転車競技会等の職員を配置し対応していきたいと考えております。

○二十二番（河野数則君） それでは、間違いなくこのことは四月からやるということですね。間違いはないな。はい。それならそれで、改正ができるということでそういう部分もやっぱり取り除かれたというふうに考えます。

それから、もう時間が余りありませんから、最後に一点だけ、競輪入門学校、各地の競輪でもやっています。御多分に漏れず別府市も昨年ですか、これは、二〇〇一年、平成十三年の九月二日と三日、別府競輪場とサテライト日田で初心者を対象にした競輪入門学校を開催しています。今度また久留米が、元競輪選手の解説者の緒方さんあたりを招いて——別府もそうですが——やるようにしていますが、この競輪入門学校をやった、どういうふうに……、その効果を答弁してくれませんか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） その効果といいますと、その後の追跡調査はいたしておりません。終了した後のファンのアンケ

ートによりますと、今後もこれを機会に競輪をしてみたいというアンケートを収集いたしております。

○二十二番（河野数則君） それも大間違い。課長、それは間違っておると思いませんか。あなた、経費かけて、新聞だってこれだけ——いいですか、これだけ全部こうして、全部これ。これ、全部別府競輪ですよ。この一回やるのに、これをトータルしたら三十回も四十回も広告料を使って、人間を使って競輪入門学校をしておる。競輪の学校に入門したという人は、住所・氏名・年齢・職業を全部出しておる。そうでしょう。全く知らん人、Aさん、Bさんとしておるわけではない。あなたはどここのどなたですかと。これ、抽選をするのだから。四十名でしょう。追跡調査をせんで、それではこの次やるときはどうするのですか。ただ一回やってやりっ放しですか。そんな方法があるの。ただでできるのではないですよ。お金をかけてやっておる以上は、例えばその四十名の方にあなたが追跡調査をして、今度の競輪入門学校でどうでしたかとか、競輪がどうあるべきですかとか、そういうことをせないかんではないですか。一回とかでなく、これ、またやらないかん。そうでしょう。またやるはずですよ、何年かたったら。それで追跡調査をせんで、ただほかのファンの人に、こういうことはどうでしょうかね。やった方がいいですよ。では、何で追跡調査せんのですか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 追跡調査をなぜしなかったかということですが、それは私どももすべきだったと思います。早速にも、昨年開催しました初心者教室にアンケートなり送付し、してみたいと思います。また、十四年度においても初心者教室を、全輪の補助がつきますので、補助がついたら実行するというような形をとらせていただいております。

○二十二番（河野数則君） そのとおりでしょう。補助金も出る。しかし、補助金だけではできない。やっぱり別府競輪の持ち出しがあるわけです。私が思うのは部長、あなたは担当部長で新しいからわからんけれども、市長ね、こういう行事をやって、来た人は全部わかっておるんですよ。そうでしょう。では、それならせつかく競輪入門教室を開いておって、何もせんという、そんなやり方をしておったら、こんなものせん方がいい。そうでしょう。だから、すべきだったと。いや、当然これは指摘されんでもせな悪い。課長、そうだろう。せないかんですよ、それは。では、何のためにこれを開いたのかとなる。それでは、あなたたちが開いた結果、何もわかってない。そうでしょう。ただほかのファンに、「競輪入門学校をまたやるけれども、どうですか」と知らんファンにしたら、それはやるべきだな、となっておるだけ。競輪がこうですよ、こういうものですよ、競輪はおもしろいですよ、車券の買い方はこうですよ、そのためにやるのでしょうか。それならその人に、せつかく四十名も集めておって、来たか来んかわからん、あと。そんなだったらせん方がいい。したって一緒ですよ。そこら辺を私が言うのだ。今までの競輪としての認識がないと。ただ経費節減するために人を減らさなければ悪いのか、どうしなれば悪いかというだけで、最初の競輪のイロハが全くわかっておらんのですよ。

それで、私が河回も言うように、こんなことを言うと従事員の方々に怒られるかもわからぬけれども、お客さんが、「暑い」、「寒い」。そうでしょう。中で働く人はぬくい、涼しい。車券買って、外から前売りなんか買って、朝早く夏場で行って、手を入れたら、何かここから先は冷たい、クーラーかかっておるから。ここから先は暑いのですよ。中は涼しい。待っておる人は汗だらだら流して車券を買っておる。お客さんを全く大事にせん。これは別府競輪だけ。よその競輪では全くそんなことしてない。だから施設を改修するにしたって、部分的にできる部分は出してお金がゆからんのだから、そこら辺からちゃんと手だてをせんと、私に言わせたら、別府競輪のファン離れが激しいのは、そこら辺に全部あるのです、全部ある。そこら辺もやっぱり競輪場がどうあるべきか。

それから前の——言いたくないけれども——温泉もそう。何回も何回もあの温泉と温泉組合といろんなトラブルが起こっておる。そうでしょう。競輪の開催日だけは無料ですよとなっている。それはいい。では競輪の開催日は無料というのは、よそから来た人が無料ではないのだ。競輪に来た人が無料ですよという位置づけでしょう。では何で、競輪に来たか来んかと色分けなんかできない。ですから、受付で小さい紙切れでも何でもいい。入浴券、何でもいから印をあげなさいと何回も言うけれども、あげん。まだトラブルが続いておるではないですか。中でしょっちゅうけんかが起こっておる。汚いとか美しいとかいって。そうでしょう、はっきり言ったら。だからそういうトラブルを防ぐためにも、やはり入浴券でも小さい紙切れでいいのですよ。ということは、五十円払って別府競輪場に入る。その人がお風呂に入る、無料で入っていいですよというシステムになっておるわけだ。だから、あなた方が、今温泉組合といろんな話し合いをしておるけれども、ただ競輪が開催のときだけ入っていいよとなっておるものだから、よそのわからん人までわあわあ来るわ。だからそのトラブルをやっぱり改善せな悪い。あなた方がどう思っているかわからんけれども、温泉組合の管理組合というのはあなた方に、「何か、この別府競輪場の課長初めあれは」と思っておるでしょう。何回

も私に言ってくる。言うけれども、それもなかなか解消できない。

ですから、そういうやっぱり別府競輪をよりよく運営しようと思ったら、周辺からの話し合い、そして細かいものが何なのかという原点をさらに考え直さんと、今のままじゃどんどん別府競輪はお客が減ってくる。ただ施設をよくすればいいという問題だけではないのですよ。だからさっき言ったように、若いカップルも来れる、遊び方々競輪をしながら何かほかのものも楽しめるというようなやっぱり雰囲気づくりをすることが、今から先の別府競輪、そして施設改善については、私はきのう随分言いましたけれども、たしか市長の方から、答申を私が出すときに、これはやるかやらんかわかりませんよ、別府競輪も今から推移を見ながらどちらがいいのか決めなければいけません。例えば十年、十五年、二十年たって、今から先別府競輪が存続しているのか。そしてまた別府競輪の跡地をほかのものに有効利用するのがいいのか。年間に四億、五億の一般財源ご収入があるけれども、それがあれただけの広大な土地をほかの部分で有効利用をして、そして今の従業員さん、いろんな選手会とも話し合いがつけば、その方向もやっぱりさらに検討せねばいかんということは私もよくわかっています。ですから、今から先も、部長、課長、別府競輪が十年、十五年、二十年たったときどうなるのか。そしてまた別府競輪が存続するためにはどうなるのか。この両方をよく検討・研究しながらやっぱりやっていくべきかなど。ですから、何も——今申し上げましたけれども——別府競輪をどんどんよくしてギャンブル的なものをどんどんやるという発想ではありません。両建てで将来考えてくださいということです。答弁があれば答弁をいただいて、これで終わります。

○助役（安倍一郎君） それでは、お答えをいたします。

別府競輪の整備につきましては、今、将来見通しのもとに進める必要がありますことから、それには枠があることでございますが、昨日、議員の方から御指摘もありましたように、委員会答申それといわゆる事務事業の執行のあり方につきましては、今後関係者に対する必要な経過説明を行いますなど、御理解をいただくための手だてを十分にとりまして遺漏のないように努力をしております。

それから、もう一つはファンサービスの件でございますが、これは私ども、ファンサービスを基本に置いて今後また整備についても考えるべきだ、こういうふうに思っておりますし、きょう、御指摘をいただきました競輪入門学校、これの効果を図るためのいわゆる調査の実施でございますとか、あるいは前にあります温泉組合とのトラブルの件等につきましても、早急に調査の上善処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○九番（堀本博行君） それでは、通告に従いまして、順次質問を進めてまいりたいと思います。

初めに、今回の統廃合の問題について触れさせていただきたいと思います。

この統廃合の問題は、何年もかけてやってきた経緯がございますけれども、私もこの経緯につきましては、さまざまな委員会がありましたけれども、その委員会に入っておりませんので、新聞紙上でその推移をじっくり見守ってまいりました。その中で今回の校名が決定をして以来、にわかに動きが出てきたといえますか、そういうふうな流れがあるわけでありまして。私もこの統合については、統合はやるべしというふうなスタンスでまいりました。その中で何回も何回も申し上げてまいりましたけれども、統合については一気にやるべしというふうに言ってもまいりました。ほかの地域の統合のあり方についても視察に行ったり勉強しながら研究もしてまいったわけでありまして、そのためにこの統合については、初会といえますか、取りかかりといえますか、ここでつまづいてしまうと、市教委の方々は十年スパンでというふうな形の思いもあるようでありまして、この取りかかりで失敗をすると、失敗といえますか、つまづくといえますか、というふうな形になりますと、とにかく厳しい状態が出てきますよというふうなことで言ってまいりましたけれども、私も先月ですか、浜脇小学校の一回生でありますので、学校の方にも訪問させていただきました。校長室でいろいろお話もさせていただきましたけれども、校長先生と話をすることで卒業名簿も見せていただきました。ちょうど私なんかは一回生でありますので、名前がずっとこう、懐かしい名前がずっと並んで、私の名前もありました。非常に懐かしい思いで校長先生とお話をさせていただきました。

その中で、校長先生と話す中で、今回の問題で本人も非常に苦しんで、悩んでおりました。最近では夜中の丑三つ時に目が覚めて悲嘆に暮れるといえますか、というふうな思いも吐露されておりましたけれども、一貫して私は、浜脇とか南とかいろいろ校区がありますけれども、どちらの肩を持つわけでもございせんけれども、現実的に市教委との特に浜脇のPTA、保護者の方々との意思のすれ違いといえますか、というふうなものが保護者の方々とお話する中で浮き彫りになってくるといえますか、そういう感じがします。

一つは、何回も何回も回を重ねて校区的説明会、さまざまやったようでございますけれども、その中で市教委の方々が、教育委員会の方々が言った言葉といいますが、その中に、「新しい学校で、新しい校名で、新しい校歌、校章で進めてやりたい」というふうな形のものを説明会の中でお話をされた。こういう思いをやはり浜協の保護者の方々は信じておりましたというふうなのが、私も話をそういうふう聞いております。これも浜協の保護者の方々の言い分ですけれども、一任を取りつけるためにさまざまなことを説明会で言っている。しかしながら、ふたを開けると「南小」だと。「新南小学校」というふうな形のものとございますけれども、この意識のすれ違いといいますが、というふうな形で今回署名運動にも及んでおるといような経過がございますけれども、非常に心配するのは、今後の――先ほども申しましたけれども――統合に非常に影響が出てくるのではないかとというふうにも思います。そのことでそういういわゆる経過・経緯というものが、実際に南小学校というふうな形になったというふうなことでありますけれども、いずれにしても南小学校と浜協小学校の統合の名前が決着をした。

まず、この反対運動に対して教育委員会としてどういうふうにとらえているのか、まずその点をお聞かせください。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

まず、反対運動につきましては、大変私どももびっくりしておりまして、残念なことであるととらえています。ただ、反対運動が起こるまでの経緯、つまり統合や校名などをこれまでの経緯が、一部保護者に十分伝わってない。それが私どもの行き違いになった一番大きな原因ではないかと思えます。と申しますのは、私どもが校名について決めるに当たりましては、最初は開設準備委員会というのを開いて、その中で御意見をいただいてきました。いろんな委員会を開いていますけれども、それぞれ全員の保護者に参加していただくわけにいきませんので、その委員会を通して代表の方からいろんなお考えを伺い、そしてそれをもとに過程では地元の説明会、保護者説明会をしております。

一番大きな食い違いと申しますのは、先ほど九番議員さん御指摘のように、「新しい学校、新しい校名、新しい校章」というふうな説明があったのではないかと私も言われておりまして、大変びっくりしているのですが、実は昨日もある市民の方から、もう昨年十二月に行った南小学校のときに「南」と名前が決まったと言ったのではないかと。私どもも大変びっくりするような情報が入ってきております。「新しい校名、新しい校章」というふうなセットの言葉は、昨年の九月二十六日の開設準備委員会の中で南の保護者の代表の方が述べた言葉であります。記録に残してございますので、間違いではございません。そのところで一部保護者が、「新しい学校には新しい校名で行こう」という思い込み、これがこのような誤解を生む一つの原因になったのではないかと。もちろんその裏には、私どもがもっと地元に入って十分御理解をいただく機会を持てばよいと反省はしておりますけれども、何分にもそのような手だてが十分でなかったというわけで誤解を生んだと思っております。

今後の対応ですけれども、この署名運動に対する保護者の熱意、これは十分私ども感じてございますので、これを新しい学校づくりにお力を貸していただければと思って、今後推進させていただくことを考えております。（発言する者あり）

○九番（堀本博行君） 答弁はよくわかりましたけれども、「新しい学校」というイメージのすれ違いといいますがニュアンスの違いといいますが、というふうなものが、私もお話を聞いていてそういうふうに思いました。現実的に「新しい学校」、それは校舎も当然新しくできますわね。何をもち「新しい学校」というふうにお考えなのか、その点もちょっとお聞かせください。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

私どもは、名前が同じであっても、本年四月一日から開く学校は新しい「南小学校」ととらえてございます。九番議員御指摘のように、「新しい」というその裏づけとしては、当然校章とか校歌等は新しくしたい。これは、校章・校歌は学校長が判断をして学校の中で決めていくものでございますので、私どもは、そのような考えを学校長に伝えてございます。

それから、卒業証書の台帳ですけれども、これは学校教育法で決められておるのですが、それは今の五年生、南の五年生、浜協の五年生が十五年三月に卒業するときには番号は一番から始めようと考えてございますので、学校の名前は同じでも「新しい学校」、そのような取り組みをさせていただこうと考えております。（発言する者あり）

○九番（堀本博行君） それでは、質問をさせていただきます。（笑声）「新しい学校」というふうな、なかなか言葉で説明しても非常にわかりにくい部分もあります。先般も署名の追加を教育長が受け取って言っている中で、非常にお話の中の、これは新聞の記事ですけれども、署名を持ってきても校名の変更は難しいというふうなことをおっしゃってございましたけれども、やっぱり新しい学校、新しい体制というのは、もちろん当然そういうふうな形になろうかとは思いますが、現実的に私は、浜協でのすれ違い、行き違い、思い違い、これは当然あったやにも、そういうふうにも思いますが、配慮というふうな部分で本当にこれから、では

どういふうにこれの決着をしていくのか。このまま勝手にやっているのだから放っておけというふうなわけにもいかないと思いますし、特に今、参事がおっしゃった新第一号、第一回生、「新南小学校」の一回生というふうにおっしゃいますけれども、だから今の浜脇小学校の五年生は、見たこともない、どういふ空気かもわからない、入ったこともない、そこで勉強したこともないところの学校の卒業生。四年生も同じです。四年生も勉強をしたこともない、入ったこともない。どういふ学校かもわからないのだけれども、そこの第二回生、こうなるわけですね、現実的には。そうなってくると、そういう子供たちがどういふふうな思いで卒業していくのかなというふうにも思います。

私も、きのう、この統合の問題でいろんな人からいろんなことを受けて頭の中が、ちょっとこう、あれですけどもね、南の方からも現実電話もいただきます。これはもう、南の方の言い分というのは、学校が敷地で行ったのだから、名前は「南」で当たり前だ、こういうやっぱり思いなのです。だからこういうふうなことからいっても、どこで決着するのかということになるわけですけども、その辺は……。

その前に、今回浜小の六年生が卒業します。卒業します。これね、浜脇小学校最後の卒業生なのですね、これ。最後のいわゆる卒業生です。これ、例えば卒業生に対する何か、終わった後、もう最後だから何かやろうとかというふうなことがありますか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

今、九番議員さん御指摘の中で、一番私どもが心配している点は、子供たちがどのような思いでおるだろうか。子供たちのいろんな活動あるいは行事の参加、その辺のところが今後の課題になると思っております。このことは、すでに統合ということをお説明する中で、南小と浜脇小学校で校長先生を通じてこの二年間積み上げてきてございます。例えば観劇会を一緒にやるとか、最近では五、六年生が一緒になって校章の案を考えたとか、そういうふうな中で子供たちの気持ちには壁がないように来ているというのは耳にしますので、ある面では安堵しているのですが、御指摘の面もあるやかもわかりません。今後も十分配慮していきたいと思っております。

それから、どのような方向でこれを締めくくろうかということで、一部保護者代表には絶えず連絡をとりながら、どのような方向で決着できるだろうか。もちろん名前を変えることはいたしません。その上で私どもも十分保護者の方と御連絡をとりながら行いたいということでございますので、時間を少しいただければと思います。いずれにしても、半分の方は満足、半分の方は不満足というような状況が出ております。ただ、そのような中でできるだけ、これで皆さんが仲よくやろう。早速、今月の二十八日には浜脇小学校から南小学校に移るために、子供たちがいすと机を運びますし、保護者にもそのお手伝いを願おうと先般の開設準備委員会をお願いしているところであります。そのような活動を通しながら、新しい学校づくりに向けさせていただきたいと考えてございます。

○九番（堀本博行君） 先ほど申しました決着という部分になるかどうかわかりませんが、私は、いろんな統合のところに勉強しに行かせていただきました。その中で特に盛んに「新しい南小学校」というふうな形であれば、現実的にももちろん浜脇小学校もなくなりますし、その発想というか物の考え方として南小学校もなくなるわけですね、従来の。新しく「南小学校」を建ち上げるというふうな形になるわけですが、新しく建ち上がった学校に例えば図書館の隣に浜脇小学校の資料館みたいなものを、きちっとしたものをつくる。また現在の浜脇小学校のモデルといいますか、校舎のミニ版をつくって後世に残すとかというふうな、これは私なりの浅知恵ですが、そういうふうにも思いました。私たちが卒業したときに、私が小学校六年生のときにいわゆる蓮田小学校から浜脇小学校に改定になりました。そのときに建った記念碑があるのですが、浜脇小学校校名改定の記念碑。何かこう、大きな石碑が建っています。これもぜひ残していただきたいのですが、今回の統合によって浜脇小学校としての名前はありませんがというふうな形で、例えば記念碑を建立するとか、というふうなものとか、特にいろいろ何か学校の中で私も詳しくはわかりませんが、どういふふうなものを残してもらいたいとか、そういうふうな、今回は浜脇の保護者、もちろん南の保護者の方々にも聞かなければならないと思いますが、そういうふうな要望というのをしっかり受けさせていただきたいと思っております。

特に、これはひとつ小さなことなのですけども、現実的に校長室に行きますと、歴代の――どこの学校も――校長の写真を並べておるのですよね。校長先生、何年から何年まで、ずうっと。その写真なんかにしても、例えば今、浜脇小学校の先生の写真が載っておる。私のときはあの先生だったわ、澤本先生という校長先生がいっぱいいましたけれども、あの先生が卒業式のときにこう言ったとか、ああ言ったなというようなことは一向も覚えておらんだけれども、この人だったなということだけは覚えている。だから、そういうふうな細かいことなのですが、そういう要望を保護者の方々にしっかり聞いていただきたいと思っております。

、その点はわかりかたでございましょうか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

先ほどの御質問の中で、終わった後何をするかということが抜けてございましたので、御案内させていただきます。

浜脇小学校は、三月二十六日に閉校式、また南小学校は、三月二十七日に閉校式を行う予定にしております。それぞれの閉校式の後に子供たちを中心にお別れの会、思い出を心に刻む会をということは耳にしておりますので、また御案内できるのではないかと思います。

それから、いろんな要望を細かく聞きなさいという御進言、大変ありがとうございます。私ども、できる限り保護者や学校関係者の声を耳にしながら進めさせていただきければと思います。その中で「浜脇小学校」の名前も消える。だけれども、校地に新しい学校ができるのだが、「浜脇」という名前、そのような記念碑を残させていただけないかということですが、平成十年に閉校いたしました東山小学校では、あそこは昭和六十年代からの運動、住民の方の願いがありまして、東山小学校学校開設準備委員会というのがあります。その方たちの要望も入れながら東山小学校の校地内に記念碑を残してございます。そういう例もございまして、十分私どもはそれらを先例に倣って進めさせていただければと思っております。

○九番（堀本博行君） 今、閉校式のことをおっしゃいましたけれども、暗い閉校式にならんようにぜひお願いしたいと思います。閉校式というのは全校生徒、保護者の方も参加すると思いますが、できれば例えば浜脇なら浜脇の校舎をバックにみんな入った記念写真か何かぱっと撮って、みんなにお配りするというぐらいの配慮もあるといいなと、これは要望ですがね、ぜひしていただきたいと思います。

先ほど申しましたことも重々御配慮いただきたいと思うのでありますが、現実的に教育委員会の方々が当初からおっしゃってありました。今回の統合については、大型校の統合ということでモデル校にしたいのだというふうにお聞きをいたしました。また手法というか、やり方も含めてモデル校にしたいのだというふうなお話もございました。今回の出来事については、私も複雑な思いがあります。そういう意味で行き詰まりというかな、ジェットロックというかな、そういうふうなことになるように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、教育長に最後にお聞きをしたいと思いますが、今回の署名運動の問題と、それから今後の統合に向けての教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

先ほどから参事の方が語る説明いたしましたけれども、教育委員会といたしましては、全課を挙げて、今九番議員さんがいろいろと御心配していただいたような、例えば閉校式にいたしましたも、どんな閉校式にしたいかというようなことで、私どもだけで決めるというわけにいきませんので、学校と相談していきながらすばらしい閉校式をやっていききたいとか、いろんな細かいところは学校と相談していきながらやってまいりたいと思います。いずれにいたしましても、先ほどモデル校ということがありましたけれども、私ども、これをつくるときにいろんなこれまでの経緯とか、あるいはこれから先の学校の姿を考えたときに、やっぱり開かれた学校をつくっていかなければならないとか、かつては浜脇小学校も南小学校もそれぞれ単独で千人以上の子供がおりました。ところが、時代の趨勢でずうっと今のように減ってきたわけですが、何とかまた昔のような地域になってほしいなという願いがあるわけです。その中で人づくりもやっていただきたいし、そういうことから学校も学校だけで人づくりをするのではなくて、地域の方々も一緒になってそれをやっていきたいということで、新しい学校の中にはそういう地域の方もどんどん入れるような、そういう部屋も用意いたしております。

先ほど、何か保護者の要望、いわゆる細かいところの要望を聞いてやるようにということもありましたけれども、学校の一部にはそういう今まで、それぞれ両校のそれらを陳列できる戸棚とか、そういうようなことも設計の段階では今考えております。できるだけでき上がった以上はすばらしい学校になるように、私どもも精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。そのためにはどうしても地域の方、保護者の方の力が必要になるわけですが、そういう方々のお力添えを願いながら、教育委員会としても学校と十分協議しながら頑張らせていただきたいと思います。

○九番（堀本博行君） こればかりやっている時間ありませんので……。今、教育長がおっしゃいましたけれども、地域の方々の意見をしっかりお聞きいただいて、今後の統合にも影響のないように、ぜひ今後このようなことがないようお願いをしたいというふうにお願いを申し上げまして、この項を終わりたいと思います。

続きまして、野口原の軟式野球場の件についてちょっと触れさせていただきたいと思います。

私も野口原で野球をすることは、夏のソフトボールぐらいでありまして、軟式でやることは余りないのですけれども、観戦をすることがよくあります。何回も少年野球を見たりとか中学校の練習試合、公式戦を見に行ったりとかよくしますが、その中で親とか保護者とかが来ますが、観戦しにくいということがよく言われます。特に周辺も、先般も次長と一緒に見させていただきましたが、金網が腐っておったり、本部席の席がたがたになっていたり、得点表が破打って書けなかったり、倉庫の周りが煩雑だったりというふうなことがあります。特に少年野球になると、亀川には今スポーツ少年団が三つあります。その中の親御さんで障害者の方も何人かいらっしゃいます。そのときにあそこで、あれでいいのかなというふうな形のことも考えさせられる部分もあります。大きな大会なんかになると、あの野口原の軟式野球場の上側に駐車場がありますけれども、ほとんどあの駐車場にとめます。それで野球の監督とかコーチとかいうのは、道具とか何とかいうのは全部子供たちに持たせますから、あそこから軟式野球場におりるときに、陸上競技場の方をぐるっと回ればそういうこともないのでしょうかけれども、あの下のかげというか、あのスロープをおりるのですね。そうすると、まだ小学生ですから、ずでんずでんこけながら、こけながらでも野球道具は落とさないという根性を見せながら――あそこで私はよくこけてますが――そういうふうなところもあるので、その辺の整理をちょっとしていただきたいなど。新しく今回は新野球場の予算も上がっていますので、ちょっとその辺のこともお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

野口原の軟式野球場につきましては、野球関係者に大いに利用していただいております。特にスポーツ少年団を中心にした少年野球のメッカというか、活用が非常に多いということも承知しておりますし、少年野球ということで保護者の方、父兄の方々が応援にお見えいただいておりますということも、私ども目にしておるところでございます。

まず観覧席の件でございますが、確かにあの地形上見にくいのかなということと、もちろん観覧席自体が本部席の後ろにあるぐらいで、ないというような状況であります。この辺につきましては、簡易な固定式の観覧席、あるいは考えられるのは移動式の固定席というものをちょっと今後考えてみたいなというふうに思います。

それから、得点板等の改修・改善ということでございますが、私ども、それぞれの球場の競技団体と協議をしながら計画的な改善をさせていただいておりますのでございまして、野口原の軟式野球場ももちろん今まで漸次改修をしてきております。そういう中で今、議員に御指摘いただきましたような備品等につきましても、計画的な中で解消していきたいというふうに思っております。

それから三番目に、子供さんが駐車場から野球場までおりに若干危険性があるということでございます。通常は、あそこまでおりにまではスタンドを通っておりでいただくというような状況ではありますが、児童・生徒でありますので、なかなかそういう指導にこたえないというようなことがあろうかと思えます。当然危険な場所があれば、私ども、それに対する安全対策はとらなければいけないというふうに思っておりますので、これも早急に何らかの対応を考えてみたいというふうに思っておりますのでございまして。

○九番（堀本博行君） よろしくお願いをしたいと思います。特に少年野球、中学もそうですけれども、少年野球の場合は特に社会教育の一環で年に一回、十二月ですか、スポーツ少年団の野球部のマラソン大会というのを野口原で、陸上競技場でやらせていただいておりますが、その中で、それが始まる前に特に野口原の球場にお世話になるので、例えば横一線にずっと並ばせて石を拾わせるとか、子供たちに拾わせるとか、これは各スポーツ少年団もやっているはずで、うちもやっていますから。うちというか、山の手も。年に何回かグラウンドに並ばせて石をずうっと拾わせて、それで体育祭の前とかそういうときにやらせておりますし、これは振興センターの方がおっしゃっていましたが、大人の方が使うと、後、空き缶とかたばこの吸い殻とかいっぱい散乱しているというふうなこともおっしゃってました。この辺のこともきっちりやっぱり大人が見本を見せて、子供がそれをまねをするというふうなことでなければならぬと思いますから、その辺の御指導もお願いをいたしまして、この項は終わりたいと思います。

次に、障害者の駐車場のことについてちょっと触れさせていただきたいと思います。

これは、実は私の友人が高校を卒業して二十何年になるわけですが、卒業して初めて友人に会ったのです。家に呼ばれたというか、結構活発な男だったのですが、実は二十七歳のときに大事故に遭いまして、完璧に車いすになったのですね。私もびっ

くりしましたけれども、そういう話をする中で、非常に向学心のある友人で――彼なんですけれども――今、日出に住んでいるのです。日出に住んで、家もバリアフリーにして非常に車いす動きやすいようになっていました。そうやっていろいろお茶を飲みながらお話をする中で、別府によく行きますと。英語のすごく堪能な男だったのですが、今でも英会話の勉強に別府に週に二回来ます。いろんなところにパソコンの講習とか積極的に出かけていってやるそうです。トキハの、今もトキハの駐車場になっていますが、ぐるぐる回る駐車場ですね。あそこの何階だったかな、障害者用のスペースがあるのです。私もその話を聞いていて非常にモラルの低さというか、というようなものに愕然としたのですけれども、障害者用の駐車場って広いのですね。全部ばあんとドアを横、開けてしまっていていろいろ作業をしますから。混んでいたのですけれどもね。混んできて二台入ったのです。一台障害者用の駐車場に入っていて、その隣が空いていたので自分がすっと入ったというのです。入って、奥さんが車いすを押しますから、これは重度ですからね。すうっと来て、英会話の勉強をして、それで駐車場に戻った。そのときに何か起きていたかということか、障害者用の駐車場の間にスペースがあるのです、軽が一台はいるぐらいの。そこに平気で入っていたというのです。それでもう愕然として、こんなことでいいのかという……。

役所の駐車場なんかでも、よく気をつけて見てください。北側ですか、障害者の駐車場二台開いています。あそこですら入っています。だから、この辺の啓発といいますか、その辺のことをしっかりやったり、特に役所の駐車場ぐらいは障害者の、開けるぐらいの。ガードマンの方、警備の方が言っていました。「あそこはどうか」と言ったら、「もうしょっちゅう入るのだ」と言っておった。それで、「しょっちゅう入るなら注意してくださいよ」と言ったら、「『おまえがおらんから、私は入ったのだ』と反対に怒られるのだ」と言っていました。ぜひこの件については、多くは申しませんが、役所の駐車場ぐらいは何とかしたらどうかと思いますが、いかがですか。簡単に。

○障害福祉課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

別府市におきましても、障害者の社会参加を促進するため、バリアフリーの取り組みについては、現在積極的な取り組みを行っているところでございます。議員おっしゃるように、障害者の駐車場は幅が広く、施設の近くに設置をしているために、少しの時間ならということで健常者の方が駐車しているケースが非常に多く見られます。障害福祉課といたしましては、あらゆる機会を使ってこういう障害者のための啓発活動を行っておりますので、今後は心のバリアフリーといいますか、そういうことにつきましても、市報等について広く啓発活動を行っていきたいと思っておりますのでございます。

○九番（堀本博行君） 市内にもさまざまな障害者用の駐車場がありますけれども、ぜひそういうふうな……、どういうふうな手だてをしても置く人は置くのですが、その啓発といいますか、長い時間をかけてお願いをしたいと思います。

次にまいりたいと思います。田の湯の火災についてということで、若干触れさせていただきたいと思います。

これは二月十一日でした。ちょうど私も今回三浦団長とともにロトルアに行かせていただきましたが、その前日ということでよく覚えております。田の湯の火災がありました。強風にあおられ大変な火災になったわけでありまして、私も現場に行かせていただきました。その中で周辺の方、特にあの地域は私の知り合いが多いものですから、ましてやいろんな学校関係の子供たちの親とか、非常に心配をしてうちの女房と一緒に駆けつけていろんなところを回ってお見舞いも申し上げましたけれども、その中で幾つか非常に疑問に思った点がありますので、ちょっとお聞きをしたいと思いますが、ちょっと田の湯温泉のところから見てまして、一時ちょうど見晴館の消火に当たっていた消防署員の方、放水をしていた方が、ああいう建物ですから、燃え方もやっぱり一気に燃えてしまいます。ホースの水がちょろちょろしか出ておらんかったのですよ。どうなっている、住民の方が見に来ていたというか、心配して駆けつけた人たちも言っていました。「ホースから水が出ておらんではないか」とか何とか言っていましたよ。だから、あれはどうなっている。私なんか詳しい専門的なことはよくわかりませんが、あのときは消火栓はどうなっていたのでしょうかね。おわかりになりますか。

○消防本部予防課長（佐藤弘二君） お答えいたします。

田の湯の火事につきましては、一時的にはちょろちょろというときがあったかと思いますが、現場に行きまして消火活動をした消防署員及び消防団員からは、消火活動に支障が出るような消火栓の減圧はなかったという報告を聞いております。

○九番（堀本博行君） 適合消火栓というのがありますが、よく言う。適合消火栓というのは、例えば別府市内の、これは今後のことも含めて、消火栓というのは幾つあるのですか。適合消火栓というのは何ミリで、幾つあるのですか。

○消防本部予防課長（佐藤弘二君） お答えいたします。

総務省消防庁の示します消防水利の基準というのがあります。その基準の中で消防水利、いわゆる適合する消防水利といいますのは、常時四十トン以上の水がたまったもの、もしくは消防車で水を取りまして、一分間に一トンが四十分とれるもの、これが適合水利だと。ということで消火栓につきましては、直径が百五十ミリの水道管に接続された消火栓を適合と、またその百五十以上から分かれて百ミリ、七十五ミリという管がありますが、これも分かれた位置から百八十メートル以内にある消火栓は適合だと、こういう基準となっております。それで、現在別府市内には二千三百五十五の消火栓が――これは三月一日現在ですが――設置されておりますが、そのうちの千五百二十四がいわゆる適合消火栓、八百三十一が不適合消火栓ということになっております。ただ、この不適合消火栓といいますのが、では水が出ないかということではありません。この基準の根拠といいますのが、消火栓は一つの配管についた消火栓五つを同時に消防車でとっても水が出るということを適合という判断にしておりますので、この不適合の中でも二つないし三つは消防車がついても十分出るというものも含まれて不適合ということになっております。現状はそういうことであります。

○九番（堀本博行君） 不適合消火栓が驚くほどたくさんあるのだなというふうに思いましたが、その改善に向けてぜひお願いをしたいのと同時に、今回の火災について非常に一生懸命皆さんやっていたのはよくわかるのですが、現実的に現場の掌握とか、あれだけ強風の中で飛び火をして、指示系統とか、その辺の全体の掌握、それから指示系統というか、こういうものは、こういうものというか、こういう形のものというのは、確立をされているのでしょうか。

○消防本部予防課長（佐藤弘二君） お答えいたします。

火災現場の指揮でございますが、まず通常は消防署の方に当直しております当直の責任者が、一時的に現場で指揮をとります。特に消防団と消防本部、消防署との兼ね合いですけれども、消防組織法の中では、消防団並びに消防本部というのは、それぞれ独立した機関ということに位置づけられておりますけれども、一たん災害現場に出動した折には、消防団は消防長、消防署長の指揮の下に動く。これは現場での命令系統を一本にしまして、現場活動がうまくいくようにということから定められております。そういうことで最初に言いましたように、まず当直隊の責任者が指揮をとります。その後、上席者が次々現場にかけまして、現地で指揮本部というのを設けまして、そこから指揮を出しながら防衛活動に当たる、こういうふうになっております。

○九番（堀本博行君） 指揮系統とかというのは、私は専門家ではありませんから、そうなのだろうと思いますが、現実的に例えばいろんな、特に今回は飛び火をしたという、だれも考えなかった、予想だにしなかったケースになって火災になったという。お聞きしますと、第二次出動ですか、というふうに今回の体制は大きく体制を組んで全力で消火に当たったということなのでありますけれども、その中で先般、「第二次出動というのは過去あったのですか」というふうに聞きますと、「永石のあの大火災のときに、第二次出動がありました」と。あれ以来の別府の火災だったのだなというふうに思います。

ある方から、これは一部のグループの方々の中のコンピューターのやり取りの中のメールがあるのですが、それが私の手元に来たのですが、若干時間の関係でかなりはしょってではありますが、ちょっと読ませていただきます。これは罹災者の方です。本人の了解もいただきました。名前も出していいですよというふうなことでありましたけれども、消防関係の方の名前が若干出てきますが、それ以外は全部カットしていますから、ちょっと読ませていただきます。

「私は、二月十一日、大分県別府市田の湯町の火災で、飛び火で罹災した者です。たくさんの方々から御心配、励まし、お見舞いをいただき、涙が出るほど感謝をしています。ありがとうございます。田の湯の駅前町町の皆様、勤め先の皆様、友人、両親の知り合いの皆様、仕事の関係の皆様、親戚、本当にありがとうございました」ということから、「私は、飛び火で焼けた三軒は――これは主観が入ったらいけないので、そのまま読ませていただきます――消防の初期消火のミス、消火活動の指示ミス、火災の状況判断のまずさによるものだと確信しています」、「どうしても一度多くの人に向かって、報道されない事実と私の気持ちを訴えたく、私の一存で勝手にメールをしています」、「一角以上も離れた火元からの飛び火で、私の家の裏に大きな火の玉が落ちてきた時点で（家にはまだ火は燃え移っていませんでした）、放水をお願いしたにもかかわらず、三十分以上も何もしてもらえず、火の玉も落ちていない家には、火元に近いからとたくさんのホースが入っていました。その一本でもちょっと角度を変えてもらえたら、飛び火した位置に水は届いたのに、何一つ持ち出すことなく、裏の家に自分たちでは消せそうもない大きな火の玉が落ちてきたことを知らせ、放水をお願いしに出たばかりに、だれにも相手にされず、時間ばかりがかり、貴重品はもちろん家族同様の猫すら助け出せませんでした。着の身着のまま、焼け跡からは何一つ出てこないくらいに焼き尽くされ、あれだけ焼けるのは、水がほとんど入っていないと、消防団の人や焼け跡処理の業者さんから言われました」、「火元から一角以上も離れた場所に飛

び火で三軒も全焼させて」云々というふうなことがあります、「求めた助けに初期から対応してくださっての結果であれば、飛び火しないように放水（二十年以上前に見晴館で火災があったときは、飛んでくる火の粉も今回よりもずっと少なかったのですが、こちらにも放水がありました。今回は、大きな火の玉がホテルYURAの壁にぶつかってどんどん落ちてきました。それでも消防の放水はなく、自分たちで火が燃え移らないように消していたのです）放水をしてくださっての結果が、今回の飛び火による全焼三軒であれば仕方がなかったと思ったでしょう」。

かなり飛ばしていますからね、わかりにくいと思いますが、「八時過ぎ、一階のトイレの窓ガラスの向こうに赤い火が見えたので家を飛び出し、角の何とか事務所の前に立っていた銀色の服を着て赤帽の誘導灯を持って立っている人に、『そのYURAの隣の福井です。家のトイレの裏に飛び火しました。放水してください』と訴えると、『消防に言って』と言われました。角を曲がり、お店の方の見晴館の方向へ大声で『すみません、田の湯の七の三十一、ホテルYURAの隣の者です。家のトイレの裏に飛び火しました。消火してください』と言いながら走りました。店の家のところに銀色の服を着て立っている消防の人らしき人がいたので、住所と名前を言って、飛び火してきたことと消火をお願いすると、また『消防に言って』と言われ、『どの人が消防の人ですか。どこに行ったら消防の人に会えるのですか』と続け聞きました。その人は無言で何も答えてくれませんでした。店からおばちゃんが、『家が燃えている。早く早く消して、消して』と飛び出してきました。もう少し先の理容店まで行き、そこにいる消防の人らしき人たちに、『田の湯の七の三十一、ホテルYURAの隣の者です。家のトイレの裏に飛び火しました。放水をお願いします』と大声で訴えましたが、何の返事もなく、それ以上はたくさんの人で進むことができず、家の方に戻り始めました。ガード下に消防車が到着していたので、消防自動車脇に立っていた消防の人に、『そのホテルYURAの隣の者です。家の裏に飛び火しました。早く放水してください』と懇願したましたが、『ホースが届かんのや』と言われました。仕方なく家に走って戻り……、「慌ててガード下の消防車のところに戻るが、車の脇にはだれもいない。消防のホースは地面に放り出されている。自分で消防車のホースを引きずり、家の勝手口まで何とか引っ張り込む。ホースが巻いたままなのでとても重い。なかなか引っ張れない。ホースが運べた、軽くなったと思って振り返ると、巻いてあるホースを伸ばしている人影が。やっとな消防の人が動き始めてくれたと心強く思ったが、それは父親であった。ホースの先には筒先もついているし、水を吸い上げて圧力をかける機械も取り付け済みでした。これは放水できる状態だと消防署長から聞きました。水が出ない。消防の人が戻ってきたときに、ここから消火するかと放水を始めてくれることを祈りながら、勝手口にホースの放水口を投げ入れる」云々と、ずっとこれ、こういうふうが続くのですが、実際に大変な思いをしながら、今回の火災についてはいろんな思いがあります。

私も現場に駆けつけた一人でありまして、消防の方も対策本部まで設置をして一生懸命やってきたことも、この目で私は見ております。そういうふうなこともあるのですけれども、この焼け出された方々、またこういう思いをして、何とか消していただきたいという、それはもう必死、この必死さといえますか、こういうふうなものが私に伝わってきましたから、本人にも会いに行っているいろんなお話も聞かせていただきました。もちろん先ほども申しましたけれども、飛び火をした、予想だにしなかった事態が起きた。これも私も現実目の当たりにしましたし、あの強風の中でかなり火の粉が飛んで大変な事態になったということもわかります。だから私は、この文書をもってもちろんだれが悪いとか、犯人捜しをすとか、そういう思いは毛頭ありません。このメールを送った本人も、「今後このようなことのないような体制をぜひつくってください」というふうに私に涙ながらに訴えておりました。

そこで、そうは言っても、いつ何ときどんな火災が起こるかわかりませんし、どんな突発事故が起こるかもわかりません。何があるかわかりませんけれども、まずこの教訓をしっかりと生かして、特にこういう声なき声に耳を傾けながら万全を期していただきたいというふうに思うわけでありまして。そういう意味で今後の体制づくりに今一度決意も新たに頑張りたいというふうに思いますが、消防長の見解をいただいて、終わりたいと思います。

○消防長（宮崎眞行君） お答えいたします。ちょっと時間がありませんので、簡単に申させていただきます。

最初の、ちょろちょろしか水が出なかったということは、上には百ミリ、下には百五十ミリ、それから縦に七十五ミリ、百ミリということで、水圧は十分ありますので、それに関して「ちょろちょろ」ということはありませんけれども、当初は水圧を一遍に上げますと危険ですので、最初は「ちょろちょろ」出して、それで無線で連絡しながら水圧を徐々に上げていくというような形になっております。だから水圧が悪かったというようなことは、私の方に情報は入っておりません。

それから、強風下でございますので、どうしても水圧を上げてもその目的のところに行かないというのはあったというように聞

いております。予定どおりにはいかなかったというのは、風が強かったというようなことでございます。

それから、不適合消火栓についてですが、不適合消火栓が多いということですが、そのかわりにといったら何ですが、不適合消火栓のほかに池とか川とか、あるいは海とか、あるいは防火水槽とかそんなのを含めると約九六％が、別府市内でありますと大体対応できるというふうに思っております。（発言する者あり）

それから、先ほどのメールの件でございますが、私の方もあの火災の後、臨時の分団長会議を招集いたしまして、その中で皆さんの意見、それからどこに何分団が、うちがどこの部署の人とかということで、総合的な検討会を開きました。開きまして、メールの件も承知しておりますので、その辺の担当する部署の団員・職員にも事情を聞いたのでございますが、うちの方もあの中ではどうしようもなかった――時間がありませんけれども――というのが結論でございます。ただ今後、飛び火形態も、うちの方は二十分後には署長の方から飛び火警戒要員としてすぐ出しております。万全でどうしてこう広がったかということになりますが、できるだけの第一次火災、二次火災となった割には、木造住宅密集しているところでは……

○議長（三ヶ尻正友君） 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 一分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十五番（井田逸朗君） それでは、ワールドカップ開催について。ワールドカップ受け入れ対策協議会のイベント等の取り組みについてからお尋ねいたします。

いよいよサッカー、二〇〇二年ワールドカップが、五月三十一日から日本、韓国を会場として開催されますが、ワールドカップの歴史・評価・位置づけはどのようになっているかから御答弁ください。

○企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

サッカーのワールドカップもオリンピックと同じように四年に一回の開催となっております。一九三〇年に第一回ウルグアイ大会が開催された以後、今回が十七回目の開催となっております。一九五八年、最近の約四十年間は、ヨーロッパ大陸及びアメリカ大陸で交互に開催されておまして、今回はアジアで開催される初めての大会となっております。

ワールドカップの日本誘致の際に、国家での支援・保障がなされていることというような資格条件があるようにお聞きしております。ということでございますので、国家を挙げてのイベントとなろうかと思えます。

○十五番（井田逸朗君） それでは、前回フランス大会のテレビの全世界のテレビの視聴者数、動員客数及び今回の日本での試合会場、それからテレビの視聴者数、観客数、こういった予測についてですが、どのようにいるか、お答えください。

○企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

前回のフランス大会でのテレビの総視聴者数は三百三十一億人というふうに報道されております。この数字はアトランタ五輪の百九十六億人をはるかにしのぐ数字を記録しているところであります。それから、観客数は、フランス各地で開会されました六十四試合に二百七十万人の観客があったと報道されております。

それから、日本での試合会場でございますが、札幌、宮城、新潟、茨城、埼玉、横浜、静岡、大阪、神戸、最後の、九州では唯一の大分の十会場ということでございます。

それから、観客数の予想であります。日本での三十一試合が満席であった場合の観客数は百六十二万二千人と予測されております。

○十五番（井田逸朗君） そうしますと、韓国の分を合わせますと、今回の方が前回のフランス大会よりも大きい大会ということになりますけれども、大分県での試合日それから試合相手国、試合数、観客数はどのように推測されるか、御答弁をお願いします。

○企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

大分県のビッグアイでは、六月の十日、十三日、十六日の三試合が行われます。ビッグアイの収容人員は四万三千人でございますので、延べ観客数は十二万九千人となる予定であります。

○十五番（井田逸朗君） 会場が満席になったときの掛け算で推測されておられるようですが、ワールドカップの概要はわかりました。それでは、ワールドカップを迎えるに当たり、別府市でもワールドカップ受け入れ対策協議会が設置されました。予

算額及びどのような目標を持って取り組んでおられるのか、お答えをお願いします。

○企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

国際交流都市を宣言しております別府市にとりましては、大分県のワールドカップの開催は、世界の人たちと交流する絶好の機会であるとともに、別府をPRするビッグチャンスということでもあります。そういうことから、一月十五日に別府市ワールドカップ受け入れ対策協議会の事務局を設置しているところであります。事務局では、一に、世界に別府を売り込もう、二に、市民のホスピタリティの向上を図ろう、三に、官民のパートナーシップを強めよう、この三つの柱の中で仕事を進めております。

それから、現在観客・観光客を温かく迎えるためのホストシティパーク等のウェルカムプログラムの開発をしているところであります。

次に予算でありますけれども、事務局の全体予算としましては、別府市負担金、大分県負担金、それから民間からの負担金の合計約六千五百万程度の事業費を予定しております。

それから、宿泊の予想数でございますけれども、市内の旅館・ホテルまた保養所や民宿等が満室になった場合の宿泊数は約二万五千人程度とお聞きしておりますけれども、ぜひこれが満室になるような、いろいろな面で努力をしなければならぬというふうに思っております。

○十五番（井田逸朗君） ホストシティパーク、あるいは温泉ウェルカムパスポートと、いろいろイベントを計画されておられるようですけれども、この質問は、またほかの、これを専門に御質問される議員もおられるようですから、これはこのくらいにしておきましょう。

それでは、本題に入ります。二番、テロ防止対策、フーリガン等の対応策についての、フーリガン等への対応策についてからお尋ねいたします。

この問題は、別府市単独では対応が難しい部分もありますが、そのために警察を含む各団体が構成した受け入れ対策協議会を設置したわけですから、これは極めて重要なことでもありますので、事務局も真摯に取り組んでいただきたい、このように思います。

まず、フーリガンに対する認識についてからお尋ねしますが、フーリガン、これは一体何なのか。どのような場所でどのような行動をとるのか。それから、フーリガンの存在する国に、前回フランス大会での主なトラブル事例についてお答えください。

○企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

野球の世界で応援する方々を「ファン」と呼んでおりますけれども、サッカーなどの世界では「サポーター」という呼び方をしているようです。ワールドカップなどで試合会場の周辺でサポーター同士のけんかや器物の破損等を行う集団がおりまして、一部暴徒化した人々を「フーリガン」と呼んでいるようです。英訳では「無頼漢」ということになるかと思えます。

それから、フーリガンの多い国はということでございますが、フーリガンの多い国と伝えられておりますのは、まずイングランド、ドイツ、アルゼンチン等ということだろうと思えます。それからフランス、ベルギー、イタリア等にも多少いるというふうにお聞きしております。

それから、フーリガンが起こしたトラブルの事例ということでございますけれども、前回のフランス大会でも、前夜祭のパレードの際に一部サポーターが暴徒化したこと、イングランドのフーリガンが飲食店で暴れたこと、チケットを入手できなかったサポーターが警備の機動隊と衝突したことというような事例が、ビデオに映っていたと記憶しております。

○十五番（井田逸朗君） 先日、これも二月二十二日ですけれども、商工会議所におきまして、県警本部のワールドカップ警備対策室によるフーリガン対策について説明会がございました。私も勉強させていただいたわけですが、今まで開催されたヨーロッパ選手権や前回のフランス大会でのフーリガンの暴れる状況といえますか、これをビデオで見まして、我々の一般常識でちょっと考えているものではないなという私は実感を持ったわけですね。すべての大会で、ほとんどフーリガンの問題が起きているわけですね。ですから、今度の大分大会だけは起こらんとか、日本の大会だけは起こらぬという保障は全くないわけです。まさに暴動といったような状況が映し出されておったわけですが、荒れ狂うフーリガンに対して警察・警官隊が放射する、催涙弾を撃ち込む。ビルの中に逃げ込んだフーリガンに催涙弾を撃ち込んで、出てきたフーリガンをとらえる。警察の方が血だらけになって倒れておるといったような状況で、特にひどかったのが、ベルギーのブリュッセルで開かれた欧州選手権、イングランドのフーリガンがずうっと一カ所に向かって殺到したものですから、逃げ場を失った人たちが一度にどおっとう、一カ所に固まったわけ

ですね。そのときに競技場が壊れて、そしてその下敷きになって三十九人が亡くなる。数千人のけが人が出た。とにかくすさまじい状況でありました。ほかの事例としては、敵対国関係にあった国々、例えばイングランドとアルゼンチンだとか、そういったような敵対国関係にあった国のファンが、サッカーを契機として興奮して対立して暴動を起こすといったような状況ですね。それで、暴れる場所は試合場だけではなくて、駅周辺とか市街地、それも夜まで騒音が続いて一般人が巻き込まれるケース、またフーリガンではないのだけれども、一般のサッカーファンがお酒を飲んで氣勢を上げておる。そこにフーリガンが入ってきて扇動するといったようなことから、一緒になって暴動のような状態が引き起こされるという状況のテレビがありました。

イングランドからも約一万人が来日するという予測もありますけれども、県下最大の宿泊能力のある別府市に、当然多くの外国人の方々が宿泊する。別府のまちにも繰り出してくるだろうと思うのです。当然これはありがたいことなのですね。それは願ってもしないわけです。そうやっていただかんと、別府にお金が落ちてこないし、歓迎すべきことではあるのですが、いろいろなイベントも準備してもてなしの心、ホスピタリティの心をもって、別府を楽しみ、温泉を味わっていただき、外国の方々に別府を知ってもらうまたとないチャンス。国際交流を進めている別府市にとっても極めて大切なことなのですが、それと同時に、きちっと並行してフーリガン対策が行われておらなければ、一たん事が起こったら、せっかくのホスピタリティもイベントもふいひになってしまうというおそれもあるわけですね。

そこで、具体的にお尋ねしますが、料飲店での外国人との金銭トラブルであります。これは県警の対策室の方も言っておられたのですが、大勢の外国の方々が夜の料飲店に繰り出すと、言葉が通じない。英語だけではありませんからね、いろんな言葉が話されると思うのですが、そのために、言葉が通じないものですから、お酒に酔った勢いでトラブルが発生して、そこにサッカーの試合でエキサイトが加わって大きな騒動に発展するおそれがあるわけですね。そこで、各外国語で説明してあるカードなどを準備して、向こうのお客さんに周知徹底するような準備、これの協議が料飲店の方々との間でできているかどうか、お答えください。

○企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

部会の中には、当然に料飲組合の代表者も入っております。統一料金でやられないかとか、写真等で見て外国人の方が御注文ができ、値段がわかるというような、そういうシステムができないかというような形で、少しでもトラブルをなくす方策を現在お願いをしておるところでございます。

それから、フーリガンがトラブルを起こしたときということになりますと、身近にあるいすとか自転車等、この辺が凶器というような様相もビデオの方で映っておりました。放置自転車の整理とかフラワーポットの身近な部分の整理も必要ではないかと、今部会の中で協議を進めております。

○十五番（井田逸朗君） 今の答弁の中で、ちょっと放置自転車の問題もありましたけれども、これは県警の対策室の方からもお話があったのですが、フラワーポットを三連にしてくれと。フラワーポットを振り回してガラスを割る、暴れ回る状態があるから、三連にしてくれんか、そういう対策も必要ですよという御指摘があったのですけれども、これは公園緑地課の方ですが、どのように対応を考えておられるか、御答弁ください。

○公園緑地課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

フラワーポットなどのフーリガン対策上の措置をどうするかということでございますが、市が設置しますプランターにつきましては、先ほど十五番議員さんが言いましたように三連にするなり、極力持ち運びのできないような重量のあるものを設置したい。また移動が可能なプランター等につきましては、情報をキャッチしまして、事前に撤去をしたい、今のところこう考えております。

○十五番（井田逸朗君） 具体的な問題はたくさんあるかと思うのですが、どうぞ細かい点まで配慮して、このまたとないチャンスが生きて、別府を大いに宣伝し、世界の方々に別府を知っていただく、このようないい大会になるように、きちんとかういった対策を並行して続けていただきたい、このように思うわけであります。

それでは、テロ対策についてお尋ねいたします。

テロは決してあってはならないことですし、ないことを心から願っておりますけれども、一発のテロでワールドカップそのものが吹き飛んでしまうという要素も含んでおります。むろんこの場でその対策について別府市行政の限度というものがありますから、できないことも多々あるかと思うのですけれども、別府市なりの取り組みができるものもあると思います。「テロリズム」という言葉は、恐怖という意味の「テロル」というラテン語に由来するそうですが、辞典によると、「死や暴力の恐怖を用いて、ある政

治目的を達成するグループや運動をいう」というふうにあります。つい先ごろ、アメリカ・ユタ州で行われた第十九回冬季オリンピック・ソルトレークシティ大会でのアメリカのテロ対策。一万五千人の州兵を動員してCIA、中央情報局やFBI、連邦捜査局などの情報機関を使って、テロを力で封じ込んだといったような感があります。

では、日本のテロ対策はどうであろうか。昨年九月十一日のアメリカ中核同時多発テロ以来、国際社会のテロに対する認識は高まっており、昨年十一月、テロ対策特捜法が成立いたしました。しかし、この法律は、テロ勢力と戦うアメリカを支援するためのものであって、日本自身のテロ防止対策を目的としたものではありません。したがって、今の日本では警察が対応するようになっておるわけであります。日本はリスクコントロール、つまり経営上または運営上予想される危険に対して技術的・人的な対策を事前に講じること、これは上手にやれる。しかしながら、クライシスコントロール、つまり危機管理は極めて不十分であるというふうに言われております。具体的な事例は、先年の阪神・淡路大震災における対応の不備・おくれによって五千名を超える犠牲者を出したことも言えることであります。

テロ問題は、日本では先ごろ、緒方貞子さんが議長となって、我が国を初め各国から援助資金を集めてアフガニスタン難民支援に乗り出しておりました。この問題は、すでに過去のものになりつつあるような印象があるかもしれませんが、現時点ではテロとの戦闘というのは、まだ続行中であります。先日にもアルカイダ、タリバン残存兵力との戦闘中に米軍の兵士九名が戦死したという報道がなされました。アメリカ中核同時多発テロ事件のテロリストにとりましては、アメリカの同盟国はアメリカと同様、敵なのであります。日本がその標的になる可能性は、ないとは言いきれません。テロの特徴は、全く無防備の、何の関係もない多数の一般人を無差別に殺傷することであります。この無差別攻撃の恐怖をアピールすることによって自分たちの目標を達しようとする。まさにサリンを地下鉄にばらまいて多くの人々を無差別に殺傷したカルト集団・オウム真理教と同類のものであります。

イスラムに詳しいマレーシアのクタラ国立大学の教授でマレーシア日本文化協会会長の土生良樹氏という方がおるのですが、この方によりますと、約十三億人のイスラム教徒、これは国籍・人種が違って共通のイスラム名を使う。イスラム名は、日本式の名前に姓という、日本式のあの姓名がない。欧米のようにファーストネーム、ファミリーネーム、これもない。テロ事件の首謀者疑者と見られるウサーマ・ビン・ラディンは、「ウサーマ」というのが本人の名前で、「ビン」は息子の意味ですね、「ラディン」は父親の名前であるというふうに言っておられます。つまり「ラディンの息子、ウサーマ」というのがフルネームである。ところが、日本の報道では「ビン・ラディン」という名前の報道が多く、しかも「ビン・ラディン氏」という敬称をつけたものもあるわけであります。当地の騒動では「ウサーマ」という本人の名前だけの報道で、首謀者に「〇〇氏」、「ミスター」の敬称をつけたものはないということですが、これを見まして、日本の報道に象徴されるように、この問題のとらえ方に日本のクライシスコントロールの意識の低さというものをを感じるわけであります。

今回のワールドカップは、オリンピックにもまさる観客数とテレビ視聴者数で、延べ総観戦者数三百七十億人とも言われております。世界じゅうの注目を集める超ビッグな世界イベントであり、テロリストがアピールするには絶好の場と言えます。テロは、警備の手薄な一番やりやすいところで行われます。開催国の韓国は、今までの歴史的背景から、危機管理能力というのはそれなりのものがあり、標的の可能性の高いのは、むしろ日本ではなかろうかと危惧しておるわけであります。順当に考えれば、そう考えてくると横浜スタジアムということになりますけれども、大分会場、そして外国人最大宿泊地の別府市としても、全く手放しの無策というわけにはいかないと思います。別府市対策協議会組織表の中に空港関係者が全くこれが入っていないわけであります。それから、大分県のこの問題の対策部会であります交通輸送対策専門委員会委員、この中にもチェック体制には不可欠の税関が入っていないわけですね。それで、いかにイベントをやろうか、あるいはいかに大量のお客さんをさばろうかということに主眼が行われておまして、大分空港は恐らく多くの外国人であふれると思うのです。長丁場でもあります、試合期間が。ですから、万一大分空港発あるいは大分空港着の航空機がハイジャックされて、四万人を超える大観衆で沸き返るビッグアイにもし突っ込まれたとしたら、これはニューヨーク貿易センターを越える大惨事になる。私は大変……まあ、こんなことはないと思っておるのですけれども、そういうふうな危惧をするわけですね。イベント中心のスムーズな、交通輸送中心の体制にどうも傾いておるのではないかと、テロ対策、警備対策が不十分である気がしてならないわけですね。税関のチェック体制もこの対策協議会に入っていない。別府のこの組織構図の中にも、これは空港関係者も入っていない。ですから、ぜひフリーガン対策、そしてテロ防止対策について長々と述べましたけれども、今私が所見を述べ、問題点を指摘しましたけれども、そのことを総括して御答弁をお願いしたいと思います。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

まず第一点目の、私どもの交通警備部会の中に空港関係者が入っていないということでございますが、まず別府市関係者から選出している関係もございますが、ただ私どもとしましては、大分県ワールドカップ推進委員会の中に交通対策専門委員会が設置されております。その中には当然のことながら空港関係者、警察関係者、入ってございます。それともう一点の税関の関係でございますが、税関の方々はこの委員会の中にも入っておりませんが、私も二度ほどお会いいたしまして、向こうとの連携はとらせていただいておりますような状況でございます。

また、議員がテロ、フーリガン、そういった問題をやる御指摘をされたわけでございますが、ひとつ私ども事務局だけでできない部分もございますが、事務局の考え方としましては、ワールドカップの大分開催が成功するのは当然のことでございますが、まず第一に市民の方、また観光客の方、観戦客の方々の安全が第一と考えております。そういった意味からも、大分県とも十分連携をとりながら進めていきたいと思っておりますし、またこの問題につきましては別府市だけの問題ではなく、大分県全体の問題でもありますし、また日本全体の問題でもあろうかと考えております。そういったことから、十分関係各課、また関連する機関とも連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○十五番（井田逸朗君） 後ろ向き発言のように私が心配をして申し上げておるわけですが、ぜひ前向きのイベント、そして前向きの効果と同時に、こういったようなきちとした警備体制の面も並行してしっかりお願いしたいということを申し上げまして、この質問はこれで終わります。

それでは、急増する外国人留学生と犯罪防止の対応策についてをお尋ねいたします。

国際交流を推進している別府市では、多くの外国人留学生が学んでおりますが、現在、外国人留学生の数、これはどのくらいか。そして、今後さらにふえ続ける傾向にありますか、二年後はどのぐらいの数になるのか。そこからお答えをお願いします。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

平成十三年十一月一日現在でございますけれども、留学生の数につきましては、APUが九百一名、別府大学が四百二十名、別府女子短期大学が三十七名、合計千三百五十八名となっております。二年後の予測でございますけれども、御存じのように四百三十名ずつAPUがふえてきます。また来年四月には立命館アジア太平洋大学におきましては、大学院の開設も予定されております。それらを勘案しますと、およそ二年先には二千七百名を超えるであろう、そういうふうに予測しております。

○十五番（井田逸朗君） 大変な外国人留学生の数になるわけですが、それでは、大学の受け入れ態勢ですね。それから受け入れたけれども、だんだんと、この資料を見ても、退学者が年々ふえているのが気になります。留学を続けられずに退学する学生の数ですね。それから日本にやってきた留学生たちの住居ですね、住まい、これはどのように現在なっているか、お答えをいただきたいと思います。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

大学の留学生の受け入れ態勢ということでございますけれども、留学生の入学許可というものにつきましては、国内学生と多少違いまして、言葉の問題等々がありまして、ほとんどが書類選考という形になっております。その書類選考につきましても、各大学において多少の異なりがありますけれども、APUでは、それぞれの海外の高校と提携を結びまして、それらの学校推薦を受けるといった形になっております。さらにAPUでは、大学独自の選考基準というものを設けておりまして、中国、韓国、その他近いところにおきましては、現地に先生等を派遣しまして面接を実施しておるという状況でございます。ここでは、日本の語学力とか留学の目的、さらに四年間の経済支弁が可能なのか、そういうことを調査した上で入学を許可いたしております。

○十五番（井田逸朗君） 住居の状況は、答えたのでしょうか。

○国際交流課長（中野義幸君） 大変申しわけありません。退学者の数でございますけれども、APUにおきましては、平成十二年は十七人、平成十三年度におきましては四十四人となっております。別府女子短期大学におきましては、平成十二年度はゼロということになっています。平成十三年度は三人となっております。さらに別府大学におきましては、現在いろんな事件の関係で捜査中でありまして、公表はされていません。

さらに住居でございますけれども、APUにつきましては、APUハウスという大学独自の宿舎を持っております。これに現在四百三十人、テルマスの横の大分学生交流会館に九十九人、さらに民間アパートに三百七十二人という形になっています。別府大学につきましては、大分学生交流会館に二十人、上人の別府市国際交流会館に五十三人、別府大学学生留学生会館に三十九人、別

府大学学生寮に十八人、民間アパートが二百九十人となっております。なお、別府女子短期大学につきましては、在籍している学生三十七人はすべて大学の寮で生活いたしております。

○十五番（井田逸朗君） それでは、おおよその実態がだんだんわかってきたのですが、大学の学費についてはどのぐらいかかっているか。それから、留学生に対する奨学金などの支援体制ですね。それと、APUについて何十%の方がこの恩恵、授業料免除だとか、成績によってパーセントがあるようだけれども、外れる方は何十%ぐらいあるか、その点についてちょっとお尋ねをいたします。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

留学生の学費は年間どのくらいかということでございますけれども、一年生の場合は入学金があるとか、いろんな形で取る単位の数の違い、また一年生と二年生の違いもありますので、多少の違いはありますが、年間大体百万円前後という形で各三大学とも推移いたしております。

また、留学生に対する各大学の支援体制ということでございますけれども、市内の各大学につきましては、日本との経済格差というものを考慮しまして、それぞれ独自で留学生の支援というものを実施いたしております。具体的には、別府大学では授業料の五〇%を免除いたしております。別府女子短期大学が三〇%、またAPUにおきましては、成績によりまして、授業料の一〇〇%、また六五%、三〇%という形でそれぞれ免除をいたしております。APUの場合は、これ以外に最高年額百万円を限度といたします独自の奨学金制度も実施しております。

○十五番（井田逸朗君） ちょっと答弁の中に不十分なところがあるのですけれども、私が調査しますと、七〇%が大体この恩恵にあずかっているのですけれども、三〇%の学生が「落ちこぼれ」と言う申しわけないのですけれども、その支援の網から落ちている。数からいくと大変な数になるわけですね。平均的な留学生の生計費ね、もし実態がおおよそのところがつかめれば、どのぐらいの費用になっているか、ちょっとお答えください。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

国際交流課で把握しておりますのは、別府市の奨学金制度につきまして申請をしていただきました留学生についてのみでございますけれども、いろんな形で仕送り等の差もありますし、アルバイトの条件も変わります。また奨学金を受けている学生もおりますけれども、最低は六万円、最高は十五万円という形になっておりまして、今平均しますと、家賃込みで十万円前後という形になっております。

○十五番（井田逸朗君） 家賃込みで十万円前後というので、これではとても生活はしていけないと思うのですが、留学生のアルバイト状況ですね。それから、留学目的で入ってきたけれども、退学してしまった学生、その場合の対応はどうなっているか、お答えください。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

留学生のアルバイトでございますけれども、御存じのように留学ビザで入国した場合は二年間ということで、留学ビザの場合は就労を禁止されております、原則的にでございますけれども。しかしながら、留学の資格外活動申請というものを入国管理局——大分にありますが——これを提出して許可を受けた場合は、週二十八時間を限度としてアルバイトができるということになっております。この資格外活動の許可を受けている学生は、APUでは六百三十人、また別府大学では二百六十九人、別府女子短期大学が三十六人となっております。ただし、現在アルバイトを一週間とか短い方もおられますので、実際に何人アルバイトしているかというのは、ちょっとつかんでおりません。

続きまして、大学を退学した場合の措置はどうなっているのかという御質問でございますけれども、現在の出入国管理法におきましては、大学を退学したからといってすぐに帰国しなければならないという形にはなっておりません。しかしながら、APUにおきましては、先ほど今年度四十四名ということで退学した学生がおりますけれども、すべて一か月以内に帰国していると。これは大学の努力によりまして、そういう形になっております。若干他の大学でそういうことになっていない場合もありますけれども、今後このような途中で退学する留学生につきまして、速やかに帰国するようなそういうルールといいますか、仕組みといいますか、そういうものを各大学とつくっていきたい、そういうふうに考えております。

○十五番（井田逸朗君） 原則として、働けないということになっておるわけですね。ですが、資格外活動申請で許可をもらった人は、一日大体四時間ぐらい働ける、こういうことになっておるのですが、APUでは六百三十人、別府大学では二百六十九人、

別府女子短期大学の留学生では三十六人。ところが、実数はわからないと。この資格外活動申請以外でも働いている学生が実際多いと思うのですね。それから、留学目的で来たけれども、退学した場合に、必ずしもそのまま帰す必要はないということで、そのまま残留している学生も私はかなり実数はあると思うのですね。

そこで、留学生の状況がよくわかりました、どういう状況に置かれているか。さて、本論に入りますけれども、先般、日中交流に尽力し、留学生から「日本のお父さん」と、こう慕われた山香町の建設業の老夫夫妻が、留学生、元留学生ら五人によって殺傷されるという事件が起きました。私も葬儀に参列したのですが、大勢の留学生が弔問に訪れて、留学生を代表して中国人の女子学生が、泣きながら「日本のお父さん」への感謝、そして悲しみ、そして一人前になって日本人に恩返しをしたい。切々と弔辞を述べて、私も胸を打たれました。多くの留学生が、きっとこのようなまじめな学生だと思うのですが、では、なぜこのような痛ましい事件が起きたのか。その原因はどこにあるのか。これをちょっと論じて見たいと思うわけです。

テレビ報道や新聞によりますと、事件の容疑者である元留学生、この人たちは、最初みんな希望に胸を膨らませて日本に留学してやってきた若者であります。ある容疑者は、大変素朴で温和で、年長者にも礼儀正しく、親孝行で、両親を招いて車でずっと別府を案内したりしておるのですけれども、ごく常識的な、どこにでもいる普通の学生。その留学生が、このような事件を引き起こした原因。これは、日本での留學生活の現実の厳しさなのですね。免除を受けられない学生、その方にとっては気の遠くなるような授業費。民間のアパートで生活する留学生、APUと別府大学、合計で六百六十二名。これがまだふえていくわけですね、あるわけです。日本にやってくるのに親とかきょうだいとか親戚から資金を集めて借金して日本にやってくる。その留学生にとって家賃を含めて平均十万円という収入、これは大変なことだと思うのですね。アルバイトがなければとても生活することができない。しかし、この事件を起こした学生は、日本語も余り堪能ではない、言葉の不自由、こういうことでアルバイトにもなかなかありつけない。ですから、APUの場合に限って言いますと、三〇%の留学生が奨学金制度の援助から落ちこぼれる。他の大学の留学生でも同じような境遇の学生はいるわけですね。授業料の負担、家賃の負担、生活の困窮、アルバイト就業の困難という現実さらされ、学校にもいつしか行かんようになる。やめる方もおる。家賃も滞納。そうすると住所を失うわけですね。知人のところを転々とする。アルバイトがない。こういう状況が続けばどうという結果になるか。追い詰められた者のたどる道、これは火を見るよりも明らかだと私は思うのです。

この事件を起こした留学生にかつて部屋を貸しておったあるアパートの経営者は、このままいくと第二、第三の事件が起きて不思議でない。寝るところがなければ、食う物も食えんようになってくる。こういう状況になれば、必ずや事件が起こる。こう言っておりました。この問題の根底には、各大学は少子化のために、これは大学に応募する学生の数が年々減少を続けて、多くの大学が定員割れをしておる。日本全国で短大は半分ぐらいと言っていますね。五百数十校ある四年制の大学でも百何十校でしたか、ちょっと今、どこか資料があったのですけれども、紛れ込んでわからないけれども、百三十校ぐらいだったと思う、実際はもっとあるのではないかと思います。だから、大学としては生き残りのためにどうやって経営していくかという、その経営戦略ですね。そこに人員の不足を補うために、人口が急増しておるアジア各国に応募者を求める。安易な数字のみを追い求めていかざるを得ないという大学の経営戦略が見えてくるわけでありですね。ここに究極の原因が私はあると思うのです。大学側は、留学を希望する外国人の応募体制、書類選考で安易に数をとるだけではなく、きちっとしたチェック、これはますます必要だと思ひますし、事前の説明ですね。日本での成功を夢見て来るその学生に、日本での生活は大変厳しいという現実を事前に詳しく説明する必要があると思うのですね。甘い考えでの留学は、これは思いとどまってもらわなければならない。

またアルバイトですね。入学してきた学生のアルバイト先のあっせんなどのケア、こういったことも十分行わなければならないと思うのです。そうしないと、多くのまじめな留学生にもマイナスの影響が及ぶ。ひいては国際交流を推進していこうという別府市のせっきくの国際交流課まで設置して力を入れているわけですが、それに支障を来すおそれがある。市としても適切な対応が急務であろうと思うわけですね。いろいろ支援会議などを開かれているようですけれども、どのような対応を考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

第一点の大学の留学生の募集のあり方でございますけれども、APUにつきましては、当初留学生の定員を四百、国内学生を四百ということでしたので、一切仲介業者を通さず、大学が独自で入学選考を実施いたしております。またAPUでは、二十を超える国々と入学に関する協定を結んでおり、また海外のそれぞれの高校とも、四百以上の高校とも協定を結んでおります。また、原

則的にこれらの高校の先生による学力審査というものがあまして、そこから学校推薦をしてもらい、またそれらの方々についてAPUから先生が出向いて面接を実施するという形になっております。また、日本での生活費の支弁ということについても、かなり調査をしている。また、実際問題として、昨年十三年度に入学した留学生というのは四百五十名ですけれども、実際学校推薦された学生というのは千名を超えているというふうに聞いております。

また、別府大学におきましては、平成十二年度までは書類選考がほとんど主流でございましたけれども、平成十三年度からは面接試験を実施しております。また別府大学につきましては、事件後、留学生対策本部を今設置しておりますけれども、この教訓として、経済的な問題を含めまして、入学選考につきまして、よりきめ細かな対策をやっていくという方針を出しております。

別府女子短期大学につきましては、すべて中国からの留学生となっております。瀋陽市からの留学生が多いのですけれども、やはりその高校、大学からの推薦を受けた学生を現地に出向いて面接をしていると。また、聞くところによりますと、北京などにおきましては、一部日本語を話せる学生についてペーパーテストをしているというふうに聞いております。

こんな形で、先日三月四日に開きました留学生会議におきましても、市長の方からも、選考につきまして厳しくしてほしいというような要望も出しておるところでございます。

次の第二点でございますけれども、留学生に対する事前の説明をもっとやった方がいいのではないかということでございますけれども、これも事件が起きまして、APUまた別府大学ともいろんな事務の打ち合わせをやっておりますが、議員さん御指摘のように日本と各アジア、東南アジア等の物価の違い、さらに現在の日本の不況の状況、そういうこともまた理解してもらうことが大切でございますし、また日本語が話せない場合につきましては、なかなかアルバイトの確保が難しいというのも現状でございます。また、留学生の中には仕送りが一切ない、すべて結局アルバイトで稼いでというような方もおられますけれども、それは今の日本では難しいのだということを事前に説明する必要もあろうかと考えております。このようなことも一応、大学にはお願いしていきたいと考えております。

また、留学生のアルバイトの確保でございますけれども、ハローワーク別府の御協力によりまして、外国人専用の雇用相談窓口というものも設置していただいております。また、トキハの横にありますがパートサテライトにおきましても、留学生の雇用につきましてお願いしているという状況にあります。今後とも大学やハローワーク、商工会議所等にもお願いしまして、留学生のアルバイト確保につきまして努力していきたい、そういうふうに考えております。

○十五番（井田逸朗君） けさの新聞ですけれども、別府大学では経済的支援制度の新設や、学生にきめ細かく指導できるように担任制度を見直すことを決めたということが出ておりました。国際交流課としまして、各大学ともよく連絡をとり合いながら留学生の支援を、ケアをきちっと指導していき、このような事件が起こらないように、そして国際交流を前向きに進めていっていただきたいと思います。では、この問題はこれで終わります。

残りの時間が少なくなりましたが、最後に別府市地域環境美化条例施行後及び空き缶、吸い殻等散乱防止地域指定後の経過状況について、簡単に要約してちょっとお答えください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

昨年四月に環境美化条例を施行し、別府市の玄関口でございます六カ所を散乱防止地域として指定させていただいたところでございます。この地域におきましては、看板の設置、広報活動、地域内のパトロールや清掃活動等に取り組んできたところございまして、散乱ごみもなくなるというような状況にまではなっておりませんが、以前よりは散乱が少なくなったのではないかとこのように考えております。

○十五番（井田逸朗君） 時間がちょっとなくなってきた、はしょらんといかんですが、私も散乱防止地域六カ所、詳しく現地を見させてもらいました。それで、思っていたより以上、この地域については、私が行くということを事前に言ったからかなと思ってみたりしたのですけれども、ごみが全くない。空き缶も吸い殻もない。ものすごくきれいになっておって、これなら別府の玄関口として観光客をお迎えしても、まずまず大丈夫かなと一安心したわけですが、部分的にはやはり問題があるところがありましてね、一〇〇%満点というわけにはやっぱりいかない。問題のある箇所を、幾つかありますけれども、別府駅の西口の……

○副議長（佐藤博章君） ちょっと十五番議員さん、ちょっと。竹の内で火災が発生しましたので、今、消防の関係の人たちが出ましたので、議員の人たち、よろしくお願いします。

○十五番（井田逸朗君） よろしいですか。では、続けます。

別府駅西口の自転車駐車場、放置自転車ですね。警告書をつけるなどして、取りに来ないものはもう撤去する、こういうことですけれども、これは先ほど質問したフリーガン対策上からも県警の方から、対策室からも指摘されておるのですけれども、放置自転車、これを振り回す可能性がある、フリーガンの場合。今までの事例。これは撤去した方がいいですよ、撤去するようにというアドバイスを受けております。特にワールドカップ期間中は周知徹底するようにという指摘があるのですけれども、これは都市計画課だと思ふのですけれども、御答弁をお願いします。

○都市計画課長（松岡真一君） 別府駅西口の自転車駐車場のお問い合わせでございますが、私どもは、環境美化条例第二条九項及び第十五条二項、さらにこの施行規則の第二条によりまして、警告書の取りつけを行いまして、二月一日に警告書の取りつけを行っております。それから、二月十八日に撤去・保管を行っております。

○十五番（井田逸朗君） もう時間がいいいよなくなりましたけれども、それでは、西口歩道上の放置自転車の路面表示ですね、駐車・駐輪してはいけないというその路面表示、及び関の江の駐車スペースがあるのですよ。あそこは防止地域に指定しているけれども、あそこに放置自動車が十四台、それから別府インターの自衛隊の前のあの車寄せ場、これは一年以上になりますけれども、放置自動車。もうさびついていますけれども、あのまま。そうっております。それから、ゴルフ場の入り口からゴルフ場へ上がる道ですね。これは自衛隊側は全くといっていいほどごみがない。これは、業務隊長の名前で「ここに立入りをしてはいけません」と三十メートルごとに看板が出ているのですけれども、反対側のやぶの方はごみだらけですね。空き缶、たばこの吸い殻、弁当、ずらっとある。あそこにも立て看板をきちっと立てる必要があるのではないかと、このように思うのですけれども、最後にまとめて簡単にひとつお願いします。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

第一点目の、西口の歩道の路面表示でございますが、現在計画しております別府駅前原線、通称青山通ですが、歩道を含めて工事を行うということで計画になっておりますので、その折にお願いしてまいりたいと考えております。

それから、関の江の駐車スペースの放置車両、それから自衛隊前の駐車スペースの放置車両の件ですが、今回の美化条例の中には、放置自動車は対象になっておりませんが、見苦しいということで、自衛隊の前につきましては、県の土木事務所の方にお願いをして一度撤去をしていただきましたが、また放置されているというような状況でございます。それから、関の江の駐車スペースにつきましては、国土交通省の大分工事事務所維持出張所の方に撤去方をお願いしたところでございますが、現在のところまた調査中ということの回答をいただいております。

それから、ゴルフ場の入り口の散乱ごみでございますが、これは美化地域の対象地域外にはなるのですが、現地に行ってみましたら、確かに見苦しい状況でございます。まず土地の所有者が適切な管理をしなければならぬのが第一義でございますが、土地の所有者と協議をいたしまして、看板の設置をということで了解がとれば、清掃課の方が所有しております不法投棄防止のための既存の看板がございますので、その設置なら可能ではないかと考えているところでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） それでは、通告をしております項目について、きょうは質問をしてまいりたいと思います。

まず、新年度予算ということで通告をしておりますが、昨日、私も含めてさまざまなやりとりがありましたので、通告をしておる関係の部分について質問したいと思います。

まず、きょうは、この新年度予算にも計上されておりますけれども、社会福祉会館について市長と論議をしてみたいと思うのですよ。これは私は何で取り上げてみたいかなと思ったら、これは、私どももよく社会福祉会館を利用させていただくわけでありまして。去年の秋でしようかね、これまでこの社会福祉会館は温泉施設があって、とても利用者が多くて喜んでいるというようなことで人気があったのでありますが、ある日、温泉がとまったということではばらくお待ちをということから、なかなかその再開ができない。いまだこの温泉はとまったままになっておるわけでありまして、市民の皆さん方からは、社会福祉会館の温泉はいつになったら再開できるのかということから、私は一回現地に行ってみていろんな話を聞いたわけでありまして。

と同時に、全体的なこの社会福祉会館の建物を見てみたのですが、これができ上がったのが平成六年七月に竣工ということで、私もいろいろと本会議でのやりとりを思い出してみました。皆さんも御承知ですが、社会福祉会館の入り口の左側に、この社会福祉会館を建てた当時の市長が、石に銘文を書いている。まさにこの別府市の福祉の殿堂的な部分というキャッチフレーズで、最初の打ち上げはものすごくよかった、建設前は、設計の段階だね。まさに待望していた。別府市の福祉団体の皆さん方を中心とする別府市の福祉の拠点づくりを目指そう、そして、これからますます大きくなっていく少子・高齢化の時代に、行政と民間のこうい

う福祉団体が牽引して福祉行政をつかさどっていくというふれ込みで当時はスタートしたと思っておった。ところが、あの石の銘文にも書いておるのだけれども、建物は純和風で、実に外から見ると見ばえはいいのだけれども、使い前の分から見ると、全然違うではないかというようなことが、当時から論議をされておる。

福祉の殿堂であるべき社会福祉会館が、もう行ったらわかりますが、一番メインになるあの大広間が、今はどういう状態になっておるかという、結局、畳の上にそのまま、靴のまま上がられるようにしていかなければいけませんから、要するにシートみたいなものを張って、これがオープンするときからの現状ですな。奥は、今度は作法室というか、お茶室になっておるけれども、なかなかやっぱりこれが有効利用できません。そうこうしておると、まだ十年もならんのに、もうあの純和風づくりの半分ぐらいが白アリにやられているのですよ。今度の一般会計の予算にも、運営費の中に白アリの駆除費というのが上がっておる。私もずっと見た。まさかというぐらいのところにはずうともう白アリが回っておる。

ところが、今の利用状況はどうかというと、やっぱり福祉の関係の皆さん方は、社会福祉会館を利用したいと、また、あそこが本当の意味の社会福祉協議会が主体であそこに入っておるわけだけれども、いろんなやっぱり事務連絡も含めた、どうしてもあそこが我々の拠点だろうという認識のもとに何とか利用したいというけれども、やっぱり複合施設でいろんな部分があるものだから、もう利用ができません。部屋がもうない。これは、やっぱり遠かれこういうような状況になるだろうともう当時から予想されておったわけでありまして、これをそのまま放置することが、別府市の福祉のあり方、そして市長が標榜する大きな柱の一つの福祉行政の推進に支障が出るのではないかと思うのですよ。

私は、きっかけは、この温泉がなぜ再開できないのかということから、あの社会福祉会館を全部つぶさに見て歩いた。これは何とかせないかん。しかしながら、平成六年七月にオープンしたその大部分の財源は起債で賄っておる。事業費がここにあるけれども、六億八千五百八十八万五千元、起債が五億円、そして基金として一億六千二百万、一般財源が一千八百万打ち込んでいる。これのやっぱり起債の償還も当然あるわけだし、市長としても痛しかゆしのところがあると思うのですね。いろんなことを考えたら、結局何もできておらん。では、温泉をどうするのか。待っておる人、あそこを利用する人。

そう言っておったら、つい最近、市長のところに、しびれを切らしたのだらうと思うのですが、別府市の福祉団体の十一団体の皆さんですか、十一団体だな、市長のところに陳情に行ったという報道記事がなされております。この陳情書も私は見せていただいたのですが、ここにまさにずばりと言っておるところがある。陳情書の中に、「さて、平成六年七月に竣工の社会福祉会館ですが、外観は木造建築として立派ですが、現状は大広間と作法室のみの利用しかかなわず、本来の社会福祉会館としての役割を担っていない現状であります」ということが明確に書かれておるわけでありまして、ちょうどあの社会福祉会館に行って、すぐ右側は大きな土地がありますわね。これもたぶん平成六年か七年ごろ土地を取得して、当時ビーコンがオープンする前後、この土地をビーコンの駐車場用地として確保したいということで取得したやに記憶をしておりますが、いまだこの遊休地と言ってもいいのだらうと思うのですが、あのままだ。相当の広さがある。あれ、後で教えてもらったのだけれども、坪数にしてどのくらいあるのですか。これを今、利用目的もなく、そして更地のままにしておるわけでありまして、将来的にこの社会福祉会館のありようも含めて、まさに二十一世紀の別府市の福祉の殿堂、拠点づくりとしての発想をやっぱり市長の頭の中にインプットした方がいいのではないかなと思う。

私、ちょっといろいろとあちこちに行くのだけれども、つい最近、日出に保健福祉センターというところがオープンしました。行かせていただいて、やっぱり機能的によくつくっておる。後から後からできるのはそんな立派なものだけれどもね、十三億ちょっとかかっておるけれども。非常に機能を持たせて、まさに福祉、それからこれからのケアの時代にマッチしたデイサービスの施設とかいろんな部分を複合施設として兼ね備えた立派な福祉の拠点づくりを目指した建物がオープンしておりますが、まず、この社会福祉会館の現状、特に温泉をこれからどうするのか。そして市長に伺いたいのは、今この社会福祉会館の現状を踏まえて、陳情があったことについて市長も、前向きに考えるというような答弁をしておりますが、市長の中にこの福祉会館をどうしていくとするのか、まず考えをお聞きしたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） それでは、ただいまの伊藤議員さんの御質問について、経過を追って御説明をしたいと思います。

まず利用の状況でございますけれども、ただいま御質問ありましたように、平成六年七月に各種福祉団体、関係者の交流の場として建設をされたというふうに聞いております。以降、今日まで利用が続いておるわけですが、年度で言いますと平成十二

年度が述べ三万一千人、そして十三年度、ことしですが、三万一千人が見込まれております。その中で部屋の利用の状況ということになりますと、当時は、ただいま御質問いただきましたように大広間と作法室、それから小会議室があったわけですが、小会議室が平成十二年度から基幹型の介護支援センターということで、小会議室としての利用の機能を果たしておりません。したがって、大広間と作法室ということで、現実細かく言いますと、大広間しか現状では使えない状況にあるということで、本年度十三年度の見込みでありますけれども、使用料の収入が九十万円というふうに考えております。

それと、温泉はただいま、伊藤議員さんから御指摘いただきましたように休止をいたしておりますけれども、これは従前から温度が低い、出が悪いということで、そういう指摘が多方面からありました。それを受けて調査をいたしておりますので、現在は休止中ということで、この入浴料の十三年度の収入見込みは同じく九十万円程度というふうに見込んでおります。

それと、館の現状、いわゆる利便性はどうかということになりますと、基本的には道アクセスについては、互いに南から北への一方通行、東から西への一方通行ということで、大型バス等の進入ができないという厳しい状況にあります。それと会議室につきましては、大広間、これについては百五十人収容できるわけですが、当時は畳敷きということで、車いす、それから靴を脱がなければいけないという不便さがあったということで、市長の方から御指摘をいただきまして、現在はカーペットで、靴をはいたまま利用できるという状況にはなっておりますけれども、いかんせん、この大広間だけしかないという状況でございます。

それと、温泉休止に至る経過、これについては過去いろんな要望がございましたので、ちょっと詳しく御説明をさせていただきますと思います。

まず、以前から温泉温度が低いということと、湯量が不足しておるということの指摘があっておりました。これを踏まえて平成十三年六月ごろ、昨年六月に社協から、もう枯渇に近い状態になっていきますという報告をいただきました。これを踏まえて、六月から七月の二カ月間かけて内部調査しました。その調査の内容は、現状維持、それから現地での再掘削、引湯、三点を一応検討いたしましたけれども、いずれも多額の費用・予算を要するということで、私ども、財政当局とも御協議いたしました。その中で関係課も一生懸命検討していただきましたけれども、費用対効果がなかなか望みにくいのではないかという現状があること。それと、その経過を踏まえて、では利用者の方々に今後どう説明するのかということがありましたので、まず八月中に身障協の会長のところにこの事情の説明に参りました。そして、理事会なり役員会を開いて、こういう現状ですのでどうぞ御理解くださいということでお願いをしました。それを踏まえて、身障協の方で理事会を開いていただいて「理解しました」ということでしたけれども、あわせて、「多方面にもどうぞ御理解をいただくように今後話を進めてください」ということでお願いしましたところ、これも一カ月以内には処理をしましょう、ということで、すべて御了解をいただきました。それと、社協を通じて各地区協議会の皆さんにも通知をいたしました。それと、自治会の関係には自治会長さんからすべて御報告をしていただいたということで、関係先には一応の温泉休止についての御理解をいただいたということで、九月の中ごろに一応告知をしまして、それとあわせて「社協だより」に掲載をしまして中止をして今日に至っているということでございますけれども、九月には、まずその前段で、では中止にするのなら、今、使いにくいと伊藤議員さんの御指摘もございましたけれども、会議室にせめて改修ができないかという陳情が私どもにもありました。それとあわせて十一月、それとことしの二月末に市長さんの方にも、十一団体の福祉団体から陳情があったという経過がございます。それで私どもとしましては、一過性の対策を講じるのではなくて、長期的な展望に立った、やっぱり今言われました福祉交流の拠点になるような方法を考えていきたいということで、なお検討中でございますので、よろしくお願いします。

○市長（井上信幸君） 補足をさせていただきます。

今御指摘のように、この会館は平成六年度に建てられた、また隣の土地約七千六百六十平米、これもその当時、前市長時代に買い取ったと。あそこに福祉会館として、ネーミングを「福祉会館」として建ったということですが、実際はもう皆様も御案内のとおり、お茶室が一つと畳の座敷の大広間がありました。その畳の座敷にやはり炉が二つ来ていたわけです、炉が二つですね。二カ所にこう。ですから、そこで大型のお茶会ができるような形もつくっていたようでございます。当時は、皆さん御案内のように各福祉団体の六施設の机が並んでいたということからスタートしたようであります。私が七年の五月に就任いたしましたからは、そういう福祉団体の各要望がございまして、あそこを何とか、そのまま上がられるようにしてくれんだろうかと。なぜならば、車いすの方が、あの狭いところで介添えの人がおんぶしてそのお座敷まで運んでいったと。また老人会やその他が利用するときには、あそこで靴やげたを脱ぐ。げた箱も少ないし、一斉に出るときにまた大混乱を起こす。また座りっ放しということで身障者の方

が非常に不便をかこつということで、現在の上にとりあえず応急措置としてラバーを敷いてそのまま上がれるようにしたというのが、その経緯であります。

御案内のように、こういうことの中で本当の意味の福祉会館としての体をなしてない。これはもう御指摘のとおりであります。かといって、すぐ十数億もかけてできるかという、なかなかできませんし、その間にはいろいろ、あらゆることを今までしなければならなかったし、負の遺産も片づけなければならぬ、こういう経緯がございます。

そうするうちに、今度は温泉がとまったというわけです。温泉はといったら、温泉は何度かといったら、四十度。四十度をそのままふろにしたって、それは使え前ないではないか。どうしてのだかというと、その出た温泉を灯油で加熱する。また水を補給するということで、便宜的に何とか乗り越えていたようであります。その費用はというと、灯油だけで毎月三十万いっている。今、ここに資料がございますけれども、大体一カ月述べ七百人、一日平均で直しますと二十三・何ぼと、こういうことですが、そのほかいろいろと考えてみると、また一つは、七年にして泉源がとまったということは、泉質が悪いから、ある意味では詰まったかもわからないし、完全に温泉が、その泉脈が消えていったかということもわからないわけですが、これまた調査すると、またお金がかかる。こういうすべてのことを含めると、これはひとつ抜本的に考えなければならぬというのが、現在の時点であります。

そこで、福祉団体の九団体の方々が二月二十五日にお見えいただきまして、ここに陳情書がございますが、「六年七月に竣工の社会福祉会館ですが、外観は木造建築として立派ですが、現状は大広間、そして作法室のみの利用しかかなわず、本来の社会福祉会館としての役割を担っていない状況であります」という、こういう訴えがございました。まさしくそのとおりで、私も昨年あの中に行ってみまして、天井裏からずっと上ってみました。天井裏は物置になっておりますが、こういう物置でいいのかなというような物置であります。また白アリが入ったというのも先般、後で聞きまして、とりあえず一次補修はしたわけです。白アリ駆除は一回させていただいたわけですが、まだそれでも完全になっていないという上に、七年にしてこんなに白アリが入ること自体が、抜本的に完全に間違っていたと、当初から。そういう白アリ対策をした上での建築をしなかったということが、一つは間違いだったと思います。

あらゆる面で判断し、これはこれとして、またそれについてまでもかかわっていたのでは悪いわけですから、どういうふうなそれでは福祉会館を今後持っていくかということ、これから想定に入れてやらなければならぬ。十二月の質問、どなたか議員さんが質問いたしましたけれども、やはりこの福祉団体を含めた市民交流会館的なものが今後必要になってくる、そしてにぎわいのある一つの館、にぎわいのある一つのまちづくりを考えた上で想定した計画をつくっていく。これには福祉団体の方やあらゆる方々のお知恵・御意見を聞きながら、早急にこの団体の要望にこたえるべく、やはり建築に向けての必要があろうかと思えます。いわば、日出町にもできましたけれども、やはり今度総合的なものですべてが使い勝手のいい、また皆さんが喜ばれるような福祉会館建設、あるいはまたその隣に何かというものもつくるべきではないかなど。また、今の福祉会館の隣にある土地を利用したらどうかという意見もありますが、御案内のように、あそこは一方通行であります。おまけに道路は狭い、県外・市外からの方がもしお見えになったときの大型バスも思うに任せず入らないというような状況でもございますから、この辺も含めて検討する必要がある、このように今苦慮しております。よくこんなにたくさん負の遺産が残ったなということで大変苦慮しておりますが、これも一つの私の務めでありますから、今後皆さん方の御意見を体しながら、早急に考えていかなければならぬ、このように思っております。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長あなたが、やっぱり大きな柱として今、総合体育館の建設もやっておりますし、あの周辺の整備も含めて、視野にやっぱりしっかり入れておかんといかん。今まさにあなたがおっしゃった部分の交通の利便性とかいうものが大きなネックとすれば、それこそそういったものを頭の中でえがきながら、道路対策というのはこれからですから、そういったものも含めてね。幸いにあの土地も普通財産になって、今聞いたところによると七千六百平米ということですから、膨大なやっぱり土地でありますから、そういう関係の皆さん方の世論の形成も、市長が「図ってください」と言うのではなくて、そういう声が高まってきておるわけですから、まさにできたものであろうと、その年月を経る中で、やっぱり見直すべきところ、そして英断を下すべきところは私はやっていると思う。それはそうでも。それが将来にわたって別府市の福祉の拠点づくりの大きなやっぱり柱になることであればいいのではないかと私は思う。そういう意味からいくと、今度の一般会計の中、当初予算では、調査費ぐらい市長が上げるのかなと思っておった、私。それがないから、これはどうなっている。市長一人でやっぱり夜も寝ないで、何時に寝る

のかと思ってな。ぜひ前向きに考えてみていただければいいのではないかと思います。

それから、次にまいりましょう。今、井田議員の方から留学生の対策についてお話がありました。もう重複するところは除いて、一点だけ。私は、例の事件が起きて、とても心配をしました。原因をどうのこうのということは、まだこれから問題です。さまざまなことがあるだろうと思います。このことについては触れませんが、私が一番ほっとしたのは、この新聞の報道記事と市長が留学生対策会議を四日に開催したと。このときの市長のあいさつがよかったなと思うのです。これは新聞ですから、「留学生の立場になって事件を考える必要があると思う。この事件によって市民と留学生の間に心の溝ができるようなことがあってはならない。これを契機に今まで以上の理解と温かい支援をお願いしたい」と。私も実は、そこがとても心配だったのです。別府市は、国際観光温泉文化都市を標榜して、そして緑について、まさにこれから市民とそして留学生の心のネットワークを広げていこうというやさきですから、これが一つの引き金になって別府市の行政、市長が推し進める国際交流、国際温泉文化都市に少しのやっばり影響が出るのがとても心配。

マスコミの各紙もこの事件を契機にしてさまざまな論調で論じておりますが、やはりこのことが引き金になって一層市民とまた行政と、そして留学生と大学と、受け入れ側のすべての人たちのネットワークが一段と広く、強くなったという結末をみんなで作っていきなと思うのであります。

私の仲のいい人が、この事件の後にスリランカの人をホームステイやりました。この前、家に一回来たのです。ありがたいなど、私はありがたいなど実際に思った。やはり市民の皆さんの中に今こそそういう、本当、九十何%、一〇〇%近い人がまじめに頑張っている人たちが多くわけで、まさに市長のコメントの中にある心の溝ができるようなことになってはいけなわけで、これからはますます留学生が別府の中で、本当にこの別府で過ごした何年間で、まさに苦勞もあったけれども本当によかった、第二のふるさととしてのやっばり夢を語れるようなまちづくりを行政としてはやっていかなければいけません。このことがやっばり原因で、もし市民の皆さんの間に、例えば報道の一部にもありましたが、もう留学生には貸さんとか、家を貸さんとか、いろんな部分の就職にしてもアルバイトにしてもなんでありましたが、そういったものがあるとしたら、そういったものを行政でできる範囲のフォローをしてあげる必要があるのではないかと。現状そういったものも含めて、市長が思うところの一端を述べていただければありがたいなと思うのであります。

○副議長（佐藤博章君） ちょっと報告させていただきます。

火災は、二十二分に鎮火いたしました。竹の内の火災については、鎮火しました。

○市長（井上信幸君） 先般の事件で、せっかく築き上げてきつつある国際交流の関係が、一時中断されたかなと。しかし、これにくじけず今後とも大いにこの国際交流を進めていかなければならない。今、三十番議員の御指摘のとおりであります。

また先般、APUの副学長にもお聞きしましたが、APUの学生は留学生が大変よくやっている。日本人学生よりすばらしいですよ、こういう評価もいただいておりますが、夜十一時までいつも勉強している、こういうことでございます。しかし、そのAPUだけでなく別府大学も溝部学園の方も留学生を受け入れているわけですから、この留学生については十二分にもっともっと管理監督をしていただきたいということを要望しております。

また、留学生の一つの安全対策でございますけれども、この間、留学生の支援対策会議を立ち上げまして、その中で皆様方の御意見を拝聴いたしました。今後は、留学生が一日も早い態勢の中でこの事件を忘れていただき、そしてあすへの希望に向けまして勉強していただくその体制づくりをしてあげなければなりません。

まず一つは何かといいますと、住宅問題であります。この住宅が、多少まだ将来計画の中で足りないという要請がございました。特にAPUでは今、第一、第二の宿舍ができましたけれども、九百人が今そこに住んでおります。これは外国人を専用にしておるわけですが、それでも足りないわけで、将来の中でどういうふうに対応したらいいかということでございますが、先般、川本理事長と坂本学長、それから伊藤副学長が参りまして、何とか市営住宅を開放していただけたらいいかというような要望もございました。市営住宅が余っているところをどんどん貸してほしいと。ところが、市営住宅は御案内のように公営住宅法で規制されておりますので、なかなか思うようにいきませんが、これは先般も、十二月議会でも述べましたが、全国の市長会への要望事項として市営住宅の留学生への貸与ということで一つのテーマを出しております。

このほか、いろんな形で留学生に不安を抱かせないようにということから、いろんな悩み事、相談事、それからいろんな資金面でもありますが、留学生支援対策会議の方で何とかそういう人たちの救済策をということでありますので、三校の大学関係者、そ

れから警察、その他関係団体の皆様方に集まってもらってこの会議をつくったわけでございます。その中でこの留学生の支援対策をつくっていくと。また別府市は、市で国際交流課というものがありますので、その課も大いに働いてもらっておりますし、市民の支援団体もありますし、それぞれを五団体に分けてそれぞれ救援対策、支援対策、これも行ってあります。特に先ほど来出ておりますが、学費の問題が主だと思いますが、この学費が窮乏していたということでもありますので、この学費については、APUは完全にその人たちに支援対策ができておるようであります。というのは、百八十の企業による年間の一口幾らという支援対策ができておりますね。この中からそれぞれの学生に応じた配分をしている。また、それぞれの学生によっては大変裕福な学生もいらっしゃるようでありますし、またその反対に非常に貧困の中から立ち上がって頑張ろうという学生もおるようであります。そういう方々に学校側として資金援助をするということでもありますし、県も、少なからず別府市もわずかでございますが、そういう体制づくりを今やっているところであります。こういうことで大いに今後この学生諸君の支援対策を考えていくべき必要があろう、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三十番（伊藤敏幸君） 別府市内の私学の状況によって留学生の受け入れ態勢も当然やっぱり違うわけでありますので、その辺の状況は、もう市長が一番御存じでありますから、これを一つの大きな、やっぱり前に、いい方向に転じるように御努力をいただければありがたいと思います。

次に行きます。競輪のことについて。きょう、二十二番河野議員が、競輪のことについて言いました。聞いておると、やっぱり別府競輪というのは状況が厳しいな。競輪のプロと言われる人が言うぐらいだから、やっぱり厳しいわ。わからん私でも、これはやっぱり別府競輪はやらないぞと思う。この議場の中にも何人かやっぱり「私はプロだ」という人がおるけれどもな。（笑声）しかし、きょうの話を聞いておると、やっぱり別府のお先、これは夢と希望があるなと思った人は一人もおらんはずで。そういう状況の中で、あなたたちはどういう基本的なスタンスで競輪をこれからやっていこうとするのか私はよくわからんけれども、つい最近の新聞を見ると、サテライトのことがやっぱり載っておる。これを見ると、これはだれが言ったのか、ちょっとこれを見たら、課長が言っておるのだけれども、「サテライト日田の裁判について、両方とも別府市と経済産業省が、国が勝つと考えている」。これはあなた、強気で言っておるではないか、裁判官みたい。こんなこと言ってよかろうか、あなた。何かあったらどうするのか。「両方とも勝つと思っております」、何を言っておるのか。私は読んで、裁判官が言っておるかと思ったら違うではないか。これであなた、要らぬことばかり言うから、またあなたは言われるのだ。今、なぜこれが、別府市が音なしの構えにしておたら、しいんと、あなたたちは、裁判官いい結果が出るようにと喋っておるだろうが。それをあなた、先に「勝った、勝った」なんか言って、またやられるではないか。ばか言ったものだ。（笑声）

考えて見てください、ちょうど一年前の二月だ。市長、突然出した。今だから言えるけれども、市長あなたは勝つつもりで打ち出したけれども、そうはいかんぞという感じで。（笑声）それからもうこのことは、私なんかはもう当然やめるだろうと今でも思っておる。ところが、やっぱりこの新聞の一番最後を見ると、また池部さんも言っておる、「裁判の諸情勢を見きわめながら適切に対応したい」。「裁判の諸情勢に関係なく断念いたします」と言うのかと思ったら、「適切に対応したい」。これはすきあらばやるぞというようなニュアンス的な部分と一緒にではないか。市長、あなた、もうすぐ一年たたんて選挙だ。余分なことはしんな、もう。（笑声）

それで、もっと。「この一年は設置業者、溝江産業と接触は全くありませんでした」。本当かい。その割には「サテライト建設予定地にあった囲いも撤去されております」、よく知っておってから、「現在、連絡は一切しておりません」。連絡しておるから、こんなに知っておるのではないか。皆、このサテライト日田の建設はもうやめなさいと思っているのだ、もう。争いはもう結構だ。日田と別府の争いではなくて、別府の市民と別府の平和のためにもういいではないかと言うのだ。きょうの競輪行政を聞いておって、そう思うよ、みんな。これで日田に、わざわざ来るなというところに持って行って場外つくって、どれだけ別府のために売り上げになるのか。なりはせん。最初から言っておるのに、もう。「来てくれ」というところに何で行かんのか。市長、そこは、もういい。「それはあなた、それはあなた、もう……」と言って、何で行かれんのか理由はわからんだけれども、それはあなた、一つ前のあれは、これを越えていかんと宮崎に行かれんというニュアンスで言うから、何かあるのかと思うのだけれども、このサテライト日田に対する別府市の進出の物の考え方は、いまだ変わらず持ち続けておると理解をしてよろしいのですか。いや、もう断念をしますということなのか、どちらですか。（発言する者あり）

○競輪事業課長（岩本常雄君） 最初の新聞記事のことでちょっとお答えさせていただきます。

サテライト日田の設置は、現行の法制度の中で適法に手続きが行われ、設置許可がされたものです。また、別府市は行政のルールをこれまで守ってきておりましたので、当然に勝訴を確信しまして、発言したものでございます。

また現地の状況は私どもが、どのようになっているか視察いたしまして、その結果で報告したものでございます。また、業者との接触はいたしておりません。（発言する者あり）

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

これまでもこの件については御答弁をさせていただいておりますが、日田市との関係、これも議員が御心配の点もあるわけですが、また、それ以上にこれまで市として行政行為を国との間、あるいはその業者との間で取り決めをしてきておるわけでありまして、そういった信頼関係のもとに進められた手続きにつきまして、その一つを損ねますことは、これは別府市の利益にまた反することになるだろう、こういうふうに考えております。その意味で、このサテライト日田の車券売り場の件につきましては、現在、国とそれから日田市の間に裁判中、御承知のように裁判中であります。そういった段階のときにこの別府市の方から、この部分について断念をする、こういう行為を起こすことは、現状では別府市にとってこれは無理であります。

したがって、今後こういった裁判の動向あるいは国の動向等を見きわめながら、そういったことの中で私どもとしては、市といたしましては、適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 適切というのが、やっぱり乖離がないように、行政は行政としての物の考え方かもしれんけれども、時はとうとう流れておる、本当に。今の別府市の競輪事業、競輪行政を見たときに、本当にそれでいいのかという意見を持つ人は結構多いですよ。あの一年前の状況と今の状況を考えたときに、やっぱり行政というのは、そのまま突っ走ることも大事なときもあるけれども、一步足元を見直す、こういうことも大事なのですよ。と同時に競輪全体の、やっぱりあり方も考える必要が私はあると思うのですよ。それが証拠に、きょうの論議は、競輪問題検討委員会の委員長をやった河野さんが、「厳しいではないか」と言うぐらいだから、そして遅まきながら例えば選手宿舍もちょこちょっと当たる。スタンドもやるのかやらんのかわからんけれども、委託するとか。もうこれは競輪場にかかわる委託とか実施設計とか、ありとあらゆる、どれだけ膨大な金額を、税金を投資していますか。市長の前の市長も。競輪のあり方とか、競輪場の全面やりかえとか、ありとあらゆるものを含めてどれだけあなた、銭つぎ込んでおる。「銭」と言ったら悪いけれども、お金を、税金を。今度また同じことをしておる。やるならいい。わかりません。本当にファンのために、ファンの立場でしっかり考えていかんといかん。

それと、私はちょっとうちの部屋にあった新聞を見ると、事業課長あなた、何か市民から告訴されておるの。私は知らなかったけれども、あなたは市民から告訴されておるわけ。「十四年一月十日、暴行罪として大分地検に告訴した」と書いておる。あなた、そんなことがあったの、何かよくわからんけれども。違ったら違うと、名誉のために言ってくださいよ。

○競輪事業課長（岩本常雄君） その件の事実については、私は確認いたしておりません。

○三十番（伊藤敏幸君） 確認しておらんのはいいのだけれども、そんなのは名誉棄損だというなら言ってくれんと、今私、ここに、私の部屋にある新聞には、「岩本常雄氏は、平成十四年一月十日に暴行罪として大分地検に告訴された」。告訴したというのは、受理をしたということだろうが。それは間違いなけれども、何であなたが告訴されたのか、そんなことを私は聞いておりません。公職にあるあなた、事業課長という人が、いかなる理由かわからんけれども、告訴された。検察が受理をしたということが、ここに書かれておるのだ。間違いなら、あなたの名誉が著しく傷つくことだから、間違いなら間違いと言ってください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） きょう、まだ私は事実を確認しておりませんし、またそのことが検察庁からそういう事実があれば、私も一切不正なり等はございません。また、内容もちょっとまだわかりませんけれども、もし事実であれば名誉棄損で私も告訴したいと考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） びしゃっとやってください。市長、答弁。

○市長（井上信幸君） 競輪場問題は、先ほど訂正ではないですが、私が就任してからは一切そういう委託や何やらしておりません。この辺はひとつ御理解いただきたいと思います。それよりも、いかにして競輪場をよくしていくか、これに悩んでおります。と申しますのは、御案内のように五十場中二十六場が今、赤字転落でございます。まして新しく設備に投資した競輪場は、皆赤字になっているようであります。ですから、三年前、全面的な改修、改築、新築をやれという答申をいただきましたけれども、推移を見守るうちにこのようになってきているわけです。三年前は、五場が赤字でございました。しかし、急激なこの冷え込みでこのようになっております。しかし、別府は、おかげさまで全体的な場外車券売り場、その他をやっておりますので、職員が頑張っ

おりますので、おかげで現在のところ最低で四億五千万の、昨年少最低でございますが、それまでは八億、七億というふうに推移しておりますから、利益は上がっております。かといって、それでは今の基金を取りつぶして新築したときには四十五億かかるということの推定がありましたが、しかし、その推移をよく見守らないと、（発言する者あり）だからといって、それを使って、あとそれでは借金を返済できるかという見通しも立てなければならなかったわけで、だから当時、私は三つをお願いいたしました。十年、十五年、二十年戦略でもって、その状況を踏まえながら、この競輪場を一応廃止する方法がいろいろあるのか、あるいは、今の基金の範囲内で余力を残して改修した方がいいのか、あるいは、全体を四十五億かけて新築をした方がいいのかということの三つを当時、検討委員会をお願いをいたしました。（発言する者あり）ちょっと聞いていただきたいと思います。

そこで、答申をいただいたのが、新築をやれということでごさいますか、三年この推移を見たときに、やはりその当時、検討委員会の方々が、もうこれは無理だな、ちょっとやっぱり見た方がいいな、こういう御指摘もいただきましたので、今日まで推移をしたわけでございます。ただし、きのうからの議論になっていますが、今のままではすぐやめるわけにいきません。また、すぐあそこを廃止するとすると中津のようなことも起こりますし、またあちこちで一つの対立抗争が起きたような競輪場問題の廃止に伴っていろいろ問題が起きます。そこで、とりあえず競輪の宿舎が余りにも競輪選手から嫌われているということを知りましたので、競輪選手の宿舎をもう少し改修したらいいかと。とりあえず、将来計画を踏まえながら改修していったらどうかと。また、レースが一レース多くなりますから、選手の宿舎が足りない。そのために一部拡張したらどうかということで、今推移しております。こういうことで、あらゆる角度から競輪の将来の見通しを立てないと、へたをすると大きく誤ったことになるぞということが、私のねらいであります。

現在、就任してから七億ほど私なりに基金を積み立ててまいりました。毎年積み立てた。その結果が二十三億何まで、ことしまた一億積み立てれば二十四億、約二十五億になる。その中から節約しながらいいものをつくっていきたい。そしてまた、従業員も一度に解雇するわけにいきませんから、やはり十年戦略、二十年戦略でもって今後よく将来を見据えてやらなければ、判断もつかないし決断も出ないということになろうかと思います。どうぞよろしくお願いします。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長も言いたいことはあるでしょうが、また次回にいたしましょう。

時間がありませんので、項目にしておることについて、これは大事なことなので、通告しております公共工事について。公共工事の入札及び契約の適正化について。

これは、実は去年の四月一日から法律が施行されて、国それから県は言うに及ばず全国の地方自治体も、この適正化に関する法律に基づいて公共事業について透明性を高めていきなさい、それから悪の侵入を防げ。「悪」と言ったら悪いけれども。今テレビをにぎわせておる徳島県知事の例を含めて業者と行政、官と政治家、いろんな部分がある。つい最近別府市もあった、いろんなうわさが。行政の姿勢として、この透明性を高めていくことを幾らしても問題がとどまらん。だから、国民が行政に対して、国に対して、公共事業というものに対する姿勢とか、そういったものにもう飽き飽きしておる。この法律に基づいて別府市が、先駆的に他の自治体よりもオープン性、透明性を高めてやっておることについて、私は敬意を表してあげたいと思う。それはなぜかというと、もう時間がないからこっちが言う。

今までは、入札方式にいろいろあるけれども、例えば指名競争入札ををとする。予定価格というものがある、それを目指して指名された業者は、その仕事を受注するためのいろんな水面下の動きがあったわけ。今、別府市はどう変わったかといったら、この予定価格を事前に公表しておる。これは大変なことです。まだ全国の自治体でもやってないところがある。これは、井上市長は大変な英断であったろうと。これはその流れとはいえ、権力者――市長、嫌な言葉かしらんけれども――国においても、鈴木宗男さんを例にとつては大変失礼だけれども、そこに近づこうとする、求めようとする人たちが、見えないところで出入りすることは、もうそういうことをする必要はありませんよ、もう予定価格は公表しておりますから、もう議員の皆さん――もう「議員」と言ってもいいわ――何もあなたたち、心配することはないぞ、とこう、してくれておるわけだ。それが、去年の十月から市長部局、契約検査課と水道局も始めたわけ。いいではないかと。後は指名された業者が、いろんな意味でその示された予定価格を一つの参考として勉強すればいいのだ。

ところが、市長が英断を下してこの予定価格を公表したのが、今言うように契約検査とそれから水道局も始めた。ところが、一つやってないところがある。市長が管理者になっておる広域圏だ。なぜやらぬの。市長が管理者である広域圏事務局、今この指名、お金をもって業者に指名をする部署が何力所あるのですか。言ってください。この市庁舎の中に何力所あるの。

(答弁する者なし)

○三十番(伊藤敏幸君) 広域圏事務局に別府市の一般会計から五億円というお金が行っておるわけだろう、補助金だ。その補助金負担金が出ておる広域圏事務局には、入札指名をする権限があるわけでしょうが、その所管はだれですかと言っておるのだ。

○副議長(佐藤博章君) 契約検査課長。(発言する者あり)

○三十番(伊藤敏幸君) 広域圏事務局は、市長がせっかくやった事前価格の公表、予定価格の公表を、さっき私が言ったように契約検査もやっておる。水道局も工事を発注するときにやっておる。もう一つ、広域圏事務局は、この市長が「やれ」と言った事前価格の公表を入札のときにやっていますかと言っておる。把握しておるのかと言うのだ。

○企画調整課長(藤原洋行君) お答えいたします。

現在行っておりませんが、本年四月より実施するとお聞きいたしております。

○三十番(伊藤敏幸君) だから、何でやらんのかと言っておるのではないか。十月から一斉に市長が始めたわけだろう。なぜこれを始めたか。いいかい。別府市は、これからの入札については、ここの法律に示されたような情報の公開、透明性を高める、これでスタートするぞと市長が言ったわけだから始まったわけだろう。何で広域圏が始まらんのか。私は、広域圏の事務局が別府市の固有の業務ではないと、あなたたちは、許しませんよ、そんなこと言ったら。市長が管理者なのだ。あそこの事務局にはどういう職員がおるのですか。別府市から派遣して、同じ庁舎の四階におるだろう、ちゃんと。それで契約検査と水道局が始めたこの事前価格の公表について一斉にやりましようと言っておるのに、何でやらんのか。

○助役(三浦義人君) お答えをいたします。

よく考えて見ると、私がやっぱり窓口だろうというふうに思っておるところでございます。大変申しわけなく思っているところでございます。(発言する者あり) はい、この件につきましては、当然やっぱり私どももそういう指導をしていかなければいけないというふうに思っているところでございますので、これはもう新年度から早急にそういう方向で指導してまいります。

○三十番(伊藤敏幸君) そういったことをびしゃっとやらんと、私は、きょうは言いません。いろんなことがある。透明性を高めていくということで市長がスタートしたのだ。ほかの自治体でもやっておらんことをあなた、市長が、別府市が発注する工事については事前に予定価格も公表して、もういろんな介在は許さん、もうできないようにしような。すばらしいことだ。普通だったら、言葉は悪かったら、ほかの自治体も予定価格の公表につるんで、職員の人が首になった人なんか、逮捕されておる人は何までもおる。それをもう別府市はやめるといって始めたのだ。それに歩調を合わせんところがあるということはどういうことかと私は言うのだ。市長が、広域圏だけは別だ、広域圏は昔どおりに価格はあれだ、秘密にしておけ、と言うとはとても思えんから、いろいろと後から問題が起きんように、本当だったら広域圏で私がこう言うのは、それはあなた、この議場で広域圏のことは余り言わんでください、広域圏のことは広域圏の議場で言ってくださいとあなたは言いたいのだろうけれども、そうはいきませんよ。問題があったら追及されるのは、それなら五億も広域圏にお金出した議会の責任はどうなるのかと言われるぞ。職員の人件費も含めてですよ。そういうことをもう一回びしゃっとやると言ってください。

○助役(三浦義人君) はい。ただいま議員さんの指摘、十分に心を引き締めまして対応させてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をさせていただきたいと思います。

○三十番(伊藤敏幸君) もう少し。もう一つ大事な部分があったのだけれども、時間がなくなったから、これで終わりますが、しっかり行政の全般にわたって、やっぱりプロの集団ですから、いろんなことで指摘をされることのないように引き締めて、本当だ、助役、今の言葉だけ、あなた、きょうのこの議場だけで引き締めてつまらん、ずっと引き締めなければ。よろしく願いいたします。

○副議長(佐藤博章君) 休憩いたします。

午後三時 零分 休憩

午後三時十九分 再開

○副議長(佐藤博章君) 再開いたします。

○一番(猿渡久子君) では、議長の許可を得まして、質問の順番を若干変更させていただきたいと思います。まず、住民参加型の行政・まちづくりをというところからいきたいと思うのですが、私はいろいろな問題で市民の皆さん方から、「どうしてもっと早く市民に知らせてくれないのか」とか、「市民の意見をもっと聞き入れてくれないのか」とか、「聞こうとする姿勢が感じられ

ない」というふうなことをいろいろ伺います。学校統合の問題は、きのうの議案質疑でしたのですけれども……すみません、答弁席、奥の方に座っていただけると顔がよく見えますので、お願いします。（「そんなこと言われんぞ。議長の権限だ、それは」と呼ぶ者あり）議長、よろしくお願いします。きのうも議案質疑で行ったのですが、引き続き質問をしたいと思います。

署名活動を行っている皆さん方のお話を伺いますと、二年前、会長さんが変わられる、前の会長さんのときですけれども、南部公民館の大会議室で保護者説明会があったときに、教育委員会の方から、「新しい学校、新しい校名」ということをはっきりと言ったと、それを保護者八十人が聞いているのだということをお聞きするわけですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

先ほど、九番議員さんのお尋ねにもお答えいたしましたように、そのようなことはございません。また、これまでの説明会や開設準備委員会の流れ、記録を振り返ってみますと、その過程では「新しい校名」あるいは「南を残してほしい」という声が何度も出ております。例えば平成十二年二月十六日のサザンクロスでの説明会では、浜協の小学生二人、中学生一人をお持ちのお父さんからは、「ぜひ『南小学校』という名前ですね、残していただきたいと思います」。その理由はということで、いろいろございます。まず、このようなことの中で初めから教育委員会が、新しい学校づくりはするが、新しい名前、新しい校章というふうなことがあれば、当然この過程で何度も出てきていると考えますし、開設準備委員会でこのように校名が課題となることはない。初めから教育委員会がそのように打ち出しておりましたら、現在のような状況にはならないと考えます。まして、校舎が浜協に行き、名前もなくなるとなれば、現在じっと息を凝らして様子を見ている多くの方々は、この協議には加わらなかったのではないかと、その辺のところを十分御理解願いたい。結果が出た後に、自分たちの納得できない、気に召さない名前だからといって、初めから教育委員会がそのような考えを持っていたということについては、私どもは記録もしておりませんし、そういう事実もないとお答えいたします。

○一番（鏡渡久子君） 一年前の十三年度の第一回の浜協小学校の学校委員会、PTAの方の役員の集まりで決をとって、浜協小学校としては、新しい名前でもいいということの決をとったということもお聞きをしております。

もう一つお聞きをしていますのは、最初に四千名の署名が提出をされましたね。そのときに教育委員会の方にあるお母さんが、涙を流して訴えたということをお聞きしたのですけれども、最初の説明会のときに「新校名」だということをはっきり楠参事がおっしゃったので、子供たちに新しい名前の、新しい学校になるのだよということを言ってきた。子供たちも、自分の子も新しい名前になるのだというふうに思っていたところが、「南」という名前になったということを知って「お母さんはうそつきだ」と言われたということをお聞きをしたのですけれども、今、準備委員会の中でも「新しい名前」ということや、「南」を希望するということも出たとか、説明会等でも云々という話がありましたけれども、ここに教育委員会の議事録があります。読ませていただいたのですが、楠参事が、教育委員の皆さんに説明をしていることの中に、十二月八日、九日の学校説明会のことを報告しているくだりの中で、「両方の説明会で主に違った点では、南の方では名前にこだわってなくて、子供たちの通学区の安全とか、そういったことの声が出ました。浜協の方は、やはり名前は新しい名前にしていただきたいという御意見が多かったと思います」というくだりがあるのですけれども、これで言えば、このとおりだとすれば、南の小学校の説明会で「南」にしてほしいという希望は出てなくて、浜協の方では「新しい名前にしてほしい」ということが出ているのであれば、学校の主体・主人公というのは、まず子供たちであり、その保護者であると思うのです。その子供の気持ちを代弁する保護者の皆さんが、「新しい名前にしてほしい」という意見は出ているけれども、南の方では「『南』にしてほしい」という声は出なかったというのに、なぜ「南」になったのかなというのが、ちょっと納得がいけないのですが、先ほどの答弁の中で、一部の保護者の方にちゃんと伝わっていないのではないか、説明が不足なのではないか、ということをおっしゃったのですが、そういうことを議場で言うということは、準備委員会に出ているPTAの役員の方が説明不足だというふうな言い方になるわけですが、そういう言い方をするとするのは責任転嫁だと思うのです。お聞きをしましたけれども、確認しましたけれども、会長や副会長さんはきちんと伝えてくれているということもお聞きをしています。準備委員会の中で十人の方が「新しい校名」という意見が出たのではないですか。十対七だったのではないのでしょうか。それを教育委員会にきちんと報告をしましたか。その辺はどうでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） ちょっと初めの方の質問についてお答えいたします。

実は十二月八日の土曜日と十二月九日の日曜日にそれぞれの、八日が南小学校、九日が浜協小学校で保護者の説明会を持ちました。そのときに保護者の説明会を持ったのは、その前の第三回の開設準備委員会で、ある方から、その前の、校地が堺町で発表さ

れるときに、どこになるかというのか分からぬまま、ぼんとマスコミに出てしまった。そういうようなことを絶対しては困るという開設準備委員会で話があったのです。それで、それでは今までの開設準備委員会で校名のことをいろいろ話し合いをしておりましたから、それを、それまでの経過を保護者説明会でしましょうということで保護者説明会を持ったわけです。

そこで、先ほど一番議員さんは、南小学校では校名のことが出なくて、浜脇小学校で出たと言うのですが、（発言する者あり）開設準備委員会の副会長さんが、南小学校の場合は西原副会長さんですが、それから浜脇小学校の場合は荒金久三さんが副会長で、それぞれあいさつして、「きょうのこの会は、これまでの開設準備委員会の経緯を説明する会であります」ということをお話ししていたわけです。そして、それと同時にその後、子供たちが実際通ってくるときの道路がどうだこうだというような交通安全の話になったわけですね。だから、南の方は、どちらかというと、これから四月からは南の方に来るわけですから、そのときに出了た記憶では、それは何か裏側の今、塀のところを壊さないと、浜脇小学校の子供が入ってくるのが大回りになりますから、その塀を壊してくださいとか、そういうような話が出てきたわけです。だから、それぞれの学校の説明会というのは、それまでの開設準備委員会の経緯を説明する会だということをあらかじめおことわりしてその会を持ったわけで、それについては十二月の議会のときに二十九番議員さんからも御質問がありましたから、私からお答えしたわけですが、そのときは校名の話を書くとか、そういう会ではなかったということを私は言ったつもりでございます。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

まず最初の、三点ほどあるのではないかと思います。開設準備委員会での私の説明、それから両方からの意見、それから二点目は「十対七」、それから「楠がうそつきだ」という表現で、この三点ではないかと思います。

まず一点目の説明会ですけれども、ここに十三年九月二十六日の第一回開設準備委員会の議事録がございます。その中でPTAの方が、「先日、一年から六年までの学校委員会がありました。全員の方に聞いたのですが、全員一致で『新しい名前がいい』という意見でした」。これは、どちらかわかると思いますが、片方の意見は入ってございません。私どもが今一番危惧する点は、自分たちの意見を中心に考える中で、これで行く、これで行けると、ややもすると誤解を招いている点があるのではないかと。この辺については、私が昨日の九番議員さんの中で、「説明が足らなかった」、「責任転嫁だ」とおっしゃいましたけれども、私は、事務局として私どもの至らなさを反省しているわけでございまして、開設準備委員の方の不徳のいたすところとか、そのようなところを述べたわけではございません。いずれにいたしましても、私の言葉が足りなかったとおわびいたします。

それから「十対七」だと。このことがとても取り上げられて、不思議でたまらないのです。南の方の中にも「新しい名前がいい」という方もございましたし、浜脇の方の中にも「校舎が浜脇に来てくれるのだ。『南』という名前があってもいいのではないかと。だけれども、余り大きな声で言えんでな」、このような声があるのも事実でございます。（「公の席ではないよ。あなたが個別に回ってきてあったのでしょう」と呼ぶ者あり）そのこともお含みになって答えていただきたいと思います。子供に影響を与えないように、私どもは最大限の努力をしておりますし、学校は学校で、交流活動を通して大変よいものができつつあります。子供さんの寝顔を見ながら、今私どもがなすべきことは何か、その辺のところを十分御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○一番（猿渡久子君） 今なすべきことは、皆さんの御意見をしっかりと聞くことだと思います。今の答弁の中に教育委員会の姿勢がよくあらわれていると思うのですが、説明会は、地元の皆さんの意見を聞きに行ったのではない、説明をしに行ったのだ。そういう姿勢が、保護者の方にしてみれば、自分たちの意見をくみ上げようとする姿勢がないというところに反発をしているのではないのでしょうか。（傍聴席で拍手）

今、楠参事が言われたように、「南の中にも『新しい名前でもいい』という声がある」と言われたでしょう。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）南小学校の中にも「新しい名前がいい」という声があって、今、「そのとおりだ」と地元の議員さんが言われましたけれども、浜脇は、決をとって「新しい名前がいい」と言ったのでしょうか。そうしたら、新しい名前がいいではないですか。どこから「南」というのが出てくるのですか。だから、「アンケートをとってほしい」とか「公募をしてほしい」とか、そういう公正なやり方でみんなの目にわかるようにしてほしい、そういう段取りをとってほしいと。きのうも言ったように、段取り、やり方に対して反発があると思うのですが、だけれども、どんなに言ってもアンケートはとってくれなかったということになると、アンケートをとったら新しい名前の方が多からアンケートをとらなかったのではないかと、とかいうふうな声が出てきてもしょうがないと思うのですね。

その「十対七だった」というのはどうなのですか。そここのところの答弁がなかったのですが、ほかの問題もありますので、私が聞いていることに簡潔に答えてください。

○副議長（佐藤博章君） あらかじめ傍聴の方々に申し上げます。

傍聴席での拍手及び私語は、傍聴規則によって禁じられていますので、御承知をお願い申し上げます。

○教育総務課参事（楠 輝義君） 「十対七」というのは、私ども何度も申しておりますけれども、決をとったわけではなくて、それぞれの思いの中で、大変会が紛糾しましたので、子供のために何か早く解決策はないだろうか。そのときに運営幹事を除く、会長、副会長を除く方の数をとったときにそのようになるのではないかなというように出ましたけれども、私どもは、そのようなこともすべて各教育委員さんにお諮りし、お伝えし、各教育委員さん方が判断したことでございます。ですから、その辺のところは御理解願いたいし、アンケートについては、運営幹事がこのように言っております。運営委員会での話ですが、アンケートをとる、とらないにかかわらず、どちらかに偏ってしまう。採用されなかった子供のことを考える必要があるとか、そのような意見が出て取り上げなかったのである。開設準備委員会の中でこれは報告されているんです。それを十分御了承願って、私どもは、教育委員会が各教育委員さんの判断にゆだねることを了承いただいております。そのことを十分御理解願いたい。

○一番（鏡渡久子君） この教育委員会の議事録を全部読みましたけれども、先生言っていないよ、「十対七だった」というのは、報告はしていません。「決はとっていない」というのは言っていますよ。校名に関して、「南小」が、あるいは新しい校名がよいなどの決はとっていない旨の答弁をしております、こういうようなことは言っていますけれども、「十対七で新校名という希望が多かった」ということは言っていない。決はとっていないけれども、一人一人に意見を言っていたときに十人の方、過半数の方が「新校名」ということが多かったわけでしょう。

この辺でもう同じ論議を繰り返しても平行線ですので次にいきますけれども、保護者の方が今求めているのは、保護者説明会を開いてほしいということなのですが、それは意見が出ていますよね。いつ開くのでしょうか。

それと、以前から十二月の保護者説明会のときにも、今から一緒にPTA活動していった、新しい学校と一緒につくっていく親同士が、南と浜の親同士が仲よく手を組んでいくことが大事だから、一緒に合同の説明会を持ってほしいという声が出ていると思うのですが、なぜだか合同の説明会は一度もなかった、それはなぜなのかと。この中に「もめたら困るから」と。「一緒に」という声もあったのですが、そこで対立が深まれば、かえって運営委員が困るだろうということだ」というふうにあるのですが、保護者の皆さんは、どっちみち四月からは一緒にやっていくのだから、一緒に説明会を持ってもらって力を合わせていきたいということで希望しているのに、なぜそれが対立が深まることになるのか、そこが納得いかないのですが、答弁をお願いします。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

保護者説明会、先般の署名をいただいたときに地元説明会ということで、保護者説明会というよりも地元説明会をということをしております。教育委員会の事務局の事務局の方で今検討しております。いずれにいたしましても、開設準備委員会の方々とともに、もう一度その辺を十分協議して、共催という形で持つこともあろうと今検討しているところでございます。

それから、なぜ「十対七」と言わなかったかと。これは決をとったことではありませんので、事実ではありません。そのようなことを教育委員さんにお伝えする義務もありませんし、また無用な誤解を招かないためにもそのようなことはお伝えしてございません。

それから、南と浜の親同士が仲よく。私どももその気持ちで十分これまでやってきているのですね。今この気持ちが、何とか一緒にになれる方法はないものか、非常に苦慮しております。とりあえず三月二十八日の両校、自治会、教育委員会がそろって、東、浜脇から南小へ移る移転にぜひとも最初のお力をお借りしたいと、そういうところで先般の開設準備委員会で投げかけ、了承を得ておりますので、今後両方のPの代表、それから自治会の方に働きかけて第一歩を踏み出したいと思っておりますので、御了承願えればと思います。

○副議長（佐藤博章君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○一番（鏡渡久子君） 今、答弁がありましたように、十人の方が「新しい名前だ」ということで「十対七だった」ということは言っていないのですね。教育委員会に。教育委員会に決をとっていないというのは言っているけれども、そちらの意見の方が「新しい名前」が多いということを書いてないわけですよ、この議事録を見てもどこにもないわけですよ。それは今、楠参事が認められましたが、それをきちんと教育委員会に報告しないで教育委員会にゆだねるというのはおかしいと思うのです。何のために準

備委員会を持ったのかというふうに思うのですね。その段取りが、事務局として公平ではないのではないかな、おかしいのではないかなというふうに思います。きちんと一人ずつ意見を言ってもらって、何人が「新しい校名」で、何人がこういう意見だったということは報告すべきだと思います。その上で、教育委員会に審議を願うべきだと思います。

楠参事、説明会のときから教育委員会の皆さんは、「モデル校になるように」、「すばらしい二十一世紀の新しい学校を」ということを盛んに最初の時期から強調されてきたわけですが、私はこの問題が起きた当初の時点から何度も取り上げまして、議会でも「住民合意で」ということを再三申し上げてきましたし、その中でも文部省の出している通達で昭和三十一年にもあるいは四十八年にも、「無理な統合を行い、地域住民等の間に紛争を生じたり、就学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」というふうにあります、ということも申し上げてきました。教育委員会自身も教育委員会の中で報告をしていますけれども、文部科学省の方から、「住民、学校関係者、子供たちの参画を得ながら進めること」という指導も来ています、ということも報告していますけれども、「学校関係者、子供たちの参画」、「参画」という言葉は、理解を得るとか、それを越えた、一緒になって進めていくという意味ではないでしょうか。こういう指導が来ているのだったら、やはりもっと保護者の意見を聞いたり、アンケートをとったり、子供たちにもアンケートをとったり、一緒にあるいは授業の中で新しい学校名を考え合うとかいうことだっているのではないかなと私は思うのですけれども、そういう保護者も子供たちも住民の方も参加できる、「合意」という言葉を越えたもっと積極的な意味だと思うのですね、「参画」というのは、「参加」ではなくて「参画」というと、もっと進んだ意味だと思うのですけれども、そういう取り組みが必要だったのではないかなと思うのです。

「新しい学校に向けて保護者の皆さんと一緒に」ということを言われていますけれども、今これだけ皆さんの中に反発が起こっているというのは事実ですので、今、保護者の皆さんがおっしゃっているのは、（発言する者あり）静粛にしてください。（笑声）今、今ですね、保護者の皆さんが言われているのは、声をお聞きますのは、もうこんな状態では統合してもしこりが残る。少なくとも今の四年生が卒業するまではしこりが残ります。それ以上何年間もしこりが残ります。PTAの活動にしても、行事をするにしても（発言する者あり）、行事をするにしても――質問者は私です、静かにしてください。（発言する者あり）子供たちの中に何かトラブルがあったときにも、やはり難しいことになるのではないかな、こういう声が保護者の中から出てきているのは事実なのです。（発言する者あり）そういう「モデル校にしたい」という思いがあるのであれば、やはり早く保護者説明会、地元説明会を持って保護者の皆さんの意見を教育委員会が直接聞くということが必要だと思いますし、理解を求めていく、この問題を解決していくというのには、もっと時間がかかると思うのですね。もう少し時間をかけなければ、このまま可決をしてしまうと、ますます反発が大きくなると私は心配するのです。

保護者の皆さんが言われているのは、教育委員会というのは、学校で何かあったときに、子供たちに何かあったときに一番最後に頼りにするところだ。親同士相談をしても解決しない、学校とも話し合っても解決をしないときに、一番最後に頼るよりどころが教育委員会だと。何かあったときに一番最後に頼るのが教育委員会、その教育委員会に対する不信が、自分たちの中に非常に大きなものになってしまったということ言われているわけですが……、（発言する者あり）私は、この議事録の中でちょっと不思議だなと思うのは、最初の統合が決まった、統合が打ち出された保護者説明会、地元説明会などでも、「子供のために、子供のために」ということを非常に強調されていたのだけれども、この教育委員会の議事録の最後の方になると、教育事務局の報告、事務局のおっしゃっていることの中に、「伝統」ということが非常に強調されてきているのですね。それはどうしてかなという思いがするのですけれども、やはりそういう「伝統」ということを大事にするということも本当に必要だと思いますし、私も南の方の中からも、母校である「南」の名前がなくなってしまうのは寂しいという声も聞きますし、その気持ちもわかります。しかし、逆に南の校舎を、南小学校の古い校舎がありますね、あれは私は遺産的なものに将来なっていくのではないかなという思いもするのです。以前にも「南の校舎を残しては」ということもちょっとこの議場でも言ったことがありますけれども、南の古い本館ですか、校長室とかがある校舎ですね、あの校舎を残して、昔の生活とかを学んだりする項目が社会の中にあると思うのですけれども、昔の子供たちの生活、昔の別府の人たちの生活といういろんなものを、その南校舎の中に残して資料館的なものにして、子供たちが社会見学的に実際にそういうものを見たりできるようなものにしてもいいのではないかなというふうな、これは私の個人的な思いですが、そういう思いもしたりしています。教育長、いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） 今、御説明の中でたくさん問題が入っていますから、全部が全部答えられるかどうかわかりませんが

、まず最初に、アンケートとか公募の件は、先ほど参事が言ったように、開設準備委員会で校名の話をしていこうということでしたので、実はその中で、「子供からそういう校名の意見をとってもいいのではないか」という開設準備委員の方もおられたのです。ところが、その準備委員会の中で、「いや、それはいいけん。それは大人が無責任だ」ということでそれは没になったのです。だから子供の意見をとらないとかいうのではなくて、先ほど「子供を参画させたらいいのではないか」というようなことでしたけれども、その意見も開設準備委員会の中でありました。あるいは、公募の話についてもあったのです。例えば、向こうの地域だけにするのか、あるいは市内全部にするのかとかいろいろな話があったけれども、それも没になったのです。だから、何か教育委員会が校名を決めていっているようなとらえ方をしているようですが、そうではなくて、開設準備委員会、私どもとすれば地域の方々の意見をできるだけ参考にしたいということで、最初に開設準備委員会を開くときに、私の方から、「できれば二つか三つの名前に絞ってほしい」ということでお願いしたのですが、それを絞りこまなかったのです、いろんな意見、思いがあって。まずそういうことがあります。だから、「子供の意見を聞かなかった」とかいうようなことはありません。

それから、地域の方の御意見というのも、その開設準備委員会のメンバーというのは、自治委員の方々だとか、あるいはPTAのOBの方、あるいはPTAの方とか、そういうような方々が入っているわけで、全員が集まってというわけにいきませんので、それぞれの代表の方が集まっていたいて、そこで意見を聞いていったわけで、全然それを無視したとかいうようなことはありません。

それから、実は私もこの話、二月の初めだったと思うのですが、浜脇中学校と浜脇小学校、それから南小学校の校長さんに会う機会がありました。そのときに、そういう名前になったから、ひょっとしたら何か動揺があってはいけないなということで、校長さん方に聞きました。子供たちはどうだろうか、あるいはPTAが何か、そういう苦情は来ないだろうかということを、たまたまこちらに来る機会があったものですから聞いたら、「いや、子供はもう全然そんなことはない」と、それぞれ三校の校長さん方はみんな同じことを言っていました。それから、PTAの方々も何もそんなことは言っていない、ということを知りました。

それから、先週ですが、先週の終わりごろだったと思いますが、浜脇小学校で参観授業があったというふうに聞いております。ある浜脇小学校の学級担任の方にお会いする機会があって、そのときにも聞いたのです。今、もうこういう事件が起こってしまったから、問題が起こっていましたから、学校が何か動揺しているのではないかと想着、「どうですか」と言ったら、その先生の言い分は、今度三月の下旬に引っ越しをするので、加勢していただける方はいませんかと言ったら、数名の方がぱっぱと手を挙げて、「私、加勢しますよ」と、ずっと名前を書いてくれたと。私は、ひょっとしたら廊下に出て、後、何か授業の邪魔にならないように、話も何かこそそしておるような場面もあるかなと思っ、「そういうような場面はありませんでしたか」と聞いたら、「いや、そんな場面は全然ない」と。「それなら子供はどうですか」と言ったら、「いや、子供たちは全然そういうあれはありませんよ」と聞いていましたから、私が情報を得るのは、学校からこの情報を得てくるわけですが、本当に私個人としては、どうしてこうなったのかなという感じが、今でも強くしております。

だから、それぞれいろんな考えがあるというのは、もう私も十分承知しております。だから、今、校名でいろいろと御心配されている保護者の方については、私どもとしてはそれは真摯にその気持ちというのは受けとめておりますし、できればそれを今度、新しい学校づくりにぜひお力をお貸ししていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○一番（銀渡久子君） 保護者説明会をいつ開くのかということについて、できるだけ早く開いていくようにということが、今大事だと思いますので、その点を重ねてお願いをして、次の問題に移りたいと思います。

新成人が主人公の成人式を、という問題ですけれども、私たちも成人式に来賓として出席をさせていただきますけれども、私たち来賓がステージの上でいて、何だか非常に形式的で、何事もないけれどもというふうな気持ちを持ってしまうのです。今の新成人たちのメーンというのはロビーではないかなというふうに思います。

この成人式、今あちこちでいろんな新しい取り組みが行われていますけれども、新成人やその前後の世代の人に実行委員会に参加をしてもらって、成人式の見直しをするとか、新成人にアンケートをとって、アンケート結果を今後の成人式に生かすとかいうふうなことも必要なのではないかな。もっと新成人が今の若者らしいものを何か発揮できるとか、新成人たちの思いや悩みや夢を語る場があったり、頑張っていることなどを認め合う場があったり、生き方を考え合う場といえますか、例えば「青年の主張」のようなことを二、三人の青年が語るとか、そういう時間がなければパンフレットみたいなものにそういう作文みたいなものを載せるとか、いろいろな形があると思うのですが、高松では、新成人が一年前から実行委員会に加わって取り組みをして、新成

人が司会も務めて、非常に感動的な成人式だったということをテレビでも見ましたけれども、見直しをそういう形でしてはと思いますがいかがでしょうか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

まず、成人式の全国的な実施方法についてちょっと御説明をさせていただきます。（「簡単でいいです」と呼ぶ者あり）はい。文部科学省が十二年度に全国三千二百四十九市町村を調べたのですが、そのうち三千二百四十七市町村が成人式を実施しているという実態でございます。主催は、教育委員会または首長事務局が実施している市町村が、そのうち八五％、残り一五％が新成人による実行委員会とか青年団、婦人会、町内会、自治会等によるものでございます。ちなみに県下では、安岐町と国見町が実行委員会形式で行っております。それ以外は、各市町村の教育委員会または首長部局の方で実施をいたしております。

それで、別府市の現状についてちょっと御説明申し上げますが、一昨年以来、式典後のアトラクション、これをやめまして、新成人の二十年の過去を振り返るスライドを式典の前に上映するような成人式をするように今工夫をいたしております。ことしの成人式は、スライドに市内すべての中学校の卒業アルバムの写真を借りまして、参加者が興味を持てる内容にいたしております。スライドをすることにより、参加者が自分の……、全部は出ておりませんが、何人かの方が出ているというようなところから、参加者が一体感を持つとともに、興味を持って静かに視聴していただいて、厳粛に落ちついた成人式がことしはできたと思っております。

それで、今後の成人式のあり方についての御提言をいただきましたが、その参加の方法につきまして、いろいろ御提言いただいております。その御提言につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○教育長（山田俊秀君） 今の御提言、大変ありがとうございます。実は私が、今から十数年前にやっぱり教育委員会にいたときがあるのですが、当時、その体育館で成人式をやっていました。もう大変荒れた成人式で大ごとだったのです。私が久しぶりに教育委員会に戻ってまいりまして、実はことしの成人式でびっくりしました。こんなに静かに「子供たち」というのはあれですが、こんなに静かに子供たちが参加しているのを見てびっくりしたのです。わあ、よくなったなという感じがしております。それはその一つが、私は、「二十年の歩み」というのですかね、スライドを見せていった中で、子供たちが後から教え子——教え子もいたわけですが——「懐かしかった」というような話も聞きました。だから、それをずっと毎年やっていくというわけではないのですが、これからも内容は当然検討していかなければなりませんし、今、一番議員さんが言ったことについても当然その検討の中に入れて考えていきたいと思います。とにかく十四、五年前はものすごく荒れました。ああいう成人式は二度としたくないなということで、教育委員会としても十分いろんな知恵を絞りながらやっていきたいと思いますので、またいい知恵がありましたら、どうぞ教えていただきたいと思います。

○一番（鏡渡久子君） 今までもいろいろ改善をしたり工夫をされたりしていると思うのですが、今後もさらに検討をよろしく願いいたします。

「若者の集うスケートパークを」。スポーツ観光ということが強調されていますけれども、スポーツ観光を目指すなら、私は、よその地域にはない施設を整備するべきだと思います。別府公園でスケボー——スケートボードとかインラインスケートとかというのを若者は非常に熱心にやっていますけれども、本格的なスケートパークというのは、九州にはほとんどないですね。インラインスケートやスケートボードというのは、立派なスポーツなのです。スポーツとして真剣にみんな取り組んでいるわけです。海外ではプロもいるし、スケートをするためにはマナーを守って、ほかの人のごみまで持ち帰るようなまじめな青年たちです。そうしないとスケートをさせてもらえなくなるし、リーダー的な人がいて、「ごみも持って帰りな」みたいなこともしているわけですね。県下では、別府公園しかほとんどスケートをするところはなく、大分などからも毎週来ています。

横須賀市に海風公園というところがあります。富山県には城端町というところに公園の施設があるのでありますが、そういう施設が全国的に有名です。別府のスケートをやっている青年たちも、その海風公園とか城端と知っています。それぐらいに有名です。別府に、いろんな施設が壊れるとかいうこともあるのですが、それはスケートをするための施設ではないから壊れるし、彼らも子供がぽつと飛び出してきたりしたら危ないから気を遣うというのが現状ですね。だから、スケートをするための施設をどこかに、別府公園が今非常に有名で、今でもあちこちから来ています。県外からも来ているし、韓国から来ている留学生の友達が韓国から来て一緒に滑ったりとかいうこともしているそうです。別府公園が非常に有名だそうです。そういう施設を、スケートをするための施設をきちんとつくったら、別府の観光のPRにもなるし、若い人たちのITでの情報網というのはすごいで

すし、そういう雑誌にも絶対載ります。大会も誘致できる、集客力があるということを彼らは言います。つくってはどうか、スポーツ観光としても取り組んではどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○公園緑地課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

ただいま、ローラースケートなどのスケートパークをということでございますが、一点目の、別府公園で今されていると言われましたが、我々、大変そのことによりましてタイルの破損、いろいろございまして、大変苦労しているところでございます。その一因が、施設がないからということに返るだろうと思いますが、別府公園は、もう御存じのとおり自然にマッチした、また芝生、松等を大事にしている公園でございまして、別府公園はスポーツ公園ではございません。それで新しいスポーツパークをということでございますが、まずその競技人口や利用者など、我々確認しておりませんし、未知数です。また、おつくりいたしましても、管理上の問題、近隣住民に対する騒音の被害とか、ボードの器具によります施設破損、またけがなどによります施設者の責任、また管理職などが生まれてくると思います。いろいろクリアしなければならぬ問題が多々ありますので、今のそういうローラースケートやスケートボードといったスポーツが流行していることは承知しておりますが、実施につきましては、我々の今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○一番（鏡渡久子君） 今後、ぜひ検討してください。

次に、行革の問題で保育行政、児童福祉についての問題に行きたいと思っております。

保育所民営化の問題が、今度の議会にも議案として提案をされていますけれども、この問題、一月末に保護者の方に初めて説明会を開いて、この三月議会に提案をするということ、この三月議会で議決をしてしまうということは、非常に早急過ぎると思います。私たち共産党市議団として保護者の皆さん、境川、山の手、青山の保護者の皆さんに、保育所の門前でアンケートを配らせていただきまして、アンケートを行いました。その中にも、あるいは私、保護者説明会にも二カ所参加をさせていただきましたけれども、その中でもいろいろな不安の声が出ています。「民営化に関する予備知識がないまま説明があり、一カ月もたたないうちに条例案が出されるのは早過ぎるのでは」とか、「民営の保育所にはよいイメージがありません。民営化になったら、ほかの保育所に転園させるつもりです」、「公立保育所を三カ所にし、あとは民間委託する計画には反対です。民営化になったら、障害を持っている子供さんなど、弱い立場の人にしわ寄せが行くことになるのではないのでしょうか」、「民間と公立と両方に子供を預けた経験があるが、公立保育所は手づくりのおやつで非常にありがたい。給食は子供の体をつくるものだから大切なものだし、民間になったらおやつが市販のお菓子なのでは」、「八年間公立保育所に子供を預けてきて、公立のかなりよい部分を感じてきました。民営化は市役所のリストラなのかなと感じています」とか、「毎年四月の先生の異動でも子供はとても不安になるのに、民営化というのは、市が説明するように紙に書いたようにスムーズにはいかないのではないのか」とか、たくさんの不安の声が出ています。こういう不安の声がある中での民営化は、問題があると思っております。

今、国の民間活力の活用という方針は、社会福祉法人以外の民間企業等の保育所参入を許すということになっています。子供をもうけの対象にするというふうなこの企業参入の方向に、民営化というのは地盤づくりをする土壌づくりにつながるのではないかなというふうに思います。民営化の先は社会福祉法人だということを言っていますけれども、最初は社会福祉法人でも、やはり企業参入ということが進んでくると、企業にもやらせてほしいというふうなことに広がっていくのではないかなというふうにも思いますし、計画的に施設整備や職員の採用をしてこなかったのは、市の責任です。公立保育所でも保育サービスの拡充を図るべきだということは、私たち共産党市議団は主張をしてきました。職員の保育士の皆さんからも、「いろんな保育サービス拡充をしたい」という声が出ていたのに実施をしなかったのは、市の側です。今になって民営化を言うのは、市の責任放棄ではないかなと思います。

最終的に三園にするということも状況を見た上で、と言っていますけれども、公立保育所が市内に三園だけというのは、少な過ぎると思います。保育所は身近にあることが必要で、三園では保護者が保育所を選べることにならないと思いますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この保育所の問題につきましては、これまで議会の方で質問等もいただいております。私どもは、多様化する保育ニーズに今後対応するために、市民サービスの向上ということを図る中で、私ども内部で十分検討してまいりました。準備が、条件整備が整えば、早い時期に議会の方へまた御提案をさせていただくという答弁をさせていただいたところでございます。

こういう中にあって、去る一月二十一日に厚生委員会調査会を開催していただきまして、御提案を申し上げました。一月二十八、二十九、三十日、この三日間で保護者説明会をいたしました。保護者の方々も、この三月議会に私ども提案をさせていただこうというふうに話をいたしております。ただ、保護者の方々もなかなかこの民営化という部分について、まだまだわからない部分もあったかに私ども思っておりますし、この民営化につきましては、今は反対という意見は、私どももいたしておりません。

こうした中で、説明会とは違ひまして、二月十二日、十三日に、まず境川保育所また山の手保育所につきまして、懇談会をさせていただきたいということで、私も平服といいますかジャンパーを着まして、輪になって保護者の方と意見交換をしようということで、保育所の先生方も一緒に入ってしたわけでございます。その中で皆さん方、いろんなこういう不安という部分はございましたが、私ども、一つ一つ説明をさせていただきました。公立、民間の果たす役割を今後の保育ニーズに生かしていきたいということで、私どもは理解をいただいたというふうに思っております。終わった後も保護者の方々から、「大変よくわかりました」ということを言っていたいておりますし、せっかくの機会ですからということで、私も説明をさせていただきました。それは何かといいますと、まず保育料でございます。保育料につきましては、県下五十八市町村で私どもが一番安いと自負をいたしております。平成十二年の決算で見ましても約五二・二％、これは国の基準でございます。県下の平均につきましては、平成十一年度決算で七一・八九、平成十二年度では七一・〇三という数字でございます。平成十一年度で二億一千五百万の一般財源からの持ち出し、以降平成十二年度では二億四千五百万の持ち出し、今年度以降もやはり二億二千万、二億三千万の一般財源の持ち出しがございします。

私ども行政に課せられたものは何かといいますと、今、国でも大きな課題になっております待機児童の解消ということで、一名でも多くの子供さんを預かる、そして安い保育料で預からせていただく、これが私ども行政の責任ではないかという話もさせていただきました。福岡から転入してきた保護者の方が、「別府に來たのだけれども、非常に保育料が安いので助かっています」という意見もいただいております。私どもは、民営化することが福祉の後退、別府市が公的責任の後退、そうは思っておりません。翌日、保護者の方から、いい話を聞きました。「ああ、そうなのですか」ということで私どもは喜ばれておりますし、現在、保育所等の方に入っている話によりますと、「民営化になるということが楽しみだ」という声も聞いております。それまで一つ一つ、もし不安な点等があれば、私の方にぜひ言っていただきたい。誠意を持って私ども、保護者に対して対応してまいりたいと考えております。

「早い」ということかもしれませんが、やはり時期を明確にすることによって、不安またこういうものを保護者の方に与えない。限られた時間で私どもは精いっぱい保護者の方に誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

○一番（鏡渡久子君） 時間がないので、ごみ収集・清掃の問題にいきます。

事業系ごみのことが今話題になっていますけれども、大きな事業所は、この法律の中に、「事業者は、みずからの責任において適正に処理しなければならない」ということがうたわれていますので、大きな事業所は、自分の責任で処理をするということが基本だと思うのですが、小さいお店等は、柔軟に対応するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

事業所の大きい、小さい、また所得の小さい、大きいとか、そういうことでごみの区分はなかなか難しいのではないかと思います。この事業につきましては、平成十二年十一月二十九日に調査会を行いまして、また同年十二月の議会におきましても議決をいただいております。以後、周知・広報を一年以上かけて行ってまいりまして、県下におきましても十一市の中で十番目の実施ということになっております。ほかの都市におきましても、この厳しい経済状況の中、事業者の皆様方の御理解と御協力を得まして実施をしておりますので、別府市におきましても、同じような方向で実施をしたいというふうに思っております。

○一番（鏡渡久子君） ハッピーマンデーがふえて、月曜日の祝日の収集とか年末年始の収集ということについて市民の方から御意見を伺いますが、その辺の対応、やはり改善の努力をしていくことが要ると思うのですが、ことしの年末の十二月二十七日が金曜日、二十八日が土曜日ということになるわけですが、やはり月曜日に収集のところがなかなか、二十三日に来て、それから収集がないというのは困ると思うのです。その辺は改善が要ると思うのですが、いかがでしょうか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

確かに御指摘のように国の祝日の法律の変更に基づきまして、月曜日が振り替え休日等になるケースが大変多うございます。昨年が七回、本年が九回予定をされております。そういう状況の中で、我々もどういうふうにするかということを職員と一緒に協議

をしまいにしました。昨年につきましては、ゴールデンウィークの四月三十日また年末の十二月二十四日に二回祝日に出勤をしまして、ごみの収集を行っております。本年におきましても、今のところ五月六日の月曜日、また九月二十三日、そして十二月二十三日のこの三回を出勤してごみの収集をしようということで、職員と一緒に決めております。また、このことは決裁を受けまして、実施の方向に決定をしております。そういうことで、できるだけこの対応をしていきたいというふうに思っております。

また、毎年年末におきましては、二十八日が大体市役所の仕事納めになっておりますが、ごみの収集部門につきましては、毎年三十日まで収集をしております。そういうことでできるだけ市民生活に密着した業務でありますので、我々も可能な限り実施してきたというふうに思っております。

〇十一番（高橋美智子君） それでは、気分転換をいたします。（拍手）（発言する者あり）このベストは、ニュージーランド産でございます。（発言する者あり）きょうは、国際観光温泉文化都市について質問していきたいと思っております。質問のあれを、一番と二番をちょっとかえさせていただきますが、姉妹都市のロトルア市に学ぶといいますが、このたび二月十二日から十六日、五日間でございますが、実質は、二日間というのはいほとんど交通の移動といいますが、それで三日間の視察の中身でございます。ロトルアは二日でございます、それからオークランドが一日という、実質三日間の視察で、団長は三浦助役、副団長は佐藤博章副議長ほか、あと行政側の国際交流関係、議会事務局など合わせて十名の視察団でございます。

実際にこのニュージーランドの資料といいますが、こういうのを探そうと思っていっぱいいろいろなことを見たのですが、観光につきましてはありますけれども、経済とかそういう視察に対するものの資料は余りございませんでした。そしていろいろ聞いていううちに、ニュージーランド館というのが、西さんが頑張っているところに資料があるということで、そこにお借りをしてちょっと見て、少し勉強させていただきました。それを見ているうちに、本当にこの国はすばらしい国だな、一度ぜひ行ってみたいということを感じました。

大体のことをちょっと御報告いたしますが、視察の前に、世界で最も豊かで住みやすい国、豊かな国だというふうに言われています。これはどういうことかということ、十年以上にわたる大胆な行財政改革と規制緩和の漸行をした国であるということ、それが世界一であるということです。結果は、世界で最も豊かな国になったと。それから、政治は安定しており、公平政策、特に女性政策も、まず選挙権が一番最初にあったのがニュージーランドでございますし、これは女性の首相もヘレン・クラークという方が一九九九年に就任しております。安定した社会で、差別や汚職は少ない。公平で低い法人税率、それから技術革新、高い技術力とすぐれた製品を持って、一年間で個人消費は世界一だそうでございます。それから、ヨット建造技術とか、低コストと資源に恵まれるなど、有利ないろいろな条件で、生産性に対するコストの安さは、世界の先進国でも定評のことだというふうに言われております。ですから、エネルギー政策につきましては、コストは低い水準で、電力なんかは安価で安全性が高いと言われています。それから、世界で最も効率的な運輸システムが構築されている。それから、高い技術力と教育に特に最近力を入れている。世界の最先端で研究開発費が六五％も政府から負担されている。これは優秀な人材、これを今後にもいろいろなことで世界に貢献したいと、そういうようなことの技術先進国だということを聞きまして、ぜひこのロトルアをいろいろ学びたいなというふうに思っていました。

ロトルアの、私が見て簡単な感想ですけれども、申し上げます。

ロトルア市は、本当に見てのとおり美しいまちでございます。自然の風景もそのまま残って、大変美しいものが湖、山、たくさん美しい自然の中に、住宅も簡素ですけれども大変美しいでございます。それからガーデニングといいますが、お庭なんかは本当に大変美しくされていて、個人の努力は大変なものだなというふうに感じました。空気は澄み、緑の大地に羊がいっぱいいて、ゆったりと時間が過ぎていくといいますが、本当に生活が豊かで、人間性豊かな気持ちになれる国だなというふうに思いました。

そして、オークランドにつきましても、これは都会なのですけども、それでも簡素で、少し町外れに行けば田園風景の広がる快適な都市空間のあるまちと感じました。

住む人につきましては、もうびっくりしたことは、こんな静かな中にこんな元気な市長がおるのかと思ったほど、ホール市長という方にお会いしましたら、本当にすごい元気にいろいろなことで、私たちの二日間の中でこの市長の印象というのは、大変強力なものでした。連れ合いのサンピー婦人という方もずっと同行してくれましたし、私たちは、交流の場が昼食のときと、それから夜の交流。ですから、ほとんど一日いるような状態なのですけども、これに助役のジョニー・デッパーさん、それから姉妹都市担当

のトム・ペイカーさん、それから議員もおいでになりましたし、関係者、本当にこの人たちは、市の仕事はどうしているのだろうか、大丈夫だろうかというふうに本当に思いましたのですけれども、彼らのまた働き方も一つは違うようでございますし、ボランティアというか、そういう考えの、私たちの市議、議会の雰囲気とは違った感じがいたしました。

それから、このように歓迎をずっとしていただきまして、姉妹都市として日ごろ井上市長が「トップセールスマン」と言っていますけれども、本当に別府は、市長井上さんのトップセールスマン、それからロトルアはホールさんのトップセールスマン、こういう国際交流が本当に実を結んでいるのだなという思いで、大変うれしかったです。

特にこの交流会のときに、別府市にゆかりのある方たち、それから留学生、駐在員の方たちとの話をいろいろしまして、日本で今失いかけている心の豊かさ、穏やかさを感じてまいりました。そして、これにつきまして、ロトルア市を挙げて留学生を歓迎し、将来役立つ人材育成を世界に向けて交流をしたいというふうなホール市長の意向でございました。特に別府市との姉妹都市の交流を大変楽しみにされているようで、その下で支えているのは、もちろん市の交流課でもございますけれども、民間の西さんたちの多大な功績があるということも知らされました。官民挙げての成功例だなということを感じてまいりました。

私たちは、訪問国の交流も負けてはおりませんで、団長の三浦助役、そこにおられる感じとは違ひまして、伸び伸びと生き生きとした感じで、本当にもう何か、すごくさわやかな感じで（「市長のもとを離れたからだ」と呼ぶ者あり）（笑声）頑張っておられましたので、大変私たちもうれしくなりまして、その気持ちで副議長も、何かいろいろ宿題をいただいたようで、スカイライン乗りに乗りまったり、スピーチに乗りまくり、市長と公園に、別府との記念のものを何かつくりたいというふうなお話で、何かそれも宿題を持って帰りました。また、私たちは、交流会で本当に国際語には苦労いたしましたけれども、マオリのショーとか、羊のミルク飲み競争など参加協力をしてまいりました。二日目の夜のホテルのバールでも、多くの市民たちと自主的な交流で親睦に努めてまいりました。

このハードスケジュールの残りの一日のオークランドでは、民間の紙のリサイクル工場、ペーパーリクレーム社というところですが、視察もいたしまして、今まである紙のごみという観念はない、これは資源であるという、EUなどで使います。本当に環境問題をしっかりと見据えたリサイクル工場でございました。

それからまた、日本領事館の訪問もいたしまして、総領事と意見交換会もしてまいるなど、本当に有意義な公式訪問をさせていただきました。こういう機会をいただきましたことに、本当に厚くお礼を申し上げます。（拍手）

それから私は、この視察で学んだことは、別府の市民憲章が三つありますね、これの本当に実践をした国だなというふうに感じましたので、私は、別府市のこの市民憲章をきちんと据えていけば、別府市も本当に美しいまちになるだろうというふうに思います。「美しいまちにしましょう」という、これは市だけの行政のことではなくて、特にロトルアでは本当にごみがございませんでした。一人一人市民の家の周りをきれいにすると、それから芝生なんか、ほとんど土の方が見えなくて芝生が、どこに行っても緑が見えました。

それから、「お客様を温かく迎えましょう」ということを、もちろん市長がトップセールスマンで、すごくインパクトがありまして、市民一人一人、どなたに会っても本当にお客様を温かく迎えてくださっているなということをつくづく感じました。それから、その人たちや民間の下で支えているいろんな人たちの努力が本当にあるのだということを思いました。

それから、「温泉を大切にしましょう」ということを別府市は挙げておりますが、ちょっとロトルアも温泉は、同じ使い方でも違ひまして、間欠泉なので、ほとんどそのままにしているといいますが、さくもない中に、こんなところで商売もないというぐらいに大変自然を大事にしながらそのままを見せるといいますが、見せる温泉というふうに感じました。別府の方が活用している、温泉にかなりお金もかけているわけですが、これを見て、見せる観光というか体験観光、それからこの温泉のそのままに、靴をはいていたので、手で当たってみないとわからなかったのですが、岩のところが大変熱いので、健康的に足を温めるというのですか、足湯みたいな、こういうことに結び付けているということもお聞きいたしました。

この国際観光都市の成功例としたロトルアを見まして、これから私たちもしっかり何かしていけないといけないなというふうに思っております。

それで質問に移りたいのですが、実は私は、前にボーモント市に行ったわけです。それは一九九七年でございました。そのときにボーモントはやはり、アメリカのテキサス州ですかね、チッカマウガがキャンプの駐屯兵のそういう関係で、野口さんという方ですか、この方が大変お世話をして姉妹都市をしたという、そういうお話でございました。これに百五十周年におみこしを持って

いって、幸建設でしたか、そこの方が持っていって、おみこししました。私たちは、このおみこしをおさめているので、白を持っていっておもちをつこうという、そういうときに行く人が少ないので行っていないだろうかというお話がありましたので、私費で参りました。そのときに檀上陽一さんが団長でございました。浜野議長もそのときに同席をしました。

そして、私はこれをなぜ言うかという、実はこのボーモント名誉市民というのは、私ももらっているわけなのですね。それがちょっと怖いのですよね、はっきり言いまして。これで責任を感じているわけです。名誉市民というのは、別府市の場合は、荒金前市長それから稲尾投手、それから佐藤文生さん、その三人がもらっている。こういうような名誉市民の格が違うのだと思いますけれども、これで私は、名誉市民のこのものをもらって、何とかボーモントについて交流をしたいなというふうに思っております。そして、その当時の市長さんに、「別府にもお越しください」ということでお約束をして帰った経過がございます。しかし、それにもかかわらず市長さんはおいでにならなかったのですよね。そして、檀上さんたちもそういうアプローチをしたのですけれども、なかなかこたえてくださらない。そういうふうになると、私たちはこういうふうなものももらっているけれども、しょうがないわけですね、はっきり言って、どういふふうに手だてをしいのかということが、これは、このままにしておいていいのか。ますます姉妹校とか学校関係でもたくさん姉妹都市とか、そういう以外にもふえてくると思いますので、この点について何か整理をしないとイケないのではないかと、そういうふうに思っております。

それで、今は交流をしているところがありますけれども、今後の方向といいますか、ある程度こういうふうな国際交流を進めていこうという考えがあるのではないかと思いますので、そこら辺は市の方のお考えをお聞きしたいと思います。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

今、議員さんが御指摘のように、姉妹都市、海外五都市と提携いたしておりますけれども、確かに交流が活発なところとそうでないところという市があります。姉妹友好都市につきましても、外務省にも問い合わせいたしましたけれども、一度提携しますと、これをやめるということはなかなか難しいというような状況でございます。今までも姉妹友好都市の提携を廃止したという市はございません。

今後はどうするのかということでございますけれども、現在APUだけでも六十四カ国の国から留学生が来ております。世界に開かれた都市づくりということで、井上市長さんも国際交流都市ということで進めております。いろんな国に進める中で、これまでの姉妹友好都市というものにとらわれることなく、やはり今後交流機関と、また交流項目、そういうものを限定しました国際交流都市というものをいろんな都市と結んでいきたい。そして幅広い国際交流を目指したい、そういうふうに考えております。

○市長（井上信幸君） ロトルア紀行を聞かせていただきまして、ありがとうございます。私も二回行かせていただいて、まさにそのとおりだという感を得て帰りました。ロトルアと日本というのは、地理的条件も多少違いますし、また人口規模それから国土の規模も違う。人口は三百八十万、国土は大体日本の三分の二の規模を誇っておる。非常に雄大で、かつ豊かであるということも感じておりますし、またロトルアのホール市長以下皆さんが来ますと、「別府いいな。すばらしいな、こっちに住んでみたいな」と。日本人が向こうに行くと、「ああ、住んでみたいな」と。これはお互いにたたえ合うということは非常にいいことだと、このように思います。また、私も県内外を問わず、また国内外を問わず、来たお客様にはいけばホスピタリティーの精神で今頑張らせていただいております。

そこで、ボーモントの件でございますが、これは昭和六十年五月二十日に姉妹都市提携を行っております。ところが、別府市から三回も訪問しているのですが、向こうから一回も来てない。では、どういうことかなということですが、随分別府市からさきに言う幸建設の、もうなくなりましたけれども、みこしのミニチュアを持っていったり、何というのですか、大きな一刀彫の白を持っていって、向こうでもちをついて皆さんに配り、またそのみこしを担いでというような、別府からも随分おもてなしをしたわけですが、向こうからは一切来ないということでございますから、国際交流というものがどの程度ボーモント市では認識されているか、これにちょっと疑問を抱く一人であります。

逆に烟台、中国の烟台ですが、また韓国の木浦、それからロトルアというそれぞれの都市は、一年置きに別府にも来ていただいておりますし、また今月の二十九、三十ですか、JCが行っている少年との国際交流、これにも木浦市からサッカーの少年使節団が見えてくると。こういうところは常に交流があるわけですが、ボーモントだけはこういうことでちょっと残念な気持ちがいえます。

あとバース市ですが、私も一回行きましたが、向こうからはもう、たしかそれぞれのついでというか、新聞記者が来たり、ある

いは学校の先生が来たりということで、正式訪問ではなくて個別訪問ということで来ております。

この方法で今、担当課長が言いましたように、今までのいわば姉妹提携、友好都市提携をやっている都市と、今完全に切るというわけにはいきませんので、一応交流ができるところは大いに交流していただいて、そしてまた、できないところはもうやむを得ないから、そのまま多少推移を見守ろうかなということでございます。

それと、こういう姉妹都市提携を進めていくのが得策かどうか、これも今後よく検討していかなければならない。と申しますのは、昨年、交流都市宣言をしたのはそこでございまして、もう六十四カ国の学生も見えておりますし、これから幅広く交流をやる、この方が得策ではないか。向こうも来たいときに来ていただく。日本からもそれぞれ行きたい方がどんどん行っていていただくというような交流を行った方がいいということの方向づけが必要かな、このように考えておりますので、今後皆様方も大いに国際交流をしていただきまして、国際化をひとつ高めていただきたい、このように思います。

○十一番（高橋美智子君） 私もそういうふうに整理をさせていただきましたら、ボーモントのこの名誉市民のあれが、何か少し気が楽になります。

交流の場のことでございますけれども、今、市長お考えのこともそのとおりだと思います。しかし、交流の会館というのが北浜にできましたのですけれども、実際は交流会館というよりも宿舎というか、大学生の宿舎だけにされていると。本来はこういうような民間やいろんな人たちの知恵を借りながら、市民の、本当は企業とかNPOなんかの活躍があるといふのですけれども、別府市はそういうものがほとんどない状態であります。ですから、できれば交流の場を行政がやはり積極的に進めることが必要ではないかと思います。市ができなければ民の力を借りて、今は市民でいろいろ大変活躍されている人たちを交流的、交流大使のような形で認めて、「観光大使」と言っているのかもわかりませんが、こういう観光温泉文化都市のこういうことを進めてくれる人たちにある程度の下支えをするような行政の取り組み、そういうことはいかがでしょうか。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

民間の交流の促進のために、半官半民のようなそういう組織も設置をするというような御提言でございますけれども、現在、別府市におきまして、国際交流推進協議会というものを半官半民の組織としまして設置いたしております。その中でいろんな部会も五つつくっております。留学生の支援のための部会というのをつくっております、またさらに、ここでいろんな交流等も行っております。具体的な施設としましては、確かに大分県におきまして、大分県国際交流センターというような施設がありますが、今後別府市も、昨年十月に開館いたしました大分県学生交流会館、これが九州の支部に昇格するというようなお話もありますので、これらの施設を利用した中でそういう活動をしていきたい、そういうふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） 今言われた件ですね、九州の。熊本が何かなくなったのですかね。そのことがたぶん大分県が要望するといひますか、別府市が名のりを上げればある程度実るといひますか、可能性もあるわけですから、そういうふうなことのぜひ交流の場の設定をひとつお願いをしたい。また協議会なんかをきちんと整理をして、別府市民もそこに行って交流ができる、そういうようなところをぜひつくっていただきたいというふうに要望しておきます。

では、国際交流のことにつきましては、これで終わります。

次に、近代化遺産のまちづくりで、各種施設などの文化財調査、今後の計画をお聞きしたいと思っております。

先日この調査委員会を設置していただいたわけですが、大変急というか、本当は早くできているべきところを、ただ知らせて急になったのか、ちょっとわからないのですけれども、内部で検討していたと思うのですけれども、内部検討の組織はどういうふうになって、どれぐらいの会合をしていたのか、それからどういうメンバーでやったのか、ちょっとそれをお知らせください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

歴史的建造物の保全等に関する調査委員会の設置ということでございます。御承知のとおり浜田温泉の保存等の署名運動が起こりまして、十二月議会におきまして、同委員会の請願が採択されたというような状況の中で、その当時、年明け早々に調査委員会を設置する方針の答弁をされまして、実は三月一日に委員会の委員の委嘱式と、さらには一回目の委員会を開催したところでございます。

内部の組織ということでございますが、組織でございますが、教育委員会、私ども観光経済部、それから企画調整課等々が主体になって検討してきたところでございます。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

歴史的建造物の保全等の基本的なあり方をどのようにするか、こういったことは別府市にとりまして前例もない問題の処理でありまして、他都市の実例等もこれは探してみたとところでありますが、これも全国的に見て小樽市が一つその例があると、こういうような状況でございましたことから、これまで委員会の構成でありますとか、あるいは持ち方等について事務局の方で鋭意検討をした結果、三月一日に委員会を立ち上げることができた、こういう状況でございます。ぜひこの点を御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○十一番（高橋美智子君） 内部検討というのは、私が知る限りではほとんどされてなかったのではないかとこのように思っています。というのは、自分がこの組織をつくるならば、たぶんこういう課にお話があるだろうということで、私はかなりアンテナを張っていたのですけれども、その中で企画調整とか、それから観光経済部、温泉課とか観光課とか、それから建設部の方では都市計画課。ちょっと意外なことは、市長公室までは考えませんでしたけれども、しかし、この中でほとんどの方たちは、私がこの質問というか、一般質問のあれを提出をいたしまして、そのときにお聞きをしましたら、皆さんはほとんど口をそろえて、「まだこれは内部検討していますから」というお話で、実際に立ち上げをしていないという、ほとんど余り話が進んでいるような様子は感じられなかったわけです。ところが突然、その当日三月一日に、朝、お電話がありまして、こういう会を立ち上げますというお話で、この会は今皆さんも御存じのように議会でも全員一致でこの請願書に賛成をしたわけでありまして。そして委員会では附帯事項で、透明性にしてくださいとか、それから、こういう関係者に人選といいますか、そういう人たちも入れてオープンな、開かれた会議にしてくださいと、そういうお話だと思います。ですから急に決まって、そのメンバーもそのときにはわかったわけですが、意外なことは、このトップが安倍助役、これはもちろんトップでしていただくわけですが、助役の中に、内部検討で今のようなメンバーが、部長たちが集まって話をきちんとしたという経過があるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、関係各課、先ほど申し上げましたように教育委員会、教育長、生涯学習課長、企画財政部長、企画調整課長、所管であります私ども、さらには温泉課長。助役を中心に重立って全体的に集まったのは五回程度でございますが、それにさらに個々に再三にわたりまして内部協議を重ねて、先ほど助役が申し上げましたようなことで取り組んでまいったわけでございます。

○助役（安倍一郎君） 補足して、お答えをいたします。先ほどもお答え申し上げました今回のこの問題につきましては、別府市にとりまして大変新しい領域の問題の処理でありますことから、改めてこの事業をやってみて既存の組織ですべてが対応できるようなものではなかったと、これが事実であります。そうしたことから、最も関係の深いいわゆる部署を中心にこの事業をスタートさせまして、それで事業を進める中で走りながら必要な手直しをする、こういうことで三月一日にスタートをさせたわけでありまして。

そうしたことから、この予算につきましては、一番関係の深かった温泉課の温泉事業特会において予算措置をさせていただきまして、この委員会の事務局も関係経済部の温泉課が担当する、こういうことで現在スタートいたしております。しかし、歴史的建造物の保全等に関する問題、これは温泉課のみならず文化財を所管する教育委員会、それから都市計画まちづくり等の視点からは都市計画課、さらに企画調整課、こういった関係があるわけございまして、この設置要綱の中で監事を決めることにしておりますが、この関係課長を監事に任命いたしまして参画をし、先ほど部長から答えましたとおり、そこら辺の関係部課が一緒になってこれまでつくり上げてきたところであります。

○十一番（高橋美智子君） 余り荒立てて言うつもりはないのですが、せっかく皆さんがこういう要望をして、こういう委員会もつくって、そして快くそういう委員会の中に参加をしてくれた人たち、そういう人たちにやはり別府市はこういうことをして皆さん、市民に、本当にいい委員会だったと言われるためには、やはりきちんとした手順が私は必要だと思います。そして今度の、一番最初の日が、私たちも参ったのですが、まず非公開と。そういうお話でびっくりいたしました。なぜ非公開かという理由がどうもよくわからないわけですが、多分話がしにくいという、皆さんに聞かれていると話がオープンにできないということであろうと思います。そうしたら、なぜそういうような人を委員に充てるのか。そのことは、公平・公正な立場からいえばおかしいのではないかと。そして、別府市は今いろいろなことで公開条例とかいろんなことをいい方向に進んでいるのに、なぜこのことを秘密にするかということ、市民に対して余り丁寧ではないな、そういうふうに思います。

そして、これでどういう話をされたかということで、ちょっとこの後の中身のスケジュールも見ましたら、文化財の近代化遺産

も視察をしたい、道後温泉も行きたいと。それで私は思ったのですけれども、この別府の近代文化財の中身を知らない人が入っているのだと、たくさん。私たちからすれば、こういう近代化遺産とか文化財に詳しい人が入ってれば、そういう識にならなかったのではないかと思いますけれども、それは見ることは構わないわけですが、しかし、専門家の人たちの中がそんなに多くないのではないかと。そういう専門的な調査会とは違うみたいなのですね。だから、その性格がどうも初めからちょっと、大変言い方は悪いですが、これを文化財保護というか、この文化財にどれぐらいかかる、そしてこれをするには別府市の財政が合うか合わないか、そういうお話の会なのですか。それをちょっとお聞きします。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

前段の会議の非公開という部分について、お答えをさせていただきます。

第一回の委員会を、先ほど申し上げましたように三月一日に開催いたしております。公開、非公開につきまして、委員会におきまして御審議をいただいたわけでございますが、委員会を進める過程におきまして、忌憚のない意見をという委員の皆様のお意見で、そういう形で非公開という形をとらせていただいております。これは委員会の意思でございます。

それから、要綱の第七条におきまして、関係者の出席、その他必要に応じまして、委員会で御意見を広く聞こうということで、委員会の要綱もございます。

それから、情報公開のお話でしたが、確かに別府市の情報につきましては、原則公開ということが情報公開条例にも示されているわけでございますが、公開しないことができる公文書というのが定められております。何もかもが何といえますか、公開できるということではございません。その中で、今回私どもが情報公開上で御説明させていただきますと、まず一点には、情報公開条例の六条第四号にございますが、意思形成過程の情報ということでございまして、これにつきましては、審議、検討、調査研究等におきまして、会議の打ち合わせ、意見交換、相談等々による中身でございまして、公開することによりまして、先ほども申し上げましたが、率直な意見交換、発言、提案が妨げられると認められる情報というようなこと、さらには合議制機関等の関係情報ということでございまして、まさに今回の委員会の中身におきまして、先ほどから申し上げておりますように、公正または円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれのあるものというようなことで、先ほどから何度も申し上げますような関連な意見というようなことで、情報公開条例にもそういう規定があるわけでございます。このようなことから、委員会の御判断といたしまして、そういうことを決められたというふうなことでございますので、説明にかえさせていただきます。

○助役（安倍一郎君） 若干補足をさせていただきますが、今、部長の方から別府市の情報公開条例についての詳しい説明があったわけでありまして、議員も御承知のとおり別府市の情報公開条例、これは公文書のいわゆる公開について定めたものでありまして、会議の公開について定めたものとは違うわけでありまして、

それが一点と、それから私ども市といたしましては、この議事については非公開で、先ほど部長が言いましたような理由で非公開をお願いをいたしました。この審議の結果等につきましては、会議の終了後に要請等がありますれば、報道等にブリーフィングを行いまして、これを公にしていく、こういうことでこの委員会にお諮りをいたしましたところであります。

さらに、委員の構成についてのお話で議員の方からございましたので、これについてお答えをさせていただきますが、市といたしましては、その選任に当たりましては、中立で、そして客観的な御判断をいただける立場の方に就任をお願いいたしましたつもりであります。大まかに言いますと、学識経験者が四人、それから議会の議員さん方がお二人、それから市民の代表等が四人、この十人をお願いをいたしましたところであります。学識経験者として、建築施工学を御専門の平居日本文理大教授、それから都市政策を御専門の鈴木立命館アジア太平洋大学教授、それから文化財の面からは大分県教育委員会の文化財課長さん、それから財政の立場からは貞開公認会計士さんで、この人は、現在県の包括外部監査委員、こういう職におつきの方をお願いをいたしましたところであります。さらに市民の代表等といたしましては、教育、観光、商工の各部門からそれぞれに御就任をいただいております。

それともう一点、この第一回の委員会に当たりまして、市長からこの委員の皆様方をお願いをいたしました件について御紹介をちょっとさせていただきますと思います。

この委員会の開催に当たりまして、市長からお願いをいたしましたことは、別府市にある貴重な歴史的建造物については、これを修復・保存し、将来の別府市民に引き継いでいくことが、いわゆる行政に課せられた課題である。同時にまた、観光都市である別府市にとりましては、またこれらを貴重な観光資源としても生かしていく工夫が今求められている、これが一点であります。それから二点目は、しかしながら、これらの歴史的建造物の多くが、もう御承知のとおり老朽化が進みまして、その修復保存には極

めて莫大な費用がかかるわけであります。そうしたことから、限られた地方財政のもとでこの歴史的建造物の修復保存に多額の貴重な税金を投入するためには、納税者である大多数の市民の皆様の御理解を得る必要がある。そういうことから、この委員会の委員の先生方には、市民の大多数が御理解をいただけるような、そういった歴史的建造物にかかる修復保存の基準・ルールをぜひ取りまとめていただきたい、こういうお願いを第一回の会議に当たり要請したところであります。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後五時 一分 休憩

午後五時三十二分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十一番（高橋美智子君） 先ほどからの話で、委員会のメンバーは、本当にすぐれた方たちがたくさん入っておられるということは、もちろん十分承知しておりますけれども、願わくば市民活動などをして、実際に一番そこにいて活動している人が一番よくわかるわけですから、そういう人たちの意見を取り入れるような委員会であってほしいというふうにお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

次にまいります。楠港跡地の活用についてを最後に質問したいと思います。

時間がありませんので、現状は年末の冬の花火「べっぴんクリスマスHANABIファンタジア」の二日間を開催しているわけですが、私は、これは本当に別府のヒットイベントだと思っています。私はこれをいつも見させていただくたびに、本当に別府にいてよかったなど幸せを感じます。そして、喜納昌吉さんではありませんけれども、「戦争の弾を花火にかえよう」というふうに言ったのがありますが、私たちが花火を見られる平和ということを本当にかみしめております。そういう意味で、冬の花火だけにこの跡地が使われているということは、大変もったいないなというふうに思っております。

それで、今までは、これからいろいろな計画が、先ほど市長のお話がありましたのは、まだ有力なところがない、そしてまだその計画もないというようなことでございましたので、ただ、東別府からの海岸整備のときに連続して道をつくる考えがあるというようにお話をされていまして、私は、この楠港跡地の活用について私の考えを述べたいと思います。

大分前に議会にちょっとお出ししたのですけれども、道の駅の話をしたことがあります。これを二年たって私もずっと温めておったのですけれども、もう今は、このようにそのままの楠港を置いているということは本当にもったいないので、何とか活用できれどと思っています。それで、道の駅構想を考えていただきたいというふうに思っているわけですが、ここを今実際見てみますと、船だまりのところに不法駐車という車か、それから漁業関係の方たちの車もあるのではないかと思いますけれども、四、五十台いつもとまっております。それから、ナンバーなんかなかったり、ちょっとここで寝泊まりしているのではないかとと思われるような車が五台ほどあって、治安でも心配される面もございます。あとはほとんどあそこは散歩や釣り、ジョギングなどでかなり活用していることがわかりました。この暫定利用の何かいいものが来るとしたならば、その間だけでも何とか動けるような要素で人が集まるということを考えますと、今、別府の観光動態を見てみますと、年間一千二百万人の利用がある。そして一カ月の利用は宿泊が四万、観光のみが七万、これは、だから素通りしていく人たちが多く、その中で私はちょっと調査を前にしたことがあるのですけれども、その中で若い人たちは、安くて近くて短いというか、「安近短」の旅をする人が多いわけですね。そして、家族連れが最近大変多くなっております。そして、ほとんどが車の活用をされています。それから、旅行雑誌とかホームページなどで見て来るという人たちが多くなっております。

別府に入って、何か要望がありますか、ということをお聞きしましたら、道案内板がほとんど、道路標識といいますが、大変道路がわかりにくいと、道の中の。それから、何となく通ってたらもう別府を過ぎてしまったと。どこもとめるような、とまるような駐車場がないと、そういうふうにおっしゃっていました。それから、特に女性の方の多くは、トイレの設置がないので、本当に困ったと、別府に入って、駅を探そうと思って、駅に行き着くまでが大変だったとかいうお話がありました。

この誘致が長引くのであれば、駐車場にして道の駅、道の駅といっても、こういう大きなものが来た場合のことを考えたり、花火大会のイベントをするということも考えましたら、移動ができるような、可能な仮設的な施設を置いて、特にトイレなどの設備、それから道案内板とか、そしてそこに一たん、別府に入った人たちがそこに車をとめて足をとめると、そして別府のまちを見ようかなと、そういう気持ちにさせるような知恵が必要ではないかなというふうに思います。ですから、これをぜひ実現をさせたら、かえって別府のおもしろい起爆剤になるのではないかなというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

議員お尋ねの、まず楠港の不法駐車、その他の関係でございますが、その前に楠港でございますが、平成十四年の七月に全部十年間の償還が終わります。それで償還が終わりまして、楠港跡地につきましては、真っ白な市有地になるということで、償還が終わるということをまずお知らせしておきます。

それから、楠港に関連いたしまして先ほどの不法駐車の問題でございますが、この不法駐車につきましては、臨港道路、あそこには、今私どもが別府市として取得する土地というのがありますが、その隣に、そこに沿ってありますのが臨港道路でございます。これは楠港ということで港の管理になっておりまして、県が管理をしております。不法駐車も確かにあります。中には浮浪者の方のような感じで車の中におられる方もございます。そこで、私どももこの事実を認識しておりますので、県の土木事務所の管理の方に、こういうことで非常に危険である、それと見苦しいということでお願いはしておりますが、いろいろ県の方も努力しておりますが、車をのけるとときには基本的な人権がある、それからいろんな手続きがあつてなかなか難しいということは聞いておりますが、鋭意お願いをしておるところでございます。

それから、道の駅のお話でございます。道の駅につきましては、当然これは商業活性化のための企業誘致をお願いしておりますので、恒久的なものはつくるということは当然できません。それで、今おっしゃいましたように臨時的なもの、それから臨時的なものといましてトイレであるとか、そういう道案内的なものを、それから駐車場ということも申されましたけれども、こういう恒久的なものではなくて仮設的なものも今後検討して、設置をしていく方法も検討する必要があるかなというふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） それで、これから、今言ったように仮設でも結構だと思います。それで何とかそこに人が来れば、いろんなことが開けていくチャンスになるというふうにとらえています。あの埋立地、東別府から入った市道中央埋立七号線というのですか、旧護岸のところで楠港に入るところですね、今は護岸になっていますから、そこを突き抜ければ東別府からも道路は通りがよくなる、そして国道の方も少し緩和されるということで、私はぜひあそこに、楠港に駐車場を設けて、今そこに人をとにかく、一休みするまちとか、そういうものをつくっていただきたいと思っているわけです。

そして今、なかよし公園のところもごらんになってわかると思うのですが、すごい車です。あそこは、もう今いっぱいいっぱい、どこでもとめているような状態で、本当に楠港が駐車場であれば、たぶんあの楠港のところに行けば、また流川の方のまちにも出るだろうし、そして竹瓦温泉も見て、「ああ、竹瓦に入りたいな」とか、それから路地裏散策のいろんなものがあれば、引っかければそこに行ってみたいなという一つのきっかけになる場所、そういうふうに考えているわけですが、それについてぜひ市長に私はお答えを欲しいのですけれども、市長、ぜひ、これはひょっとしたら大きな起爆剤になるかもしれない私は思っているのですけれども、ぜひ市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（井上信幸君） 御指摘の点は、駐車場用地として簡易の駐車場に今何とかしようかということで、助役にも一応指示を出しております。ただ、道の駅を暫定というよりも、いつの間にかまた恒久的になる可能性もありますからね、最初「暫定」なんて言ったって、今度それをやったときにまた立ち退き問題、その他が。また、それではいざ企業がほんと来たいときには来れない。また、いろいろ売買の面で、または貸与の面でいろいろと支障を来すと悪いものですから、暫定的にあそこを簡易の駐車場にしまして、冬の一つの花火の会場として使っていただく。おかげで別府は、春・夏・秋・冬の四季折々のそれぞれのイベントができるようになりました。こういうことで今後とも大いにこういう観光イベントを進めていきたい、このように考えております。

○十一番（高橋美智子君） あの楠港は、別府の発祥の地というふうに私はとらえているわけです。そして今、路地裏散策などでその地域で頑張っている人たちが、本当に手づくりで、今一人でもお客さんを大事に迎えようという気持ちで取り組んでおります。そして、そのときに車で一日二千三百三十人ぐらいが通り過ぎていくというか、とまらないで出ているわけですね。そのお客様をちょっと足どめしていただければ、その人たちがきっと別府に逆いいいアイデアをしていただけるのではないかと、そういうふうに思っています。そこには、別府近辺近代遺産の文化財がたくさんありますし、本当に歩いてもおもしろいまちだと思います。夜の探索も大変おもしろうございます。

それと、今、私が驚いたのは、あの海岸で親子で魚釣りとか、休みなんかには大変娯楽施設というか、お金を使わないで大変自然に親しんでいらっしゃる方、それから、あそこら辺をジョギングで走って随分、そこまでわざわざ出かけている人、そういうふうな健康的な志向であそこを使われています。ですから、きっと車で来られた方たちは、そこに本当にとめていただけるような、車

をとめられるような施設があって、そしてトイレがあって、そこで暫定的に自分たちがこのまちを見たいというようなものを、そういう足をとめるような場所にぜひしていただきたい、そういうふうをお願いをしておきます。

それで、先ほど護岸のところを、接続のことをちょっと、お答えがなかったのですけれども、それは可能かどうかを教えてください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

護岸のところの、取り付け道路のお話でございます。この道路につきましては、今ホテル街とそれからパチンコ屋さんがありますが、あの間を真っすぐこちらの護岸の方に向けて来る道路だというふうに認識いたしますが、この道路につきましては、「市道中央埋立七号線」という名前がついております。おっしゃいますように、道路を真っすぐ南の方から来ますと護岸に突き当たりまして、今度は秋葉通の方に上っていくという道路でございますが、ここの護岸のところにつきましては、護岸がまだ残っておりまして、これは国の国土交通省の財産となっております。これをそのまま残しておきましたことにつきましては、新しい企業家の方がこの用地を取得いたしまして、そのときにこれを壊して使用するというような感じで、私どもは残しておったわけでございますが、おっしゃいますように駐車場、その他にすることさらにアクセスが便利のような駐車場をつくとすれば、国の方にお話をいたしまして、この護岸の用地を買収いたしまして、そこを抜くということは可能でございます。以上でございます。

○十一番（高橋美智子君） 市長にそれではお願いをしておきます。それがなるべくできるように、交通アクセスもきっと交わされる策ではないかと思しますので、ぜひ実現の運びにしていきたいというふうに思います。

○市長（井上信幸君） 前向きに検討させていただきます。ただ、高橋議員もよくおわかりと思いますけれども、財政面でやはり将来計画を立てていかなければなりません。これがやはり基本になろうかと思います。議員さん方は、それぞれ皆さん、これをせい、あれをせい、といういろんな多角的な希望がありますけれども、行政としましては、やはり財政面を考えながら、もう皆さん方の家計と一緒にございまして、むだ遣いをするな、節約せよ、そしてまたこういうものに使わなければいかん、こういうものに計画的に使わなければ、将来家を建てなければいかん、玄関をよくしなければいかんというようないろんなことが出ると思います。これと同じでございまして、やはり内部でそれぞれの財政担当、また福祉担当、それからごみからすべて、それぞれ担当者の意見を聞きながら助役が総合的にまとめ、私が最終的な判断をするという、こういうことで今運営をさせていただいております。この辺もひとつ、どうぞひとつ御理解をいただきたい、こういうことでひとつお願いをしたいと思います。それで、前向きに今後検討させていただきます。

○十一番（高橋美智子君） 「前向き」と言っていたいてありがたいのですが、後のことは私はどうも賛成できかねます。私は、議員のために一度も、あれをしてくれ、これをしてくれ、なんて言った覚えは一度もありません、はっきり言いまして。私は、いつも中立・公正にということをや心がけて、個人的なお願いをした覚えは一度もないはずで。ですから、市民の代表として、このことが一番今の別府市の商店街においても活性化できるのではないかと、そういうことで言っているのですから、そういうこと、発言は私は取り消していただきたい、そういうふうに思います。

それで、浜田温泉についてのこととか、そういうことで市長が幾らか気を損ねているのではないかと思いますけれども、（笑声）実際にそれはやはりいろいろな人の意見があって、その一つの代弁者としていろんなことの私たちが共感する面でのことをやっているわけですから、それが本当に皆さんのことで淘汰されて、自然になるものはなる、そういうふうに思っております。ですから、私はそういう偏見といいますか、そういう見方を変えていただかないと、私はしっかりと市長を今まで支えてきたつもりでございます。はっきり言いまして、私は個人的には市長に一回目、二回目、しっかりと投票してまいりました。そして選挙もしております。そういう中で私は、市長に是々非々でしっかりと今まで言ったつもりであります。それをいつも自分に対して批判をしているというような考え方をもしめるならば、それを改めていただきたい。私は、本当にそういう意味では、どんな立場であっても、南の人間であっても浜脇であっても、別府市全体のことを、公共のことを考えて意見を言っているわけでありますから、そういう誤解がないように。私はそういう人間ではないということをはっきりと申し上げておきます。（発言する者あり）

○市長（井上信幸君） ちょっと受け取り方が間違ったかと思えます。私は、そういう意味で言ったものではありません。財政を預かる者として、また市民の皆さん方の貴重な税金を預かる者の立場として、一つの財政計画を立てなければいけません。ですから、浜田温泉の問題もしかり、きょう、きのうと出たいろんな方々の御意見もしかり。ただ、将来計画をどうするか。競輪場一つとってもそうなのです。そういうことを含めてお願いをしているわけですから、どうぞ誤解のないようお願いいたします。

す。

○十一番（高橋美智子君） それでは、しっかりと市長をいい方向に考えて、私も考え方をそういうふうにしたいと思います。ですから、市長も私にそういう意味で接していただきたいというふうに思います。

○三十三番（村田政弘君） 質問の順序を、若干変えさせていただきます。

最後の浜田温泉の件についてということでございますが、何人かの議員さんが質問して、今十一番議員さんですか、歴史的建造物の保全等に関する調査委員会名簿、これをいただきましたが、肩書を見る限りすばらしい人ばかりが出ておりますが、専門家が何人おるのかな。同時に別府市の文化財委員が、議員を除けば一人も入っていない。専門的な該当者がいなかったのか、文化財の委員は必要なしと断定して除外したのか、その点の明快なお答えをいただきたい。

第二点は、議会の委員長が二人入っておりますが、これは充て職ですか、どんなになるのですか。もし充て職ならば、名簿が変わらなければならない。もうすでに認証したのだから、このままいきますというならば、名簿の訂正をしなければならないと思うのだが、この二点についてお答えをいただきたい。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

二点目の方からお答えをさせていただきますが、この調査委員会の委員の議会選出の委員さんの件でございますが、私どもは、それぞれの常任委員会の委員さんから選出をお願いしたいということで、第一回につきましては委員長さんを御選任をいただきました。その後、三月五日に常任委員会の構成が変わっておりますので、当然この委員さんにつきましては交代ということになる、こういうふうに考えております。そのときに、また、たまたま今回の第一回の委員さんの就任につきましては、そういうことになるという前提のもとで、常任委員会の委員長さんをお願いをしたのですが、これはまた議会の方とお話をしながら、そういう常任委員会の委員長さんにするのか、そうではないのか。それは、また議会の方にお話を決めていただければいい、こういうふうに考えております。

それから、もう一点の文化財の調査委員が、この委員会の中に入っていないと。私ども、この両方の委員会、文化財の調査委員、これは別府市の文化財の保護条例、この中の第四条に、文化財の調査委員、これの役割が載っております。二十人以上の方ということで選任をされているようですが、今回のこの調査委員会につきましては、文化財の調査委員とは組織を別にする、こういう考えでありましたので、文化財の調査委員は、この委員の中に選任をいたしませんでした。そういうことであります。

○三十三番（村田政弘君） 今、助役の答弁からいたしますと、文化財の委員会と別のものを立てたと。それはそれなりに意義があると思うのですが、先ほど若干の説明がありましたが、今回の検討委員会の委員の中で、いわゆる専門知識を持った方が何名いらっしゃるのか。大学の先生と書いてありますけれども、我々はわからないのですけれども。それから、財政とかいろいろ理由を並べましたが、財政的にできるかどうかということも含めて検討したい。大変大事なことでありますが、国際温泉文化都市を標榜する別府市において、この種の文化財を大事にする流れをつくらないということは考えられないのです。ほかの方面は少し辛抱しても、観光資源にもなるでしょうし、いろんな意味で大事な資産になるものを保存しようとするわけですからもっと意を注いだ考え方になってほしいと思います。もうそれ以上言いません。後は当局が、しかるべく善処していただきたい。

それと、議員さんについては、議会にボールを投げ返すということでございますから、それはそれでまた協議をしていただきたい。

さて、温泉プールの跡地の問題に入りたいと思いますけれども、十二月議会で十六番議員がする質問をしたその中で、市長の答弁が出ておりますけれども、ここに議事録を持っておりますけれども、「地域内の川べりに民間の土地が二件あります」。そのとおりです。ただし、市長の答弁の中に「裁判中であるから、買い取りが難しいのではないか」というお話がっておりますが、どちらの件が知りませんが、私の知る限りでは、むしろ当事者は買ってほしいという申し出をしておるぐらいです。かつてはきょうだいで争っておった関係はありますが、もうとっくに解決しておるので、市長の答弁が当たっておるのかなという危惧をしております。

それと、富田議員の質問に対して、全体的に迫力がない、積極性がないと私は感じ取った。そこで、あえて今回、私が重ねて提案をしたいということで、実は私は、個人的に昭和二十年代からこの温泉プールにかかわってきた。市長が申しますように、当該地の泉源は余りいい温泉が出ないと、そのとおりです。その前段として、朝見三丁目に、今ゲートボール場になっている、昔、大分の片倉製紙の寮があった。その温泉の泉源を友永一六という、もうとっくに亡くなった課長から依頼を受けて、私が土地の仲

介をしたことがある。市のOBのお父さんが持っていた。しかも、ある人に五万円の手付をもらって売買契約をしている土地を、どうしても市の泉源に欲しいから何とかしてほしいという話をして、仮契約をしているのを破談してもらって市に話をつけたことがあります。そして、これの手入れに失敗して、次は一の出泉源、現在市が持つておる。これは、我々が小学生のときに掘削したものです。そして、間欠温泉的な要素を持っておりますから、何日か噴くけれども、しばらくしてとまる。友永課長が、「村田君、きみは心配していたが、温泉は無事噴いたぞ。見にきてくれ」と言うから私は行ったのです。行ったらとまっている。そして課長に会って、「とまっているではないですか」、「突いたらまた出るのだ」。「それはあなたたちは市費を使うから何とかやるかもしれないけれども、個人でやるならば続きませんよ」。そして、ああだこうだしておったけれども、それもうまくなくて、最後にプールの屋敷の中に突いた。私は、あの屋敷の中でも出るのではないかと思っていたけれども、それは教え切らなかった。なぜかという、今、市長が言う民間の土地を持っている山 権市というケーブルカーを創設した専務、この人が、あそこに、田んぼに水をためて、それを地熱で沸かして自分のところの泉源にしておった。そのもとに掘削すると山 さんにうらまれる。だから教えたかということで、教え切らなかった。ところが、お隣のはな屋旅館、これが温泉を突いて、本当のいい温泉が出た。これにヒントを得てプールの屋敷内に掘削した。噴気です。はな屋旅館のは温泉です。噴気の場合の方が故障が来やすい、スケールがつきやすい。噴気と温泉と両方ですやう、これが一番ありがたいけれども、これがまた大変厄介なやう。そういう泉源の歴史の中で私がかかわった問題がたくさんある。

そういう意味を込めてプールの跡地を何とかしたい、そういう思いでずっと来た。しかし、私は沈黙を守ってきた。脇屋市長時代に会議場をつくったらどうかという話が持ち上がって、市長から、駐車場を借りるところはないか、探してくれないか、と依頼を受けたことがある。ところが、白川さんという大地主が土地を持っていたけれども、たまたま分譲住宅に譲るべく話をして済んでおった関係で、「あれはだめでしたかね」と市長に報告しました。その後、温泉科学博物館の話も出ました。いろいろな人が提案してきたけれども、言うならば常に短したすきに長しというのですか、あの敷地を十二分に使った場合、駐車場に苦慮する。これはおれが見てもわかる。そこで、私なりにいろいろ考えてみたので、御賛同がいただけるかどうか分かりませんが、私なりの考え方を述べてみたいと思う。

そこで、終極的には総合ビルというか、雑居ビルにしているような施設に入ってもらおうということです。そこで、駐車場をどうするかという問題になるのですが、地下というか地階というか、いわゆるげたばきで一階を駐車場に確保するしかないのではないかなと。もちろん民間の土地も買ってほしいという意向があるわけですから、市が買う気になれば買えると思います。そして、どんなものを入れるかと、こうなるのですが、私の考えでは美術館、図書館、新しくは温泉科学博物館、いわゆる博物館。できるならば福祉会館も入っていただけるようなものになればなおさらいいな。さらにもう一つ欲を言えば、会議室のスペースが取れればなおいいな。となると、四階ないし五階のビルになるうかと思うのです。そして、仮に夜間の営業を必要とする場合で駐車場が足りなければ、ラクテンチの駐車場を借りる契約、夜間ならばできるのではないかと思います。

そして、もともと温泉科学博物館の構想は、お隣にラクテンチがあって、今随分減っておりますけれども、修学旅行生が多少来ます。これらの誘導の意味も含めての構想だろうと思いますが、さて、美術館。御承知のように寄附を受けた上人の公園に美術館をしてありますが、大分方面から来た車等の進入には随分苦勞する。いろいろ含めて不便なことがたくさんある。かてて加えて美術館自体が潮風に当たるところにあるというのは、決していい条件ではないと思う。ただ来た人は、眺めがいいし、潮風に打たれると特に夏あたりは感じがいいわけですが、展示品そのものからいうと余り芳しくない。

そして、次に図書館。今、サザンクロスの中にありますけれども、非常にちやちである。駐車場がない。別府の入場者、年間三万五千。大分市の場合は年間六十五万。蔵書の問題、図書館に親しむ深度の問題に差があるのかもしれませんが、別府市は宇佐や日田、中津に比べても深度が非常に落ちる。いろんな原因があると思いますが、駐車場がないということは、かなりの影響があるのではなかろうかな。昔から、我々が学生時代でも、「別府出身です」と言うと、「ああ、温泉がけか」と言われた時期がある。やっぱり歓楽地でいわゆる向学心に弱い、そういう体質も一面あるかもしれませんが、もろもろを含めてもっと図書館を利用していただくような施設にする、環境整備をする、貸し出しも電算化に向けて一歩前進する。「国際温泉文化都市」と言うけれども、我々が他都市に視察に行くと別府市が滅びるようなものは非常に少ない。もっといろんな面で「さすがは別府だ」というものになりたい、したい、してもらいたい、その気持ちでいっぱいです。

きょうは、福祉会館の話がほかの議員からも出ましたが、バスの寄りつきが悪い。縦・横とも一方通行である。お隣に新日鉄の

跡地があって、あれに駐車をしておるわけですけども、もともとあの土地は共産党のある議員がすっぽ抜いた。青山小学校とあの土地をひっくるめて前市長がスポーツランドをつくる計画で暗に動いておったのを、すっぽ抜かれた。そういういきさつの土地ですけども、昔は陸軍病院の跡。あれはあれで市が買収しているから、将来とも何らかの形で利用できるだろうし、そしてまた体育館が落成後に、期待どおりの繁栄をするならば、駐車場は幾らあっても足りない。もろもろ含めて、車で言うならば欠陥的な施設が多い。それをこの際、プール跡地に総合ビルを建てて集約できたらいいなと思うのですが、御意見を伺いたい。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

前段の部分で、ちょっとお答えをさせていただきます。まず、現在の温泉プールの跡地の利用状況といいますが、利用でございますが、今、ビーコンプラザの駐車場として、十三年度におきますと九回ほど利用させていただいております。また、一法人の方に有償でお貸しをした経緯がございます。そういうことで現在、私の方が管理をいたしております。

またもう一点、温泉プールの下の部分の川べりの方の地権者の問題でございますが、温泉プールの一区画の別府市以外の土地で四筆ございます。四筆の中で地権者が個人が一、法人が一ということで、先ほど議員さんが申しました相続の問題がございますが、それについては、私どもはちょっと承知をしかねております。そういうことで、それ以外にまた温泉プールの跡地の間に無番地の土地もございます。そういうことで現在は、議員さん、買い取りの問題が出ておりますけれども、私どもといたしましても、今後の総合的な計画がございますし、またそういう中で考えるものということで判断いたしております。

○市長（井上信幸君） 前向きな御提言、ありがとうございました。温泉プールの跡地については、総合的施設の構想はいいかかという、こういう御提言でございますが、十三年の六月には黒木愛一郎議員が、やはりこの場で美術館の建設の提言を行っておりますし、また十二月には富田議員が、全市民を対象とした利用方法の公募と、学識経験者を初めとして幅広い住民の代表で構成する専門委員会を立ち上げて着実に運営化していく方法をとったかどうかと、こういう積極的な対応を求めてきております。

こういうことで我々としましても、温泉プール跡地活用検討委員会においてこれまでに、文化施設をつくったらどうか、あるいはスポーツ施設をあそこにひとつつくったらどうか。スポーツ施設は、主にテニスと思いますね、それから福祉施設等をという活用方法が検討されてきたのが、その経緯でございます。私も昨年、富田議員に対する市長答弁といたしまして、複合的なにぎわいのある、いわば先ほど御提言をいただきました複合的というのは美術館なり、また図書館なり、また今福祉会館は手狭であるし、完全な福祉会館ではないから、その福祉会館的なものを一つの交流会館としてつくったらいいかかなという構想もありますよ、ということをこの十二月議会で私からも言わせていただいております。こういうことで一つの大きな目標がだんだん絞られてきているかと。議員の皆さん方の御提言もあるし、またいろんな市民の各位の、また検討委員会の意見もありますので、ここで絞っていく必要があろうと。

ただ問題は、あの入り口の土地が、今言うように法人が一つと個人が四筆を持っておりますし、それは裁判中でありましたから、私は、裁判が片づいたというのは、きょう初めて聞きましたので、そこまで私はアンテナがありませんので、その後、相手さんが売るといふならば、あの入り口をやはり買って置く必要があろうかなと。それはなぜかという、東向きの川沿いにあるちょうど入り口の土地になりますから、これは何としてでも求める必要があろうかな、このように思いますので、この御提言に対しまして、今後もし相手さんがわかれば、相手さんの方に交渉に入らせたい、このように思います。

○三十三番（村田政弘君） 今、市長が説明された土地、九十四坪か九十六坪だったかと思うのだけれども、あの中に鉱泉地が四口ぐらいあるはずですよ。それをひっくるめて、現在、大野城市に住んでいる某氏が相続をした。私に電話で、「市は買って欲しくないだろうかな」という問い合わせがあったので、私は、市長だったか助役だったか覚えんけれども、だれかにちょっと言ったことがあるのだけれども、特に返事がないから、こっちはその後そのままですけども、売ったという話がないから、まだそのままだろと思うっていますから、調べればすぐわかります。だから、ただ問題は、もう一人の方は、私が懇意にしておる人だけれども、この人の御意向を聞いてみたいと思ったのだけれども、最近会うチャンスがなくて、売れるものか売りたいのか、どういう意向なのか、この質問前に意思を聞いてみたかったですけれども、チャンスがなかった。しかし、橋をかけるときに別府市の担当課が了解を求めなかったということについて、不信感を漏らしたことはずうっとあるのです、もう何十年も前のことですけども。人の土地に橋をかけるのですから、やっぱり了解ぐらいは求めるべきであつたろうと思うのですね。あの朝見川にかかっている橋、我々が小学校に通うころは皆、あれは田んぼだったのです。それで階段の下が、横に区画整理、耕地整理の道路が一本横切っておった。そして、今の裏の縦道につながっていたのですね。もちろん橋はなかったけれども、我々は近道をするために川の中を

歩いて渡っておった。そういう過去の話は聞いたことがありますけれども、売るか売らないかということについては、意向を聞くのはわからないのだけれども、なかなか会うチャンスがない。

そこで、市長も何人かの議員の質問に対していろいろと答弁されております。願わくは協屋市長時代から何回かいろんな案が出てきたけれども、皆話で終わっている。この厳しい時期ではあるけれども、将来を見据えて惜しくない投資を、市民から喜ばれ観光客にも利用されるようなすばらしい構想をもって対処していただくように要望して、この件は終わりたいと思いますが、何かありましたら、後で。

競輪の問題。二十二番議員ですか、るる質疑がありましたから私は遠慮しますが、サテライトについては「やめます」と言えないことぐらいは、我々は十二分に知り過ぎておるから、あえて追及はしません。そこで、あと四、五分で終わりたいと思いますが、別府狭間線、河内のところとまっております。改良工事がとまっております。そして河内付丘は用地買収も進めております。さらに年ノ神というのですか、山をくぐって下におりて、浜脇再開発に向けて抜けるという構想らしいのですが、この計画年度、あるいは予算がどうなって、いつごろまでにどのような内容がおわかりだったらお知らせをいただきたい。

さらに秋葉通り。平成十四年度が計画年度の最終年度になっておるはずですが、非常に順調にいったいはいるものの、若干のおくれがあると聞いておりますが、おおよそどうなってしまうのか。

さらに山田関の江線。現在、西側が完成はしていませんけれども、かなりの進捗をしている。同時に東側にも話が入っている。特に東側の問題が、どのような話でどのようにかわっていくか、内容がわかりましたら、お知らせをいただきたい。以上、三点について御質問します。

○市長（井上信幸君） 先ほどの件ですが、けさほど御質問をいただきましたけれども、福祉団体の十一団体が陳情に参っております。高齢者、障害者、また障害児を初め支援等を要する者が安心して利用できるサービスの場や、ボランティアや各種団体が利用できる場、研修や会議、催しのできる場等、市民が集い交流し憩える新しいにぎわいのある福祉拠点の建設をということで陳情をいただいております。これに私がいつも考えているのが、昔からここでも何回か言わせていただきましたけれども、やっぱりでき上がって価値が生まれるものは美術館、博物館あるいは神社仏閣、そしてまた学園、学校、大学、こういうものが過去の歴史から見ても価値を生んできているということでもありますから、やはり別府市は、先ほど御説のとおり海岸にあるあの美術館というのは、いかなかなものか。また美術の所蔵品等も傷む可能性もありますので、でき得れば早期に着工できればと、このように考えております。

ただ問題は、今担当者にも指示を出しているのは、できる限り国の補助事業をいただきたい。そうでないと、今の財政では持たない。幾ら節約しても、これから先は非常に厳しい財政下に陥る可能性があるということを、ここでひとつお伝えしておきたいと思いますし、そういう面でこの補助をできるだけいただき、そして所期の目的であります美術館あるいは児童・生徒・学生の安心して勉強ができる図書館、本格的な図書館が必要なのです。今のようないちいち図書館では、本格的な図書館とは言えません。それに福祉会館、または福祉施設団体の皆さん方とともに、まだほかにもいろいろ団体がございますから、そういう方々がともに交流し、そこが一つの大きなにぎわいの場というものをやはり構想の中に入れて、今後検討委員会でも検討していただき、また議員の皆様方あるいは市民の皆様方の御意見を集約しながら、初期の目的達成に邁進したい、このように思います。

○土木課長（小野哲男君） 県道別府狭間線についてお答えをいたします。

皆様御存じのように、この県道別府狭間線におきましては、地域間の重要路線として、また国道十号線のバイパス路線として大切な路線と位置づけているところでございます。一期工事といたしましては、鳥越峠から上河内まで完了して現在供用開始をいたしておりますが、引き続き二期工事といたしまして、上河内から浜脇湯都ピアまでの間を、約千二百七十メートルございますが、この事業に着手をいたしております。

県の方に再度確認をしたところでございますが、二期工事の全体の事業費といたしまして、五十九億六千万と聞いております。その中の内訳といたしましては、用地費が三十一億五千万、工事費が二十八億一千万とお聞きしております。平成十三年度末の進捗状況といたしましては、浜脇校区で三割強、河内地区内で七割弱の用地交渉が完了していると聞いております。さらに厳しい状況下ではありますが、平成十八年の完成を目途に頑張っているというふうにお聞きしております。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

都市計画課からは、秋葉通りと山田関の江線のことについてお答えいたします。

まず秋葉通りのことですが、現在の進捗状況と事業完了の見通しでございます。現在の進捗状況でございますが、今議会では予算を、平成十四年度予算といたしまして四億四千万計上させていただいております。この四億四千万をいただきますと、秋葉通りの事業費ベースでいきますと、一〇〇%終了ということになります。一〇〇%終了でございますが、平成十五年三月三十一日段階で一〇〇%終了になりますが、今後の見通しでございますが、現在の時点では鋭意用地買収、それから移転補償を行っておりますが、相手様のあることございまして、少し一部おくれる可能性が出ておるように思っております。しかしながら、これを鋭意買収、その他努力したいというふうに考えております。つまり、少し平成十五年三月を越して、平成十五年を少しおくれるということでございます。

それから、山田関の江でございますが、これは県が施行していただいております。御存じのように山田関の江の整備は、一部を除き昨年の十二月に開通をしております。これは約五五%の進行率でございます。現在、一部を除く今片側二車線の確保によりまして、交通の混雑が少しは緩和されておりますが、買収をしてないところが残っておるということでございます。

今後につきましてですが、東側の用地でございますが、この東側の用地をおおむね歩道部分に充てるというような形になります。東側の歩道部分の用地買収を進めておりまして整備をしていくこととなりますが、現状からいたしますと、平成十四年度の完成でございますが、現状をごらんになるとよくわかると思うのですが、少しこの平成十四年度に終了するというような状況ではないというふうに県の方からも伺っております。財政状況、いろいろ国費の問題がありまして、厳しい状況であるということで、県の方も事業年度の見直しをおくれる方向でなければならぬというふうに伺っておりますが、私どもといたしましても、鋭意早急に開通していただけるように申し入れをしておるところでございます。

○三十三番（村田政弘君） これで終わろうと思えますけれども、先ほど市長の答弁をいただきましたが、財政問題いろいろあるとは思いますが、例の行革等々の関係を強力に進めるならば、いずれ財政にも若干の見通しがつくのではなかろうかなということで、絶大なる努力を期待して、終わります。

○市長（井上信幸君） ありがとうございます。現在、毎年返済に充てている金が約三十億でございます。そのうち前市長時代に単費でつくった地総債分、これを十年で今返還をしております。これは毎年十億でございます。三十億の中でございますが、三十億の中から地総債十億を返済しております。これが大体十六年で終わると余裕が出てくる。しかし、この間、どなたですか、御指摘いただきましたが、十八年、十九年、二十年、二十一年と退職者がふえます。これの引当金もやはりこれに考えておかねばなりません。だから、将来計画の中で今お話し申し上げますが、毎年三十億の返済をやっております。この点もひとつ御理解いただきたいし、また無理をして単費でやれといえばできんこともございませぬ。十一市の中で借金率は、別府市が一番今低いのです。一人当たりの平均借金率が二十一万でございます。十一市の中での平均的な借金率は三十九万でございます。大分市が約四十一万の借金率でございます。こういうことからしますと、単費でやってもいいではないかという御意見もあろうかと思えますけれども、将来のそういう退職金、その他のことを見越していきますと、なかなかそうはできないのではないかなど。今、多少節約をして借金だけを返すべきところは返して、そしてその上で計画計画として立てるということでもまいりたいと思っております。ですから、そういうことでございますから、先ほども言ったように極力国の補助または県の補助に乗せてそういう福祉会館的なもの、美術館的なもの、それから図書館的なもの、そういう複合的なものを考えていけば、あらゆる形の中で補助金が取れるのではないかな、このようにも一応案として考えております。あとは皆さん方の御意見によってもっともっといいものをつくらせていただく、こういうことでございますので、どうぞひとつこの点もお含みいただきながら御理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○八番（野田麻子君） 皆さん、お疲れさまでございます。もう一頑張りいたしましょう。

介護保険についての質問でございますけれども、質問項目は介護保険課担当なのですが、対象になる高齢者が高齢者福祉課担当部分がありますので、高齢者福祉課、お入りください。

ひとり暮らしの高齢者の実態把握を高齢者福祉課はされておられるそうですが、どのようなことでしょうか、教えてください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

別府市では、民生児童委員さんにお願いし、毎年四月一日現在で身体状況、あるいは住宅の状況などのほかに緊急時の連絡先を調査する、ひとり暮らしの老人実態調査表を作成し実態把握に努めています。なお、十三年四月一日現在の高齢者数ですが、四千九百五十人です。また、この表をもとにして消防本部と連携を取り、ひとり暮らし防火予防訪問や高齢者福祉課独自のひ

とり暮らし訪問を毎月行っているところでございますが、それだけでは五千人の実態把握は不可能ですので、地域の民生委員さんをお願いしたり、在宅介護支援センターの相談員に実態調査、またそれぞれの地区の老人クラブにもお願いして友愛訪問等を実施しているところでございます。

○八番（野田紀子君） 次に、別府市の老人ホームの定員と待機者数をお知らせください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

現在、別府市には養護老人ホームが三カ所あります。大分市には一カ所しかないのが、別府市に三カ所あるわけで、別府の市営の扇山老人ホームにつきましては五十名の定員、それからほるかぜ、もみじ寮もございまして、ほるかぜが定員五十名、それからもみじ寮が七十名となっています。全体で百七十名の定員となっています。

お聞きの待機者のことですが、現在、百三十五名の方が待機しております。

○八番（野田紀子君） ほとんど定員に近い養護老人ホームの待機者がいるわけですが、もう一カ所つくとか、あるいは施設を改修・改築とか、充実する方法は何かとおられますでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

高齢者福祉課といたしましては、大分県老人保健福祉計画、いわゆるゴールドプラン21に沿って各種事業を展開していますが、その中で養護老人ホームにつきましては、平成十六年まで現在の整備水準で維持するとうたっていますので、それ以上は無理のようです。そこで、我々はホームの、施設の充実を行っております。あくまでこれは入居者の立場に立ち、居住空間の整備を図っています。十三年度では畳の交換や廊下部分の鉄製サッシをアルミサッシに交換し、すきま風対策などを行ってきたところでございます。また、十四年度には居室部分の建具改修工事などを計画し、より快適な生活ができるように努めているところでございます。

○八番（野田紀子君） 介護保険が始まりまして、死ぬまで元気で暮らしたいというお年寄りの願いのためにも、介護予防のために介護生活支援サービスというのが実施されております。これは高齢者福祉の管轄となっておりますが、どのような介護生活支援サービスをしてられるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

高齢者福祉課といたしましては、介護予防生活支援対策として高齢者配食サービス、軽度生活援助サービス、生きがい活動支援通所サービス、生活支援短期宿泊サービス、緊急通報システム、介護予防事業、介護用品支給事業、家族介護慰労事業などを実施しております。

○八番（野田紀子君） この介護予防生活支援事業は、国の補助事業でありまして、去年度の初めごろには国のこの補助事業が大体十一種ほど指定されておりましたが、それからさらに多くの事業が指定されるようになっております。ですけれども、今私どもがすぐにでも、来年度からでも実施をしていただきたいという事業があります。寝具洗濯乾燥消毒サービスと訪問理美容サービスというのがあります。寝たきりではなくても、お年寄りはふとんを抱えて外に干すというのは、とても難しいことなのです。そして、おうちから余り出られないようなお年寄りのためには、訪問の理美容というのは理容です、床屋さんといわゆるパーマ屋さんが来て直接サービスをするという事業なのですけれども、これも国の補助事業ですので、国が二分の一、県・市で四分の一ずつの予算ということができております。来年度からでも実施していただきたいですが、どうでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

ただいまの実施していない事業につきましては、これは十五年度の老人保健福祉計画に、十四年度から見直しに入りますので、その中で十分検討させていただきたいと思っております。

○八番（野田紀子君） 事業計画の見直しを待たずに、ぜひ早目に実現してくださるよう要望をしておきます。

以上で高齢者福祉課の方は、質問を終わらせていただきます。

引き続き介護保険課の方で、よろしくお願いをいたします。

議第三十六号の介護保険条例の一部を改正する条例案、提案をしていただきました。この条例提案理由にうたってあります保険料の軽減は、平成十五年度、新しい事業計画が始まってからも続けられるのでしょうか、その予定を、もしわかったら教えてください。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

第二期事業計画の保険料の件だと思います。次期の事業計画において平成十五年から十七年までの三カ年の給付サービスの量の把握を行いまして、保険料についても算出された給付サービスの見込みの量から、高齢者にかかる一七%部分を推測し、当然ながらその委員会にかけて審議をしていただくということになります。

○八番（野田紀子君） 十二年度の決算によりますれば、六十五歳以上の年金が毎月一万五千円以下で直接に保険料を払い込む方たちですが、普通徴収の収納率、これが九〇・二六%で、逆にいえば一割の滞納者が減ったということになります。その滞納者の中で半分以上、五八%が所得第二階層です。世帯全員住民税非課税の方々でございます。これを見ましても、所得第二階層にとっての保険料の負担の重さが察せられるところでございます。私どもは、これまで議会のたびに保険料の減免や、さらに所得の少ない人が多い人より高い保険料を払う逆転現象を訴えてまいりました。そして、今議会に保険料軽減の条例改正案を提案していただけたと、感謝をしております。

二期計画におきましても、ぜひこの保険料の軽減を続けていただきたいと思います。十四年度だけというのでは、逆転現象の解決が一年間だけになってしまいます。元の木阿弥では困りますので、よろしくお願いします。

次に、利用料についてでございます。十二年度の決算では、介護保険財政では予算消化八割でした。介護サービスが、予定ほど利用されていないということが明らかになったと思います。利用料金の方から見ますと、平均して利用限度額の四一・一%になっております。使える額、つまり利用できる分の四割しか使っていないということです。さらに、介護認定の申請をして認定をされたけれども、施設もさらに在宅介護も受けないという人が、認定された人の、これが十三年度中なのですが、月二四ないし二七%おります。介護保険サービスを受けていのに受けないという人が、毎月二割以上、およそ四分の一いるというのは、例えば先月は利用したけれども、今月利用しなかったとか、いろいろあろうかと思えますけれども、およそ四分の一いるというのは、やはり利用料一割の負担が重いのではないかと思うのであります。その利用料も、国が所得によって最高限度額を設定したりして高額介護サービス費を払い戻したりしても、思ったほどサービス利用者がふえず、全国ではおよそ七、八割予算消化の市町村がほとんどになっております。

これまで私どもは、何度も利用料の負担が重くて介護サービスを受けられないという方の状況や、またその声も御紹介をしてきました。二期計画では、利用料の軽減、減免をぜひ計画をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険のサービスを受けたときは九割給付、それから一割負担と決まっております。そういった中で保険料と利用者負担のバランスをとることで、サービスを利用する者とサービスを利用しない者との間の公平な負担ということを確認するためにも、負担を求めることによりサービス利用についてのコスト意識を持っていただくといった考え方に基づいているというふうに思っております。したがいまして、低所得者にかかる利用者負担につきましては、高額介護サービス制度の中で低所得者には特別に低い限度額を定めて頭打ちにしているということになっております。

○八番（野田紀子君） それは全国でいわゆる低所得者対策をしているけれども、やっぱりそれでは不十分だから、六百以上の市町村が利用料の減免を始めているのです。県下第二の都市で利用料については、今度保険料については軽減策をとっていただくことになりましたが、利用料については独自の施策は何もないというのは、対外的にいかがなものかと思えます。そして、ホームヘルプサービスの場合は、制度が始まる前から利用していた人は三%の負担になっていたのですけれども、この負担割合が年度を追ってまたふえていくのではないのでしょうか。どのようにふえるのか、教えてください。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

一般会計の介護サービスですが、三%部分につきましては、段階的に上がるというふうに、五年間で段階的に上がるというふうになっております。

○八番（野田紀子君） では、段階的に上がっていったら、最終的には一割になるのですね。はい。介護保険一期目も、また二期目も恐らくお年寄りの生活状況というのは、よくなるようには感じられません。国政を見ますと、医療制度の改悪というのが、もう目の前に迫っております。年金も支給が先延ばしになったり、息子や娘がリストラをされた人だって、すぐお互いの身近にいるのではないのでしょうか。こういう中ですと、また保険料の滞納者というのが漸たに出てきたりするのではないかと思います。保険料の滞納者には制裁措置があるはずですが、今までにその制裁措置された例がありますでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険料を納めて給付を受けるというのが大原則である以上、給付制限は被保険者間の公平を確保するためにも必要と考えております。そういった中で、今のところ給付制限に至った被保険者というのはいりません。

○八番（野田紀子君） ここで実を言いますと訴えられた話がありまして、無年金なのですね。その生活苦から、二段階なのですが、保険料を全く払ってないというのですよ。「どうして払わなかったのか、払わんと介護を受けるようになったとき受けられんような制裁措置が、ペナルティーがあるんだ」と言いますと、「だって払えないから」と言うのですね。「そんな収入はないのに、どうやって払うのか」と言うのですが、こういうのを何という無知なとって笑うということは、とてもできません。ですから、本当にお金がないと保険料も払えない。そしてあげくの果てに介護給付も受けられないということになりかねないので、二期計画にも保険料・利用料の減免を盛り込まれるように強く要望をしておきますが、いかがでしょうか。一言市長、お願いします。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

利用料につきましては、法律でそういうふうに利用者一割負担となっておりますので、その委員会の中で議論するということにはならないというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） ここでよその市町村で減免しているところがあると、また蒸し返して話が堂々めぐりになるのも困りますので、特養ホームの方に話を移したいと思います。

特養ホームの定員とその待機者数と、さらにどれくらいの期間待機しなければならぬのか、教えてください。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

特養ホームの待機者につきましては、昨年調査した結果、七百三十五人程度の待機者があるということを把握しておりますが、この数字には重複分がかなり含まれておりますので、実際はもう少し低い数字だというふうに思っております。しかしながら、次回事業計画策定に際して、施設サービスの量の確保という観点から、正確な待機者の把握は重要です。そういったことから希望者の数だけ判断するのではなく、実際に必要な人がどれくらいいるかといったことを各施設と協力しながら把握をし、精査をしていく必要があるというふうに考えております。待機期間につきましては、各施設ともまちまちなので、何年、何カ月というふうには理解していません。

○八番（野田紀子君） 特養ホームの待機者数というのは七百三十五人というのは、去年の九月現在ということで、たしか十二月議会にも、その重複ではない実数は幾らかといったときに、やはり同じような答弁がございました。二期計画もすぐ始めるのなら、実際本当に実数はどれくらいなのか、早くつかむ努力が必要なのではないでしょうか。

（議長交代、議長三ヶ尻正友君 議長席に着く）

聞きましたところ、特養ホームも、さっき高齢者福祉課で出していただきました老人ホームとも定員ないしは定員より少し少ない、定員以上の順番待ちがあります。私も、施設に直接電話をかけて、大体どれくらいの期間待たなければいけないのかと聞きました。三年ないしは五年待ちとも言われました。特養ホームと養護老人ホームは、ホームの増設は二期計画では、いよいよ本当に避けられないと思えますけれども、どう思われますでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、希望者の数だけで判断するのではなくて、どれくらいの人が実際必要かということ把握したいというふうに思っております。

○八番（野田紀子君） 助役、一言。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

この介護保険もいよいよ今度は二回目のいろいろ基本計画の策定期間に入ったわけでございます。一期目の企画、いろいろやっぱり問題点が出ておるといのは、私も認識をいたしております。そういういろいろの問題点を整理する中で、今回の第二期目の計画については、十分に皆様方の意向等を加味しながら計画を策定していくという必要性があるということを認識いたしておりますので、そういう問題点も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） この特養ホームないしは施設のベッド数というのは、老人百人に対し三・四とか三・二とかいう参酌基準というのがあるのではないのでしょうか。

○助役（三浦義人君） 今回、介護保険が始まったということは、もう常日ごろ申し上げておりますから、やっぱり在宅福祉を中心ということになるわけでございます。これ、私も利用者からしてみれば、いずれ皆さんも高齢者になっていくわけござい

ます。この制度に、恐らくかなりの方がお世話になるのではないかと考えております。そういう中で、本来でございますと施設福祉を充実し、皆様方がこういうのを利用できるということは、これはやっぱり国民すべての人の願いであろうと思いますが、しかしながら、果たして現行の制度、国の財政政策の中でそういうものが非常に厳しいという点がございます。そういう関係におきまして、今回介護保険制度というものが創設をされたわけでございますから、やはりその希望はありますけれども、なかなか沿えないというようなものが、現在のこの制度の中の大きな問題点ではなからうかというように私どもも認識をしているところでございます。

○八番（野田紀子君） 介護保険は在宅が基本だということで、この法律はできていると理解しております。ところが、現実には在宅ではとても暮らしてはいけないうちですね。お年寄りのうちを見て下さい。それはもう立派なおうちに住んでおられる方もいらっしゃるんですが、でも、この別府市内を見て回られたとき、日当たりも悪いし、屋根がむらはずれているし、うちの中に入れば根太は落ちている。そんな貸し間に住んでいて、在宅でどうして入浴サービスとか受けられますでしょうか。この前、別府市で出されましたゴールドプランの冊子を見ましても、平成七年の国勢調査では、別府のお年寄りの公営住宅に住んでおられる率、これが三・九%です。全国平均の九・九%よりかなり低くなっております。そのかわり持ち家が高いのですけれども、その持ち家が、市内を回ればさき申し上げたような状況の家がほとんどなのです。

例えば私どもに訴えがありましたけれども、二階建て木造アパートにひとり住まい。もう三十年以上住んでおります。仮にAさん、女性で八十六歳です。昔はたいそう働き者で近所の世話焼きだったのですけれども、近年いささかの痴呆も入りまして、二階の人がお金をとったとかいう騒ぎを起こしております。部屋の片づけもおろそかになって、こたつぶとんやカーテンが積み上げられたままになっております。もし仏壇のお灯明が倒れたら、近所の人もみんな心配しておりますけれども、身寄りはありませんし、施設に入るのもまた特権者になっております。

Bさんというのが八十代の男性ですが、徘徊があります。去年の七月、暑い盛りに上野口の自宅からどこをどう歩いたのか、海門寺公園にいたのが見つかりました。慌てて連れ戻したのですが、今は体力が、もう年ですから衰えてしまっていて徘徊できなくなって寝たきりになっております。同じ年の奥さんが介護をしておりますが、典型的な老老介護で、この奥さんの方もまた痴呆が始まりました。嫁が着物をとった、とかいうことを時々言い始めました。

Cさんというのは、八十代の女性ですが、これも痴呆が始まりました。店をしている娘夫婦が、店をしながら介護をしているのです。しかもこのCさんは、よそに連れていくと、とにかく「帰る帰る、うちに帰る」と言って騒ぐのです。騒いでは外に飛び出してしまうのです。ですから、介護保険でデイサービスがあっても行けないのです。で、ショートステイになります。けれども痴呆のショートステイは、これも順番待ちでいつでも預かってくれるということはないのです。介護している娘夫婦だって、もう八十代の女性の娘夫婦なのですから、若くはありません。三年とか五年とか、あるいは二期計画でとか、待てないのではないのでしょうか。お年寄りはそのように待てないのです。何歳から「お年寄り」と言うのか、いろいろ論がありましようけれども、けれどもお年寄りというのは、もう一日一日が余生なのです。本当に来年はないような方たちです。身寄りはないか、あってももう若くはなく、もう介護に疲れ果てております。施設の増設というのは、それは養護老人ホームとか特養ホームとか、所管は違いますが、国が何とかとか、広域で云々とかいう前に、市行政として何とか助けてやろうとは思われないのでしょうか。

○助役（三浦義人君） 私、野田議員さんの質問を聞いておりまして、私もそのとおりだと思っております。これは、私の回りにも、また身内にもそういう者を、私は経験してもおるわけでございます。しかしながら、この問題を考えるときに、この市役所だけでこの大きな問題はなかなかやっぱり議論しにくい問題があるわけでございます。そこで、やっぱりこういう声というのは、国民全体が一体となって考えていく必要があろうというように私どもも思っておるわけでございます。後で医療制度についても御質問いただいているようでございますが、最近ではこの問題も大きなやっぱり国家的な課題として国の方で議論をされているようでございますので、私どもも機会があるごとにこういう問題を地方の声として、また住民の声として、やっぱり上に提言をしていく必要があろうかというように思っておりますし、そういう点におきましても、今回のその計画を策定する段階におきましては、そういうことを中心にしながらやっぱり議論を進めていくということが必要であらうというように認識をいたしておりますので、その点につきましても、十分御認識・御了解をさせていただきたいというように思っておるところでございます。

○八番（野田紀子君） 助役さんの切々たるお答えは、本当によくわかります。ですけれども、先日、私どもの控室の方なのですが、七十六歳という女性が、突然「老人ホームに入りたい」と言ってこられました。「入りたい」と言われても、百三十五人も待

っておるのに、と言うのも本当に気の毒なようでつらくなったのですけれども、この方は一人で暮らしていたのですけれども、ひとり暮らしというのが、だんだん体も弱ってくるし、つらくなってきたと。万一のとき、だれかに見つけてもらえるように老人ホームに入りたいというのですね。現在も、老人ホームに入るかという、かなりの偏見を持っている人もおられます。みずから入りたいというのは、よくよくひとり暮らしが不安なのだろうと察せられます。

これから医療制度の改悪で、病院を出されて行き場のないお年寄りがますますふえるのではないのでしょうか。そして、厚生労働省の方は、どうも施設サービスの参酌基準を三・四%から三・二%に下げるとしているようでございますけれども、こんなことをしたら、三・二%でも三・四%でも、例えば市の職員の方ですね、百人集めてそれぞれ親御さんを連れてきなさいと、五十代以上の職員の方がいいと思うのですが、百人連れてきなさい、お父さん、お母さん、連れてきなさい、といって、その中の三・四人、三人強が施設に入れるということにはかならないのではないのでしょうか。とてもこれは現実と合わないと思うのです。五十代以上になるとそれぞれ両親も年とってまいりますし、本当に介護のことが心配になってまいります。ですから、ますます国は当てになりませんから、市町村の方でさらに温かい施政を考えてほしいと思います。

介護保険事業計画をつくるには、現在の二期目の介護保険事業計画の話をさせていただきます。事業計画をつくるには、現在のお年寄りの実態をつかむ必要があると思いますけれども、介護保険の予算案には実態調査委託料二百万が計上してありますけれども、この調査の内容、また目的を教えてください。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険事業計画策定に要する経費の中で実態調査委託料を計上しております。これは、介護サービスの需要を把握した上で事業計画を策定するために、要介護者等の実態に関する調査を行うものでございます。委託先といいますか、お願いをするところは施設、それからお願いする施設、それから一般の高齢者、それから介護を受けている方、こういった方を調査したいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） 先ほど、高齢者福祉の方の実態調査も聞きました。それと介護保険の方のさっきおっしゃられた調査で、別府市の高齢者の実態を本当につかむことができると考えられるでしょうか。福祉の方で、お答えをいただきたいと思います。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

これまでの給付実績がありますので、それを参考にしながら、なおかつそういった調査をしていきたいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） 介護を受けていない方の、全市のお年寄りの実態調査ということでお願いをしたいと思います。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えをいたします。

全高齢者というわけにはいきませんので、抽出をして調査をしたいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） 介護保険課の調査だけではなくて、もっとお年寄りの実態をつかむという福祉分野からの調査というのはいかないのでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

介護保険だけではなくて高齢者福祉課、それとまた消防とも連携をとりながら人員を把握していこうというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） わかりました。市や、あるいはまた社会福祉協議会や保健婦など、公的に総力を挙げてお年寄りの体の状況とか住まいとか収入なんかを正確につかんでこそ、介護保険二期計画はもちろんのことですが、高齢者福祉計画がただなく、無理なくつくられるのではないかと私は思います。このような調査のことも、真剣に考えていただきたいと思います。

次に、今度の第二期介護保険事業計画策定委員会に公募の委員二人を私ども、公募をということでお願いをしておりましたが、委員二人を公募にいただきました。二月二十日にこの公募委員の応募が締め切りになっておりましたが、合格といいますか、採用といいますか、決定はいつ、だれがされるのでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

事業計画を策定するに当たりまして、市民からの意見を十分に反映させるということで、二名の公募を市報でお願いしたところ、九名の方から応募をいただきました。これにつきましては、男性が四名、女性が五名でございます。

今、選考基準につきましては、市報の応募方法どおりに応募されているかどうかといったことも参考にしながら選考中でござい

ます。今月中に決定をする予定にしております。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。今回私どもがお願いしたのは、その委員二人を公募にすることだけではなく、実は委員会の傍聴や、また議事録の公開もお願いをしておきましたのですけれども、それは委員長が決めることということでしたので、ここで再度そのお願いをしておきます。

では、介護保険はこの辺で終わりにして、医療制度についてです。

先ほど助役からお話がありましたように、国に対して声を上げていくということに、医療制度のこともちらっと触れられました。今度の医療制度の改悪案につきましては、市長会などでぜひ反対と、市民を守るために市長として反対したいという声を、市長に上げてくださるようお願いをしておきます。

今回政府が出しました、提案しましたこの医療制度改悪案というのは、別府の市民、特にお年寄りはさらに苦しめられるのではないかと思います。法案が通ったら、サラリーマンも公務員も民間問わず、すべての労働者と家族が、来年四月から病院の外来が三割負担ということになります。その三割は、将来にわたり維持するのだと明記をしております。七十歳以上のお年寄りに対しては外来一回八百円、月四回三千二百円までというのを廃止してしまいます。去年一月から始まった老人医療費一割負担を徹底するためです。保険料もまた引き上げられますので、不況に苦しむ中小企業の労使に追い打ちをかけることになります。

厚生労働省の計算では、三割負担で四千億、病院にかかれなくなった分が四千五百億、合わせて八千五百億円の医療費が割られる。国とすれば、節約できると見込んでおります。この医療費を節約する、引き下げるというのなら、まずは外来や入院の医療費の負担を引き下げて病院にかかりやすくさせ、重病にならないうちに治してしまうということが大事ではないでしょうか。そして予防に力を入れることです。検診を無料にするなどして受けやすくさせて、保健婦を増員し、乳児からお年寄りまで健康を守ることです。病院の窓口での負担をふやして医療を受けさせないようにするなど、もってのほかです。医療保険の赤字の原因は、そもそも国費の支出割合を削ってきたこと、国際的にも異常に高い薬価、薬の値段を下げさせなかったことです。どうか市長は、市民の代表として市民を、特にお年寄りを苦しめるこの改悪案には反対だということをぜひ上げてくださるようお願いをいたします。

続いて、定期検診に……（発言する者あり）、市長、答弁していただけますか。（発言する者あり）はい。では、定期検診についていきます。

骨粗鬆症につきましては、来年度から予算をつけていただきまして、本当にありがとうございました。

もう一つお願いしておりました前立腺疾患は、実際に治療を受けた男性が、本当に痛い治療だから、病気を早く見つける方法があれば、ぜひ頼む、と言われました。県下十市では検診していないとのことでしたけれども、男性高齢者がかかりやすい疾患ですから、やはり力を入れていただくように再度要望をします。

次に、健康診断についてです。

保健センターにつきましては、私どもは再々お願いをしましたし、十二月議会には渡邊議員が質問したとき、複合的施設を考えているということでしたけれども、現在どのような経過になっておりますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

きょうの三十番議員、さらには三十二番議員の社会福祉会館問題の中で市長は、交流会館的な複合的な施設が望ましい、日出町にそのような施設がありますが、本市としましては、市民の交流の場としての福祉の拠点づくりを福祉関係団体の御意見をお聞きしながら進めてまいりたい、と答弁いたしております。以上のことから保健センターにつきましては、この施設の中に取り入れていきたいと考えているところでございます。

○八番（野田紀子君） 大分県じゅうの「小さな」と言っは失礼ですが、市町村にも保健センターがあって、住民の健康を守っております。早過ぎるではないかという説もあるようですけれども、別府市にもぜひこれは早くつくっていただきたいと思います。

その保健センターの中で働くであろう保健婦の増員についてですが、これまでも再々お願いをし、また増員もしていただきましたけれども、保健婦の現在員と、その任務分担はどのようになっていますでしょうか。

○助役（三浦義人君） 保健センターの件につきまして、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

別府市には現在、医師会の方にも地域保健検診センターというものを設置いたしております。一般質問、この施設を十分に現在

も利用しながら、市民の健康増進に努めているというような状況でございます。さらに今回、私ども別府市におきましても、保健センターの検診車の購入ということで補助金の申請がございまして、そちらの方に補正予算で補助金を支出するようなことも議決をいただいたところでございますので、私どもといたしましても、やはり多くの市民の方が別府医師会立の地域検診センターをお使いになっていただければというふうに思っているところでございます。さらには民間の団体等々の健康センターもございます。しかしながら、将来もしそういう地域福祉センター等々の会館が建設されるというような時期には、また市民からそういう要望があるとするならば、またそういう点も考えていく必要があろうかというように考えているところでございます。（発言する者あり）

○八番（野田紀子君） すみません、保健婦の現員とその任務分担をまだお聞きしておりません。

○保健医療課長（伊南忠一君） 保健婦につきましては、本年に一名の採用があり、正職員は八名でございます。これは保健医療課関係部分だけでございます。それと保健医療課では嘱託職員が二名の、計十名で保健活動を行っております。

分担でございますが、成人・老人を対象にした保健事業とか母子保健事業がございまして、保健婦につきましては、校区割りをして校区担当ということで現在行っております。

○八番（野田紀子君） 日出では、日出の人口が二万六千人で七人の保健婦がおります。二人が福祉と介護保険担当で、あと五人が町民の検診などを担当しております。この割合でいきますと、別府の場合は五倍だから二十四、五人になるはずですが、大体人口の少ない田舎ほど保健婦は住民一人一人をよくつかんで、高齢者の訪問も定期的に行われております。先ほど伺いましたら、担当地域を決めて訪問などをしておられるそうでございます。これからは保健婦をもっとふやしていただきたいのですが、一応の増員計画というのはどうなっておりますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 現在ますます高齢化が進んでおりますけれども、これに伴い医療費の増加が見込まれております。医療費の適正化を図るためにも各種の保健事業の実施が必要となりますので、関係課に対し保健婦の必要性を理解いただきまして、年次計画を立て、適正人員確保に向け努力したいと思います。

○八番（野田紀子君） この行政改革の嵐の中で、とにかくにも増員をしておられるというのは大変ありがたいことと思います。さらに頑張ってくださいるように、お願いをしておきます。

次に、消防体制についてでございます。水道局と消防と、お願いしたいのですが……。

先月、田の湯町が火災がありました。被災された世帯、また被災された方々に、まず最初心からお見舞いを申し上げます。そして、先ほど竹の内の火事には早速行かれて、また戻ってこられた消防長さん、また消防署長さん、お疲れさまでございました。あと九分です。頑張ってください（笑声）。

さて、この消防なんですが、消防車に三人しか消防士が乗ってなかったと。「あれで本当に消えるのだろうか、消防士もむげねえのう」、という話が聞かれましたが、消防士というのは、もし国からの基準などありましたら、教えてください。

（答弁する者なし）（発言する者あり）

○八番（野田紀子君） 前に伺いました話では、昔は国の基準があったのだけれども、今はそれは何か基準が緩和されてしまっておりますということで、現在百二十人の消防士の皆さんが頑張っているということでございました。三人しか乗っていても救急の方から回したりして四人になどしていると、努力をしておられることを聞いております。

それで、ジョイフルなども焼けたときから、また異口同音に聞かれるのが、先ほどもお話に出ておりましたが、水圧が低い、十分に水がかけられなかったのだという話をあちこちで聞きましたけれども、これから水道局の話になるのですが、問題の田の湯町の付近の消火栓と配水管の状況について御説明をお願いします。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 議員さんの御質問に対しまして、まず最初水圧の件についてお答えさせていただきます。

配水管の水圧につきましては、水道施設設計指針によりまして定められておりまして、通常の場合、有効水圧は一・五から七キログラム・パー平方センチの範囲内であれば良好と言われております。火災の発生いたしました田の湯町四番付近の水圧につきましてでございますが、現状では五・〇から五・五キログラム・パー平方センチで配水を行っておりますので、水圧につきましては正常であったということであります。

○八番（野田紀子君） 水道管を敷いた時期ですね、布設時期はいつでしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） まず、議員さんの御質問に対しまして、田の湯町付近の水道管の配置についてを御説明させて

いただきたいのですが、まず配水管の大きさにつきましては、中公民館の前の横通りでございます。これは市道山田関の江線と申しますが、これは現在は百ミリが……（「水道管を引いたのはいつでしょうか。ただそれだけです」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。大正時代でございますが。（笑声）

○八番（野田紀子君） かなり古いと思いますけれども、水圧等には影響なかったのでしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 大正時代に布設された管でございますが、多少古くなっておると思います。しかし、機能といったしましては十分に作用しておりまして、水圧には影響がなかったと思っております。

○八番（野田紀子君） 消火栓の設置と費用、また維持管理というのは、どこの責任、水道局の責任でしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

消火栓の設置と維持管理につきましては、水道局で設置して管理しておるわけでございますが、設置費用につきましては、一般会計の方から毎年設置費用五百万、維持管理に二百万という形で七百万円いただいております。しかし、設置の費用は、それには及びませんで、まだその倍ぐらいの設置費用がかかっております。

○八番（野田紀子君） ちなみに平成十二年度の設置数と新設費用、維持管理費を教えてください。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

平成十二年度の消火栓の箇所でございますが、五十一基ございまして、費用といたしましては千四百二十八万三千三百八十八円でございます。維持管理費用といたしましては、二百二万二千七百二円かかっております。

○八番（野田紀子君） そうしますと、一般会計から繰り入れても足りない分が、この十二年度の場合は九百三十万六千九十円を水道局から出したということになるのでしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） 議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○八番（野田紀子君） ということは、消火作業というか、消防作業のために使う水というのは、本来市民の水道料で賄うものでしょうか。（発言する者あり）水道の経営というのは、水道料がもとなわけなのでしょう。ですね。そうすると……（発言する者あり）違うのですか。（発言する者あり）

○水道局工務課長（金澤 晋君） 先ほど申しましたのは、消火栓の設置費用それから維持管理費用につきましては、水道局の方で設置して維持管理しているわけでございますが、その費用につきましては、水道会計の方で負担しているという形でございます。その一部七百万、設置費用五百万と維持管理二百万につきましては、一般会計の方からいただいているという形でございます。

○八番（野田紀子君） ということですので、では次に行きます。

火事の直後、この田の湯の火災に限らず、火災の後の市からの補助と申しますか、どんな助けがあるのでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

火災後の見舞い金等の件でございますが、別府市災害見舞い金支給要綱というのがあります。その中で、市として見舞い金を支給するようにしております。

その程度でございますが、全壊全焼の場合には五万円支給する。それから半壊半焼の場合は……（発言する者あり）一割以上被災した場合には三万円、そういうふうな見舞いの基準があります。

○八番（野田紀子君） 市長、何かあったのではないですか。（笑声）よろしいですか。

今回に限らないのですけれども、自宅で商売などしていて自宅と店を一挙になくすこともあります。火災の後片づけから燃えた自宅の後片づけというのが、その家の持ち主の責任になるのだそうですが、よそからの飛び火となると、本当に災難としか言いようがなくて大層気の毒でございます。火事直後の見舞いのほかに、商売を続けたり、あるいは火事場の後片づけなんかの助成とかいうのが何かあるのでしょうか。商工課、社会福祉関係ではどうでしょうか。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

ただいま部長の方から御説明申し上げましたように……

○議長（三ヶ尻正友君） 休憩いたします。

午後七時三十九分 休憩

午後八時 三分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

○二十三番（岩男三男君） 本日のいよいよ最後になりました。御安心ください、九時には必ず終わりますので、御心配なく。消防長、時計を見なくても大丈夫です。

本日の我が党の堀本議員の質問に対して消防長の答弁、これは適切な言葉ではないと思います。私は、こういう答弁をすると、また火が起くるのではないか、このように思っていましたところ、早速竹の内で火事があって、飛んでいかなければいかんというような……、笑い事ではありませんけれども、こうした堀本議員の質問の願意は、何もメールが真実性が云々ということではなくして、こういう意見もあるから今後の参考にしてほしいというのが願意であります。

そこで、我が党の公明党の堀本議員の質問に対して、消防長の答弁の時間も短かったために、本来の言うべきことが言えなかったと思いますので、この際、貴重な時間ですけれども、私も防災関係の通告をいたしておりますので、まず消防長からこの点について答弁をいただいて、次の質問に入りたいと思います。

○消防長（宮崎眞行君） 岩男議員御指摘の文言を取り消させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、午前中九番議員さんの御質問の中のメールの内容についてのことでございましたが、火災で被災された方、ましてや飛び火によって火災に遭われた家族の方々の気持ちを思いますと、大変お気の毒だと思っておりますが、メールの内容自身は私の方も承知しておりまして、消防団、うちの職員等で聞き取りをやりました結果、中身については、内容についていろいろ食い違いもありますし、うちの消防の方針と、それから一般市民のところとの考え方が違う面もありますが、この場で一々取り上げて言ってもしょうがありませんので、今後こういうことを参考に、誤解を受けないような方法でやっていかなければならないのではないかと、今そのように思っております。ただ、火災発生時、田の湯火災の発生時におきましては、異常乾燥注意報が発令中で風速が十メートルというような中での火災でございましたので、まず見晴館の敷地一帯の打ち上がっている火災に対して、周辺の家屋に延焼をさせないということを第一義的に作業をしました。そのかいあって敷地内は三棟火災に遭われましたけれども、その周りは、あの強風下では延焼を免れたと。そのために東西南北すべて、うちの職員だけでは到底できません。消防団も一緒になって一致協力して周囲を守ったというようなことで、少し火が移ったらすぐ消すというようなことで、どうにか第一次火災については守っていたというところで、残念ながら第二次火災が起ったわけでございますが、第二次火災が起って、一次火災で消防団職員が消火作業に当たっておりまして、二次火災がすぐ隣であれば方向転換も簡単にいくのですが、距離が相当離れておりました。そのような中で強風で吹いているというような中での二次火災の対応は大変難しいということでもございましたが、その難しい中、団・署協力、日ごろから一緒になって訓練を今やっていますので、意思の疎通もありまして、うまいこと二次火災の方に早目に、専門用語で「転戦」と言っているようでございますが、戦術の転換ができたということでもございます。その後も強風下でガードを越えて第三次火災も起こるのではなかろうかなというようなところで、大変苦労したところでございます。

一言最後に言わせていただきますに、百五十人を超す消防団の皆さん、三時間から五時間かけて水をかぶりながらの消火作業をやっていたかまして、大変ありがたく思っております。意気に感じて無償でやって、手当とか一切なしの無償でやっておられるところ、大変私としてはうれしく思っております。今後とも消防署、それから消防団、一致協力して防災・火災に対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○二十三番（岩男三男君） この火災、私も防災の対策本部ということは、田の湯の火災を眼目とした質問通告でしたけれども、今、消防長が言われましたけれども、きょうの火事にしましても、そしてあの田の湯の見晴館周辺の火事にしましても、強風の中で確かに消防職員そして消防団の方々が命を賭して戦うとか、火の勢いと戦っていただいたおかげで、幸いにしてけが人もなく、死人もなく、延焼はあったものの、これらの人たちの努力、防火に対する熱意、そういうものに対しては私も心より感謝を申し上げます。ましてやボランティアで、きょうもたまたま私も火事の情報を聞きまして、消防長が先導して現地に行きましたけれども、強風の中で風下、黒煙が来る。もう来ているいわば「やじ馬」と言っては失礼ですけども、近所の人たちの方向に風が行くとせき込んで大変。しかし、その煙の中、炎の中にホースを持って、そして消火作業をしていただく消防の方々、あるいは消防団の方々、おかげさまで延焼もなく消火活動ができたわけですけども、そういうことでこうした火災、先ほどの消防長答弁がありましたけれども、近所の方々、火事に遭った人たちの周囲の方々は、やっぱり本当の、例えば五分、十分という時間以上に消防車が来るまでとか、水が効かるまでという時間は、本当の三分、五分以上に長く感じるものです。しかし、冒頭で堀本議員が質問しましたように、今回の火災を教訓にして、さらに消防技術を磨いていただきたい。

そして、あのきょうの火災を見ましても、また田の湯の現地に行かれた方々の意見を聞きましても、消防の職員あるいは消防団

の方々、専門用語はわかりませんが、マスクとか、あるいは眼鏡というのですか、そういうものはちょっと私は専門的な言葉はわかりませんが、そういうものも市長もこのことについては心配されていたようですけれども、今後きちっとした確保をしてあげてほしいと思いますが、その点はいいでしょうか。

○消防長（宮崎眞行君） ただいま御指摘いただきました、火災にはつきものの煙、特に強風下での煙は、上に上がらないで横にはうものですから、筒先を持っている職員・団員にとっては、大変危険なわけです。特に団員の方々は、装備が十分ではありません。それで、たまたま田の湯火災を市長が見ていて、すぐ私が呼ばれて、団員は、これは危ないではないかということで、目を守る、保護するゴーグルというのですか、それから防煙マスク、すぐ消防団に、各団に買って支給せよということで、今業者に言っていて注文しているところでございます。そのように大変危険な作業に従事している消防団の方に、改めましてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○二十三番（岩男三男君） この火災につきましては、市長も防災対策本部を早速立ち上げていただいて、被災に遭われた方々に対して万全のお見舞いをされたようですけれども、たまたまこの見晴館に住んでいた住民が、私の知り合いでした。火事の第一発見者で、この状況等についてつぶさに聞いたわけですが、ここに通告しております防災対策本部の設置について、むしろ火災現場のそうした火災活動以上に防災対策本部を設置するのはどこなのか。そのときに緊急に対応できなかった部分が少しはあるのではないかと思います。きょうは、後で答弁があらばしてもらいたいと思いますけれども、きちっとした体制をつくっていただいておりますけれども、庁舎内で多少不協和音があるということを指摘しておきます。

さて、防災教育及び訓練について、あるいは文化財に対する取り組みについて、教育委員会の決定について。この教育委員会の決定については、後ほど言いますけれども、文化財といいますか……、消防の件は以上で……、市長の答弁があるかと思いますが、遅いからまた後ほどというか、後日。これは、私の手元に「鶴見大平山地区やまなみ点検」ということでマップということで平成十三年度にこういうものができたということで、担当課からきょう届けていただきました。ホープ計画ですね。私もこれを読んで、初めてのことでびっくりしたのです。若干紹介させていただきます。

「別府の竹の内街道を歩いてみませんか。竹の内街道といえば、難波野津、今の大阪と飛鳥の都を結ぶ古代国道一号線、海外からの施設が大阪に着いて、道すがら人徳天皇陵などの大ピラミッドに驚かされながら進んでいった街道です。その竹の内街道が別府にもあると言われると、これは少々驚きます。そのお話は、いきなりテレビから飛び込んできました。『だれたい、そんないいかげんなことを言っているのは』と思いつつ、どうにも気になってしょうがありません。番組は、ケーブルテレビの財津さんの『不思議探検』。ついつい見入ってしまいました。結果はなるほどねということでした。おもしろかったので、それで一度歩いてみようということになり、財津さんをお願いして御案内いただきました。どこをどう歩いたかは、今回の町並み点検マップにすべて載っております。どうぞ皆様にもマップをたどりながらお散歩されることをお勧めします。きっと竹の内地区のみならず別府の原形がまだこんなところにあったと思われることでしょう。今、別府のあちこちで町歩きが行われています。すばらしいことです。住む人だけでなく、よその人にもぜひ別府の鶴見大平山地区の味わいをおすすめ分けしませんか。別府ホープ計画幹事会代表幹事」ということで、すばらしいこうしたマップが、中身が漫画風でできております。

市長ももうすでにごらんになっていると思いますけれども、こうしたものをぜひ朝日出張所にも置いていただいて、そして最近「湯けむり」と、そして町並み散策というのが非常に多くなっております。私も「竹の内街道」などという言葉、竹の内に来て二十五年になりますけれども、初めて聞きました。このマップ、ずっとつぶさに見させていただきましたけれども、非常によくできていると思います。

ちょうど竹の内、原爆センターの左側の方が、私の「岩男三男ハウス」があるのですが、ロシアの「何とか宗男ハウス」ではありませんけれども、ここに「三男ハウス」と書いていただければ（笑声）万全であったかなと。これはもちろんジョークですが、担当課の皆さん、そしてこれに携わった方々、大変に御苦労さまでした。どうかこれのよりすばらしい活用をしていただくように要望しておきます。

さて、次に教育委員会の決定。学校、南小学校。これについて私も今回は観光経済委員会に所属になりましたけれども、前回、総務文教委員会委員のときに教育委員会の、たしかお三方がお見えになりまして、「小委員会の一任を取りつけました、そして、この学校名についてはどの校名」――たしか六つ名前があったと思いますけれども――「どの名前をとっても一切は異論は出ません」、「間違いありませんか。朝日大平山地区公民館を決定するときに大変だったのですよ。『やまなみ地区公民館』あるいは『

朝日公民館』、『大平山公民館』、いろんな案が出たけれども、大変に苦勞して、結局両方の名前をとってつけたのですよ。だから、もしおつけになるなら両方をとるか、あるいは全然違う名前にした方が、老婆心ながらいいと思いますよ」、このように意見を申しあげましたけれども、あなた方は、「どの名前をとっても一切異論は出ません」、こう言いながら、結果として署名活動が始まった。私は、何かだまされたような感じがする。こんなことでいいのかと思いました。

そこで、それなりに教育委員会にも申しあげましたけれども、そうした中で卒業生の態勢を聞いてみると、今年度は浜脇小学校、南小学校、それぞれ卒業証書が違いますが、来年の卒業生は「第一期南小学校」、再来年は「第二期」。この二年間にわたる卒業生は、一度も新しい学校に行かずに「第一期生」、「第二期生」になる。これは不自然ではないかな。こうした署名が出て、校名を見直してほしいというのだから、せめて新しい校舎で本当に卒業生が出るまで、もう一度見直す時間があるのではないかと、このように思いますが、その点はいいですか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

議員御指摘の点、特に子供の気持ちを考えての御発言、大変ありがとうございます。ただ今回、議第三十一号で上程しておりますことは、南小学校と浜脇小学校並びに南幼稚園、浜脇幼稚園を本年度で廃止し、新しい「南小学校」と「南幼稚園」を平成十四年四月一日、今年の四月一日から平成十五年三月三十一日までに、現在の南小学校と南幼稚園の位置に設置するということであり、そしてその後、平成十六年四月一日からは、新しい「南小学校」、「南幼稚園」を現在の浜脇小学校に移すというものでございますので、来年度卒業する生徒は「第一回生」となるということになりますので、御理解願えればと思います。

また、本年四月よりの学校統合に向けて教職員の配置も一校分が進んでおることもありますし、国への認定申請等の関係で今議会で各議員さんの皆様方の御理解を得た上で、何とぞ議決がいただければと切に願う次第であります。よろしく願いたします。

。

○二十三番（岩男三男君） 余り理解できないのですよ。何でそういう……予算の配分の関係なのか、今回条例を提案しておるからどうしても変えられぬというのだったら、条例を引っ込めればいいではないですか。条例を引っ込めて、もう一年なり再検討するそういう余裕はないのですかと。

○教育総務課参事（楠 輝義君） 現在の署名運動のこともありますけれども、学校統合に関しては両地区ともこれまでの説明の中で十分理解いただいております。それで、統合についてはもう了解があるのですが、校名だけについてということで、校名が反対だからもう少し時間をかけたらどうかという御示唆のようですが、このことによります今後の学校づくりや地域づくり、と申しますのは、南地区の方々のお気持ち、これまでじっと静観されている方のお気持ちを考えると、やはり今議会で御理解を願うことが、よりよいことではないかととらえておりますので、御理解願いたいと思います。

○二十三番（岩男三男君） この件については、地元であります二十九番議員も質問するようになってきているようですが、私は何となく総務文教委員の一人としてだまされた。こうした問題がまさか起きるなんて。「大丈夫なのですね」と言ったら、「どの校名をとっても大丈夫です」ということで、こうした問題が起きること自体、私ども総務文教委員会の委員に説明したと違う結果が出ているではないですか。だから、もう少し待ったらどうですかということを今申し上げたのです。教育長、どうですか。一言だけ。

○教育長（山田俊秀君） お気持ちは十分わかります。ただ、今度小学校の新一年生も入ってまいります。実はこれについては補助金等の関係で県と……、何度も私も行きましたけれども、新一年生の子供たちが今度南小学校に来るわけですね。それを仮称でいくのかいいのかというようなことも考えられますし、総務文教委員会で私どもが説明するときに、校名については教育委員会で決めますということの一任を取りつけましたので、先ほどの答弁のときにも言いましたように、まさかこういう問題が起こるといのは、私自身もびっくりしたのです。というのが、教育委員会の方に一任ということになっていましたから、それから先ほども言いましたように、実際に浜脇小学校で教えている先生方あるいは校長先生方のお話を聞いても、「いや、学校ではそういうことは一切ない。子供も全然動揺もないし、それから親御さんの中でもそういうことを、学級担任も校長先生も、学校の中でそういうことを言ってきたことはない」ということを聞いておりましたので、私も実はこんなことが起こると思いませんでした。校長先生が、「電話は一本だけありました」と言いました。その一本は、ある年配の女性の方からの一本で、「私は署名をした。けれども、大変何か学校に迷惑をかけたのではないかな。もう大変申しわけありませんでした」という電話をいただいたという、その一本があったということと、それから交通指導を朝、校長先生が校門のところですが、そこを通りかかった何年生の御父兄か

知りませんけれども、御父兄の方が、「先生、私は署名しなかったからな」ということも聞いたと。私が校長先生から聞いたのは、その二件しかないのです。だから、私はもう学校はうまくいっているものと思っておりましたので、本当に私としてももうびっくりしているようなわけでございます。

今回、一年生というのですかね、初めての子供が入ってくるから、これで仮称で、今言われたようなこともありますけれども、できたらそれは避けたいなという気持ちでございます。

○二十三番（岩男三男君） 私は、卒業生だけのことを考えていましたけれども、新一年生ということを考えれば、今、教育長の言われたようなこともあろうかと思えます。いずれにしてもこの案件は、総務文教委員会に付託をしたわけですから、そこで十分な議論を尽くして、問題は学校現場がスムーズに、明るい雰囲気教育現場が進行するように切に願っております。

さて、文化財に対する件もある質問したいと思っておりますけれども、次に建設行政に移りたいと思えます。

建設行政につきましては、るる質問通告をしているわけですが、こうした量とか、あるいは手すり、流し台、要するに管理運営につきまして、私は平成九年の第四回十二月の議会で管理センターというものについて質問しております。「例えば営繕・修理、そうしたものを考えに入れて、そして新たに財源が要らなくても、今までの例えば営繕費の中からできるような管理センター方式というものは考えられないのか」という趣旨の質問をしました。

当時の建設部長、きょうはなぜかお見えになっておりませんが、このときは安東さんでした。「お答えします。この管理センターの第一点の目的につきましては、四十四団地の二千七百三戸のそれぞれの家賃の徴収ということがまず挙げられます。二点目については、昭和四十年代から建てられた住宅がございまして、その修繕については年間何百件という苦情が来ております。そういう維持営繕も含まれております。それから、それぞれ住宅の家賃の納入についての相談もこの管理センターの中で行いたいというような考え方を持っております。それと、この管理センターについては、市の職員を直接張りつけるのではなく、修理等につきましても、これは私案でございますが、シルバー人材センター等、そういう人から雇用する方法も一つであるのではないかとというような考え方を持っております。できれば安い費用でこの維持管理ができれば、このセンターの目的は達せられるのではないかと、こういう考えを持っております」。平成九年ですよ。

次に井上市長が、「御指摘の点でございますが、この間こそ課長に命じまして、年間の運営管理にどれぐらい経費が掛かっているのか、それを早急に精査して出せと。その上で管理運営についてはどのような体制で臨むのか、民間委託なのか、あるいは管理運営方式で特殊な団体をつくってやるのか、これもひとつ含めて考えるようにと。それとあわせて、駐車場のトラブルがあちこちで起こっております。特に消防長も耳にしておると思いますが、救急車や消防車が入れない、こういう問題が混雑をきわめている。ましてや一世帯に二台も三台も市営住宅の近辺に放置している。一世帯に二台、三台持っている方がおる。こういうことの整理も含めて今後管理運営をするべきだという声も民間から出ておりますので、そういうことを含めてやはりきちっとした管理運営体制をしたいと思えます。その中にはもちろん営繕も含みますから、そういうことでひとつ御理解をいただきたい」。

市長、これはもうあしたでもやるような答弁ですよ。平成九年、では進展がないのかといいますと、平成十一年第二回の定例会でも私はこの件について質問しております。平成十一年第四回、三月十日にもこの件について質問しております。そういう中で特にいろんなことをして実現してもらいました。この井上市長になりましてから、私が一番感謝を申し上げるのは、一番望んできた管理人のメーター検針、このメーター検針の測定ですね。八十四歳もの、八十を越えた高齢者がいるということで、このメーター検針の民間委託をしていただきまして、全市営住宅のメーター検針が民間でできるようになりました。

さて、こうした中でこの別府市の市営住宅、これは戸数が二千八百世帯ぐらい、平成九年から少しふえております。このように非常にふえている。安心院町の町の戸数と変わらないぐらいの市営住宅の戸数を抱えておる。そこで、こうした中で順次質問してまいりますけれども、まず第一点に、市営住宅の管理について量の取りかえ、あるいは流し台、建てて以来三十数年来、四十年たとうかというのに、一度も量の床を取りかえてない、流しも修理代の方が高いという、こうした状況でありますけれども、このような場合にどのような取り扱いをしているのか、この点からお伺いします。

○建築住宅課長（安部重徳君） お答えいたします。

市営住宅の維持管理につきましては、年次計画を立てまして、緊急性の高いものから順次整備を進めております。先ほどの流し台や量の床は、空き家修繕を行う際、職員が調査を行い、老朽化して取りかえる必要があれば取りかえております。また、入居者

からも要望があれば、調査をして取りかえております。

○二十三番（岩男三男君） 現在の別府市には、市営住宅と県営住宅は何世帯あるのか。この戸数をお知らせ願いたい。そして、かつては県営住宅は、別府市の市営住宅の窓口というか、別府市が運営しておりました。それが今、県の住宅管理センターというのですか、正式な名前は後で言っていたと思いますが、県の土木事務所の中にありまして、議事録にも残しておりますけれども、平成十一年に質問したときに、前の市長時代は六カ月に一回しか市営住宅の入居の募集がなかったのが、今の市長になり三カ月に一回になり、そして二カ月に一回になりました。これは、我が党の強い要望もあったわけですが、県では毎月募集を行っております。民間でも月とかではなくて、空きができれば一週間か十日で募集をかけますよね、「空き室あり」。こうした体制をつくるためにも、こうした職員だけが携わるのでは、どうしても給与の面でも高くなると思います。経費削減、そして行革の上から考えても民間を視野に入れた住宅管理センターを設置して、市民のニーズ、当時は六カ月に一回、三カ月に一回でもよかったのですけれども、さきに我が党の議員団長の伊藤議員が質問しましたけれども、今や市営住宅に入りたいという人がものすごくふえております。これが安心院町に匹敵するだけの戸数があるのに、今の市営住宅を担当している人数で果たしてできるのか。二十二番議員も去る議会において、住宅課の職員が少ないのではないか、こういう指摘もされましたけれども、この住宅管理センターについて、まず課長、答弁をお願いします。

○建築住宅課長（安部重徳君） お答えいたします。

まず、別府市には県営住宅と市営住宅が何団地、何世帯、住民数はどれくらいかということでございますが、市営住宅は四十一団地、二千八百二十一戸、六千三百三十二人がおります。県営住宅につきましては十一団地、六百三十二戸、千九百七十二人。合計五十二団地、三千四百五十三戸、八千五十九人の方々が毎日生活しております。

県営住宅のように毎月募集してほしいということでございますが、平成五年四月に県営住宅の管理センターが別府土木事務所内に設置されるまでは、別府市が県から募集を委託されておりました。当時は県営住宅と市営住宅と一緒に随時募集を行っていましたが、公営住宅法の改正等によりまして、公募の原則を遵守するために、平成五年から年二回の公募を行ってまいりました。年二回の公募では少ないという指摘がございまして、平成六年から年四回、昨年十三年度からは年六回の募集を行い、毎月募集に近づけてまいりました。

センター設置の件につきましては、議会の中でも住宅の募集について常時窓口の設置や家賃滞納に対する体制づくり、住宅の管理修繕等を統括するセンターを設置するようとの御指摘を受けております。

そこで、現行体制の中で可能な改善を実施するために家賃滞納整理対策、管理体制の強化を目標に家賃の収納率の向上と住宅の常時募集に近づけるため、先ほども申しましたように年四回から年六回に募集を改善し、住民サービスの向上に努めてまいりました。徴収率につきましても、目標に近づきつつあるため、今後は住宅管理センターの設置に向けて委託できる業務内容を整理しながら、十四年度中には条例の整備をしながら、委託先が決まりましたら十五年度から委託契約できるものから取り組んでまいりたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） えらい前向きの答弁をしていただきました。市長、大丈夫ですか。平成九年のときからずっと今まで何もできなかったのが、十五年にはこれを設置したい。もちろん民間を通して、そしてそうしたエージェントとか、徴収率向上とか、もろもろを含めて一年間そうした検討期間を経て十五年から実施したいということですが、そのとおりと考えてよろしいのでしょうか。市長に確認をしたいと思います。

○市長（井上信幸君） 今の御指摘の点ですが、私が就任したときは三カ月に一回、それが六カ月に一回となりました。御指摘を受けまして注意をいたしまして、今日になりました。それでも本当は昔は一カ月に一回やっていたから、これに返すのは当然だと。なぜそうなったかという、その辺の経緯はもう定かではありません。しかし、前に戻してやはり市有財産の一環でありますから、一カ月寝ればそれだけ収益が上がらなくなるわけですから、企業体質的にやっぱりきちっとやるべきだということを今強く要求しております。

この管理センターの件ですが、新しい市営住宅には、もうきちっとした駐車場をつけたので、そこからちゃんと駐車料をいただいております。その方向づけと同時に、今の乱雑になっているそれぞれの市営住宅の駐車設備を一度きちっとやるべきだと。それであなたたちができなければ、何か別な管理センターをつくってきちっとやるべきだということも、もう三年前から強く言っているわけですが、なかなか……。この行政の場というのは、大回りはできても小回りが効かないところがございます、すぐ言

って、すぐというのはなかなか。一年計画で二年目から実施しようかというのが大体の鉄則でありますし、いろんなことにしても年次計画でというのが、大体の基本法則になっております。しかし、これでは遅いわけですから、今、課長も申し上げましたけれども、課長の言を信じて私もその方向で期待をしておきたい、このように思います。

○二十三番（岩男三男君） ちょっと反対ではないかと思うのですが、その方向でぜひよろしくお願いします。市民もやはりそうした毎月募集。民間だったらもうとんでもないことですよね。だから、そうした民間的な意識を持って最大限の努力をしていただきたいと思います。

さて、市道及び公園、土地の有効利用について、これも質問通告をしておきました。これは本来なら部長答弁を求めるところですが、今回はこの点については保留をして次回に持ち越します。

三番目の市庁舎管理及び職員のマナーアップについてということで通告をしておりますが、特に庁舎管理。私は、G階の銀行のキャッシュカードの横にありましたマッサージ機、あれを見て、あそこになにか真っ赤なスポーツウェアを着たり寝そべて、余り庁舎としてふさわしくないな、もし運動するのであれば、どこか体育館か勤労者体育館、そういうところに設置すべきではないかなということで、この点を指摘しましたところ、国民年金課長並びに庁舎管理の総務ですか、藤野課長に要望しましたところ、幸いにしてあのマッサージ機も壊れている、そういうことも含めて勤労者体育館の方に移してくれました。非常にすっきりとなりましたけれども、こうしたちょっとしたこと、こうしたこともやはり職員が気をつけるべきだ、このことは申し上げておきます。

その他、第四の質問通告をしておりますけれども、本日は皆さん、大変お疲れのようでございますので、職員並びに議員の皆さん、そして私の健康管理も含めまして、（笑声）本日の質問はこの程度で終わります。ありがとうございました。

○議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日九日と十日は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、十一日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日九日と十日は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、十一日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、十一日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後八時四十五分 散会